

労働総研

クォーターリー

ISSN 0918-7618

2017
春
季号

特集

全国一律最低賃金をめぐる諸問題

全国一律最賃制確立の重要性と課題

最賃闘争と社会的な賃金闘争の課題

最低生計費調査から見た現行最賃の問題点

最賃引き上げが国・地域に及ぼす経済効果

最賃15ドルを求める米国労働運動

東京・東部共同…中村和良

神奈川労連…福田裕行

静岡県評…林 克

京都総評…池田和弘

小越洋之助

斎藤 寛生

中澤 秀一

木地 孝之

伊藤 大一

RODO SOKEN

編集・発行 労働運動総合研究所

発売 本の泉社

労働総研ブックレット No.11

The Japan Research Institute of Labour Movement RODO SOKEN Booklet / 編集：労働運動総合研究所

財界戦略とアベノミクス

——内部留保はどう使われる

藤田 宏 著



序章 アベノミクスと財界戦略

第1章 バブル崩壊後の財界戦略——『新時代の「日本的経営」』と「新型経営」

第2章 財界・大企業の搾取強化の新段階——付加価値の企業配分の増大

第3章 「新型経営」下で急膨張する内部留保

第4章 財テク重視の「新・新型経営」による新たな資本蓄積方式

第5章 「新・新型経営」とアベノミクス

終章 内部留保は国民経済の障害——内部留保を経済の好循環の糧に

ISBN：978-4-7807-1215-5 C0036 A5判・64ページ・定価600円(+税)

『労働総研ブックレット』No.1～10も好評発売中

全てA5判／No.1～8：定価571円(+税)／No.9：定価800円(+税)／No.10：定価550円(+税)

No.10

人間らしい働き方とジェンダー
平等の実現へ
労働組合の役割ととりくみ 64頁
労働総研女性労働研究部会編

No.9

アベノ改憲の真実
平和と人権、暮らしを襲う濁流 104頁
坂本 修著

No.8

労働時間の短縮で
日本社会を変えよう 64頁
斎藤隆夫 監修・労働総合運動研究所編

No.7

ブラック企業と就活働く権利
青年に希望を悪質企業を見分ける確かな眼 72頁
生熊茂実・鹿田勝一著

No.6

最低生計費調査とナショナル
ミニマム——健康で文化的な生活保障 64頁
金澤誠一著

No.5

地域循環型経済への挑戦
松丸和夫・吉田敬一・中島康浩著 64頁

No.4

TPPと労働者、労働組合
萩原伸次郎著 64頁

No.3

公契約適正化運動のすすめ
発展方向と可能性を探る 64頁
伊藤圭一・斎藤寛生・原富悟著

No.2

大震災と日本の社会保障
被災地から労働・生活・地域の
再建を考える 64頁
日野秀逸著

No.1

フランス、イギリス働くルールと
生活保障の最新事情 72頁
労働総研仏英調査団編

本の泉社

21世紀を生きる人と社会に役立ち、
感動を共有できる本づくり

お求めはお近くの書店または本の泉社へ

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-25-6

HP: <http://www.honnoizumi.co.jp/> 郵便振替: 00130-6-137225

TEL: 03-5800-8494

FAX: 03-5800-5353



☞ 単行本の出版のご相談をお受けいたします。お気軽にご連絡ください。☞

Issue in spring 2017 季刊

『労働総研クォーターリー』 No.105 2017年 春季号

特集

目次

全国一律最低賃金をめぐる諸問題

全国一律最賃制確立の重要性と課題	小越洋之助	2
最賃闘争と社会的な賃金闘争の課題	斎藤寛生	15
最低生計費調査から見た現行最賃の問題点	中澤秀一	24
最賃引き上げが国・地域に及ぼす経済効果	木地孝之	33
最賃 15 ドルを求める米国労働運動	伊藤大一	39
■東京・東部共同 全国一律最賃制の法制化を 業者と労働者の共同、30 年	中村和良	45
■神奈川労連 最賃裁判が明らかにした「働く貧困」の実相	福田裕行	48
■静岡県評 最賃引き上げは地域経済活性化の“決め手”	林 克	52
■京都総評 中小企業支援で最賃引き上げを	池田和弘	55

労働戦線 NOW

2017 春闘と「働き方改革」の攻防 経団連は過少ベアと春闘変容を狙う

青山 悠 58

特集 ● 全国一律最低賃金をめぐる諸問題

全国一律最賃制確立の重要性と課題

小越洋之助

はじめに

日本経済のグローバル化において歴代自公政権、なかんずく安倍内閣の大企業優先の成長戦略、財界の飽くなき蓄積要求によって、所得や富が一握りの富裕層、大企業に集中し、その下での労働者・勤労者の雇用条件・労働諸条件が悪化している。この現実において若者、高齢者を問わず、勤労者の所得の低下が進行し、貧困と格差が広がっている。ワーキングプア問題は多くのメディアでも取り上げられ、同時に「中間層の疲弊」も語られる状況である。組織労働者、未組織労働者を問わず、生活が苦しい、生活できないという状況が広がっている。このことに対して、資本との対抗軸、カウンターパートを担うべき労働組合の必要性和社会的意義が改めて問われている。

本稿では日本の貧困化について多少の記述を行い、その根源にある「賃金の下位層」に置かれた多数の非正規労働者、未組織労働者の賃金を制度的に引き上げる最低賃金制に焦点を当て、とくに全国一律最賃制の動向について、先進国の最近の事例を参考にしつつ、日本の著しく遅れた最賃制の現状や、全国一律最賃制の必要性和課題、その今後の展望について、筆者の意見を加えて記述してみたい。

1 労働者の貧困の現状をどう捉えるか

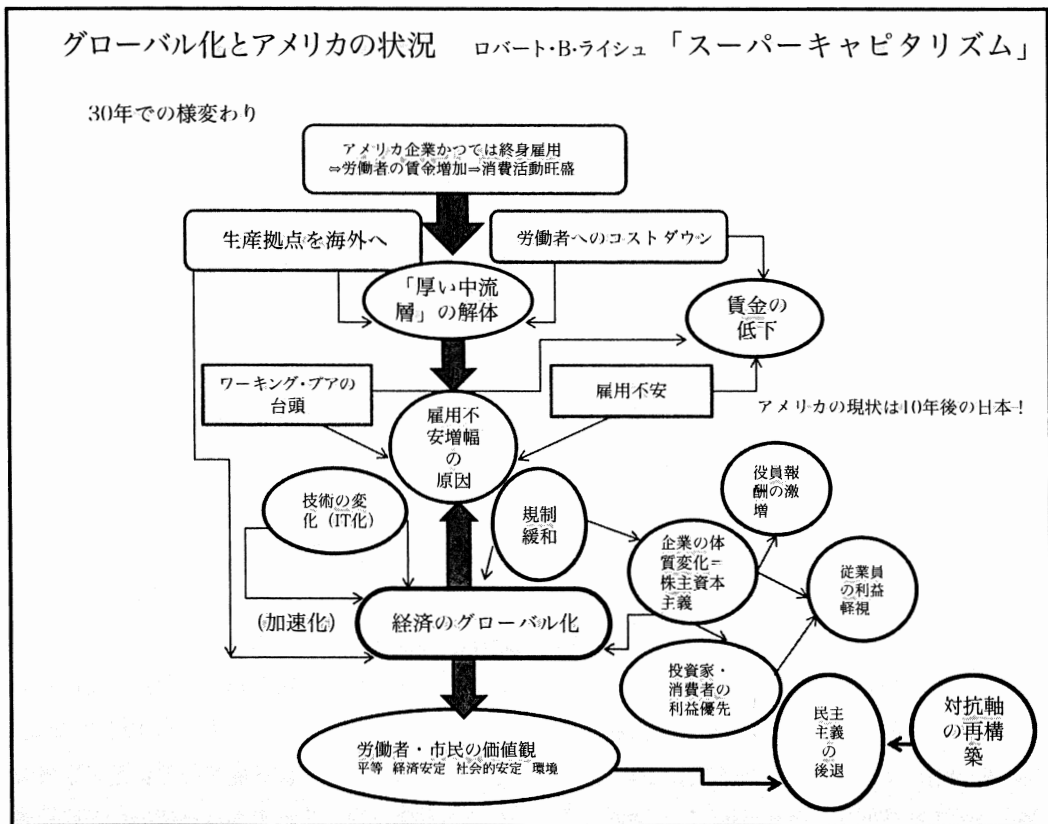
1) アメリカ研究者の分析から

ワーキングプアの増大、「中間層の減少」は先進資本主義国で共通の現象であるが、日本ではとくにアメリカの後追いの状況にある。

ロバート・B・ライシュ（カルフォルニア大学バークレー校教授）は、グローバル経済の特徴となるアメリカ企業の多国籍企業化とその影響を説明している。図1はその労働者への影響を筆者なりに理解し図示したものである。

アメリカ大企業の多国籍企業化によるグローバル資本主義を、ライシュは「スーパー資本主義」と表現した。要約すれば、アメリカの大企業の海外展開は国内産業と雇用の空洞化の招来、海外との競争を理由に労働者への人件費削減を推し進める。賃金の低下や雇用不安は「分厚い中間層」の減少・その疲弊、「働く貧困層」を生み出した。それらは自動的に行われるのではなく、IT革命を背景とし、金融業などの企業経営を有利にさせるさまざまな規制緩和、同時に株主資本主義という企業の体質変化がバックにある。1950～60年代まではアメリカ企業はさまざまなステークホルダー（従業員、消費者、顧客、株主）を念頭に企業経営を行ってきた。だが1980年代は株主価値の重視に企業経営をシフトし、投資家や金融業、大企業の最高経営幹部（CEO）に法外な報酬を与えた。他面、労働者・従業員はリストラによる

図1 グローバル化とアメリカの状況



資料：ロバート・B・ライシュ『暴走する資本主義』（2008年、東洋経済）を参考に筆者の理解により図示。

解雇、賃下げなどを頻発させられた。少数の大企業経営幹部、ウォール街（証券、銀行業など）の幹部、投資家など少数の富裕層はますます富を増加させたが、逆に貧困層の増加、「中間層」の疲弊により両者の所得格差は歴大に広がった。民主主義の後退の危機であり、労働組合の活性化などの対抗軸の構築が必要である、と。

さらに、ライシュは、近著『最後の資本主義』において「働く貧困層」「中間層の疲弊」が増加した背景・原因を指摘している。第1に、景気低迷期における「中間層」の疲弊。具体的には人件費削減、外注の増加、オートメーション化による代替、直接的な賃下げなどで、解雇・失業により彼らは、賃金水準が低い地域のサービス産業（小売業、ファストフード業など）に転落したこと、第2に、連邦最低賃金の低い水準での長期凍結、

第3に、「福祉から就労」への政策変更、を挙げている⁽¹⁾。

「中間層の疲弊」は、本書でライシュがとくに強調している点であり、多くの富と所得が少数の高額所得層・富裕層に向かう動きの進行の中で、この層の賃金は低下し、消費を維持するために厳しい自助努力を迫られた。1970年代、80年代は妻、母親による多就業化、1990年代は長時間労働の強制、2000年代は借金づけになった。貧困層はさらに厳しい解雇や再就職の困難を生んだ。再就職できても、賃金や手当の切り下げが直撃する。まさしく貧困層の増大と「中間層の疲弊」は無関係ではなく、連動しているのだ、と。

2) 日本の貧困の特徴について

さて、ライシュの指摘を参考にして日本の現状

をみよう。

高度成長期には、日本の労働者は、経済成長における分け前、その一部を受け取ることが可能であった。また、若年労働力不足は深刻で、初任給の上昇は1973年頃まで続いた。その給源は農業から供給され、「初代労働者」が増えた。雇用は正規雇用が中心で、いわゆる終身雇用が慣行化し、昇給が保障された。1960年代後半からのインフレの下では、労働組合はインフレ阻止闘争でストライキを行い実質賃金の上昇が担保された。マイホームの購入や、子女の高等教育までの進学の可能性の広がり、ベビーブームによる出生率の上昇により人口も増加した。

貧困層はむしろ存在していたが、それは団塊世代が享受した「一億総中流」の影に隠れていた。

だが、いまの現実はどうか。安定した正規雇用の機会は減少し、失業・半失業層は減らず、非正規雇用が約40%である。2016年平均で、役員を除く雇用者総数5372万人中、非正規は2016万人37.53%（「労働力調査詳細集計」）、年収200万円以下の「ワーキングプア」2015年1130万人（国税庁「民間給与実態調査」）である。それは若者と高齢者に多い。

派遣労働が自由化され、新しい技術革新を利用して、労働者の「賃労働」の本質をはぎ取り自営業主化させる動きも登場している。賃金は1998年以降恒常的に低下している。長時間労働・過密労働が常態化し、過労死や過労自殺が社会問題になっている。「ブラック企業」が流行語大賞となり、高齢化だけでなく、労働力の世代的再生産に危機をもたらす少子化、人口減少が顕在化している。社会保障は抑制、削減され、それを営利化＝産業化させる政策すら進行している。

ここで挙げた例はすべてが貧困化の指標である。かつて、マルクスが『資本論』で展開した資本の蓄積の対極としての労働者階級の側における「貧困、労働苦、奴隷状態、無知、野蛮化、および道

徳的墮落の蓄積」とした貧困化の規定は今日でも姿を変えて生きているのである。

貧困というと、われわれはまず生活の貧困、社会保障の貧困を想起する。それはむしろ誤りではない。ただし労働条件や雇用関係、企業内における上司からのパワハラ、セクハラ、労働者の企業内、地域における孤立化、孤独化、頼れる仲間がない、あるいは余暇の活用、文化や芸術に接近できないなどの社会関係、文化からの排除も貧困化の指標である。

グローバル化した経済体制が進行している今日、とくに「労働の貧困」にまず注目すべきであろう。近年の日本ではアメリカほどでなくても、富裕層の富の増加、大企業経営者の報酬の激増、大企業の内部留保の増大、その対極として貧富の格差の拡大、ワーキングプアの増加が顕在化、可視化している。筆者は日本における「労働の貧困」をまず雇用条件の貧困として、①「働き過ぎ、働かせ過ぎ」による貧困、②「雇用の不安定・半失業」による貧困、③「生活できない低賃金と昇給の展望なし」による貧困にざしあたり整理した。また、低賃金層の増大と「中間層」の賃金の低下（下方分解）を論証した⁽²⁾。

ここではその視点から、非正規労働者層・貧困層に直接影響する日本の最賃制に注目した。本稿はいわばその分析の延長線であり、現行最賃制の問題点、対応軸の一つとしての全国一律最賃制をめぐる諸課題について以下展開したい。

2 日本の最低賃金制の特徴―「貧困最賃」「格差最賃」「社会的標準の欠如」

1) 貧困最賃について―「貧困線」と最賃制の比較

日本の最賃制の根本的欠陥は、①その水準が貧困ラインと大同小異であり、独立した生活ができないこと（貧困最賃）、②地域別最賃の弊害が露

骨に現われ、地域格差が膨大化していること（格差最賃）、③最賃の「社会的標準の欠如」に整理した。現行の最賃制については、このほか、①決定基準として事業の支払能力が大手を振っていること、②審議会委員、とくに労働者側委員任命が公正ではないこと、③「最賃と生活保護との整合性」（改正最賃法第9条3項）が実現していないことも挙げておきたい。

第1の貧困最賃と規定するには、「相対的貧困率」との対比が必要である。

表1は総務省による相対的貧困率（総世帯）の結果である。表示のように1999年～2014年には中央値は312万円から263万円と49万円も下落した。その2分の1未満の貧困線も156万円から132万円と24万円も下がった。2014年は5年前と比較して中央値は7万円、貧困線は3万円も低下している。

これは人口の高齢化、高齢者の退職による収入の低下を反映していると思われるが、可処分所得の低下による貧困層の対象の変動による貧困線への影響もある。その背景には勤労者層の賃金や営業収入の低下、税・社会保険料の負担増大による「中間層の疲弊」があるとの指摘もある。（「しんぶん赤旗」2017年1月29日、31日号の分析参照）

この貧困線を地域別最賃の水準と比較したい。

2016年10月に改定し、2017年発効している現在の最賃時間額は加重平均値で823円、最高額（東京で932円）、最低額（沖縄県、宮崎県で714円）である。加重平均額について月額換算すれば、①政府基準の173.8時間で14万037円、②150時間換算で12万3450円、③1日8時間22日就労で14万4848円である。

「相対的貧困率」との対比では、この名目最賃額に税・社会保険料を控除した可処分所得ベース

表1 相対的貧困率（総世帯）

	1999年 (平成11年)	2004年 (16年)	2009年 (21年)	2014年 (26年)
	%	%	%	%
相対的貧困率	9.1	9.5	10.1	9.9
世帯主の年齢階級別				
30歳未満	15.2	15.7	15.6	12.0
30～49歳	7.1	7.2	7.7	6.6
50～64歳	7.7	8.4	9.6	9.5
65歳以上	15.0	14.1	13.7	13.6
世帯類型別				
単身	21.5	19.6	21.6	21.0
大人1人と子供	62.7	59.0	62.0	47.7
2人以上の大人のみ	7.2	7.9	8.3	8.9
大人2人以上と子供	7.5	7.8	7.5	6.6
中央値	万円 312	万円 290	万円 270	万円 263
貧困線（中央値÷2）	156	145	135	132

注1：世帯主の年齢階級別及び世帯類型別の相対的貧困率は、統計表〔（全国）分析表：第84表〕から計算している。

注2：相対的貧困率は等価可処分所得（税・社会保険料を控除した手取り所得）の中央値の2分の1未満。

資料：総務省『平成26年全国消費実態調査』2016年10月31日。

にする必要がある。中央最低賃金審議会（中賃）が生活保護との比較で使用してきた沖縄県の最賃における可処分所得比率は2012年で0.849である。便宜上、約15%とみて計算すると、①は11万9031円、②10万4933円、③12万3121円であり、いずれも2014年の貧困線132万円を下回っている。日本の最賃は貧困ライン未満なのである。

いうまでもなく、この水準は労働者がまともに生活できる水準ではない。その水準が単身者としての労働者の最低生計費にすら到達していないことは別稿で論じられているとおりである。

日本の最賃制自体が地域別の業者間協定（中学卒女性の初任給協定）から出発し、その後中高年女性パート労働等が主体の地域別の産業別最賃や地域別最賃に変わった。この根本的発想には、最賃の対象はジェンダー差別を内包する「家計補助型」でよしとする政策があった、と考えられる⁽³⁾。現在の労働市場では、男性主体の年功賃金体系が崩れ、非正規雇用の増加、男性による低賃金のパート・アルバイトへの参入も広がっている。女

性も独立志向が増えているのに、最賃が家計補助的水準という矛盾が顕在化している。

名目成長率を3%引き上げる一環として最低賃金を2016年度より年3%ずつ増加する、という方針を示した（「日経」2015年11月25日）。

2) 安倍首相の最賃3%引き上げをどうみるか

安倍内閣は「1億総活躍社会」なる主張の中で、

安倍首相は2016年の最賃引上げ3%を実行し

た。これは安倍首相の非正規労働者への「人気取

表2 最低賃金を3%ずつ引き上げた場合のシミュレーション

全労連、国民春闘共同委員会

ランク	都道府県	2015	格差額	2016	改定額	差額	2017	2018	2019	2020	合意差額	2021	2022	2023	格差額	2024	2025	格差額
C	北海道	764	-143	787	786	-1	811	835	860	886	-114	912	940	968	-37	997	1,027	-192
D	青森	695	-212	716	716	0	737	759	782	806	-194	830	855	880	-124	907	934	-285
D	岩手	695	-212	716	716	0	737	759	782	806	-194	830	855	880	-124	907	934	-285
C	宮城	726	-181	748	748	0	770	793	817	842	-158	867	893	920	-85	947	976	-243
D	秋田	695	-212	716	716	0	737	759	782	806	-194	830	855	880	-124	907	934	-285
D	山形	696	-211	717	717	0	738	761	783	807	-193	831	856	882	-123	908	935	-284
D	福島	705	-202	726	726	0	748	770	793	817	-183	842	867	893	-112	920	947	-272
B	茨城	747	-160	769	771	2	792	816	841	866	-134	892	919	946	-59	975	1,004	-215
B	栃木	751	-156	774	775	1	797	821	845	871	-129	897	924	951	-53	980	1,009	-219
C	群馬	737	-170	759	759	0	782	805	829	854	-146	880	906	934	-71	962	990	-229
B	埼玉	820	-87	845	845	0	870	896	923	951	-49	979	1,008	1,039	34	1,070	1,102	-117
A	千葉	817	-90	842	842	0	867	893	920	947	-53	976	1,005	1,035	30	1,066	1,098	-121
A	東京	907	0	934	932	-2	962	991	1,021	1,051	51	1,083	1,115	1,149	144	1,183	1,219	0
A	神奈川	905	-2	932	930	-2	960	989	1,019	1,049	49	1,081	1,113	1,146	142	1,181	1,216	-3
C	新潟	731	-176	753	753	0	776	799	823	847	-153	873	899	925	-79	954	982	-237
C	山梨	737	-170	759	759	0	782	805	829	854	-146	880	906	934	-71	962	990	-229
B	長野	746	-161	768	770	2	791	815	840	865	-135	891	917	945	-60	973	1,003	-216
B	富山	746	-161	768	770	2	791	815	840	865	-135	891	917	945	-60	973	1,003	-216
C	石川	735	-172	757	757	0	780	803	827	852	-148	878	904	931	-74	959	988	-231
C	福井	732	-175	754	754	0	777	800	824	849	-151	874	900	927	-78	955	984	-236
C	岐阜	754	-153	777	776	-1	800	824	849	874	-126	900	927	955	-50	984	1,013	-205
B	静岡	783	-124	806	807	1	831	856	881	908	-92	935	963	992	-13	1,022	1,052	-167
A	愛知	820	-87	845	845	0	870	896	923	951	-49	979	1,008	1,039	34	1,070	1,102	-117
B	三重	771	-136	794	795	1	818	842	868	894	-106	921	948	977	-28	1,006	1,036	-183
B	滋賀	764	-143	787	788	1	811	835	860	886	-114	912	940	968	-37	997	1,027	-192
B	京都	807	-100	831	831	0	856	882	908	936	-64	964	993	1,022	17	1,053	1,085	-134
A	大阪	858	-49	884	883	-1	910	938	966	995	-5	1,024	1,055	1,087	82	1,119	1,153	-66
B	兵庫	794	-113	818	819	1	842	868	894	920	-80	948	977	1,006	1	1,036	1,067	-152
C	奈良	740	-167	762	762	0	785	809	833	858	-142	884	910	937	-67	966	994	-225
C	和歌山	731	-176	753	753	0	776	799	823	847	-153	873	899	926	-79	954	982	-237
D	鳥取	693	-214	714	715	1	735	757	780	803	-197	827	852	878	-127	904	931	-288
D	島根	696	-211	717	718	1	738	761	783	807	-193	831	856	882	-123	908	935	-284
C	岡山	735	-172	757	757	0	780	803	827	852	-148	878	904	931	-74	959	988	-231
B	広島	769	-138	792	793	1	816	840	866	891	-109	918	946	974	-31	1,003	1,033	-186
C	山口	731	-176	753	753	0	776	799	823	847	-153	873	899	926	-79	954	982	-237
D	徳島	695	-212	716	716	0	737	759	782	806	-194	830	855	880	-124	907	934	-285
C	香川	719	-188	741	742	1	763	786	809	834	-166	859	884	911	-94	938	966	-253
D	愛媛	696	-211	717	717	0	738	761	783	807	-193	831	856	882	-123	908	935	-284
D	高知	693	-214	714	715	1	735	757	780	803	-197	827	852	878	-127	904	931	-288
C	福岡	743	-164	765	765	0	788	812	836	861	-139	887	914	941	-64	969	999	-220
D	佐賀	694	-213	715	715	0	736	758	781	805	-195	829	854	879	-126	906	933	-286
D	長崎	694	-213	715	715	0	736	758	781	805	-195	829	854	879	-126	906	933	-286
D	熊本	694	-213	715	715	0	736	758	781	805	-195	829	854	879	-126	906	933	-286
D	大分	694	-213	715	715	0	736	758	781	805	-195	829	854	879	-126	906	933	-286
D	宮崎	693	-214	714	714	0	735	757	780	803	-197	827	852	878	-127	904	931	-288
D	鹿児島	694	-213	715	715	0	736	758	781	805	-195	829	854	879	-126	906	933	-286
D	沖縄	693	-214	714	714	0	735	757	780	803	-197	827	852	878	-127	904	931	-288
	加重平均	798	-109	822	823	1	847	872	898	925	-75	953	981	1,011	6	1,041	1,072	-147

資料：全労連・国民春闘共同委員会作成による。

り」政策の色彩が強いが、それはともかく、最賃3%引き上げで最賃の改善はどうなるのか。

全労連・国民春闘共闘は、最賃が毎年3%上昇したときのシミュレーションを発表した(表2)。

これによれば、加重平均で時給1000円に到達するのは2023年(1011円)であり、2017年から数えてあと7年後を待たねばならない。しかもこれは中小企業の生産性向上を前提とし、景気動向に影響され、政府当局が毎年3%引き上げる明確な確約もない⁽⁴⁾。また、3%程度の引き上げでは労働組合、エキタスなどが要求する時給1500円の達成など夢の夢である。

3) 格差最賃

第2の「格差最賃」とは、近年の最賃の地域格差が増大し、Aランク最高地域(東京)とDランク最低地域(2016年度、同年10月発効:沖縄、大分)の時給格差が932円対714円と218円にも広がり、近年の第三次産業、小売業、サービス業に従事する若い労働力はもちろん中高年パートも大都市部に移動し、地元に残らないことである。これは首都圏内部でも生じている。埼玉県と東京都は目と鼻の先であり、埼玉県では東京都並みの時給を提供しなければ、中小企業は必要な労働力を確保できない。最賃のこの地域格差は今日ではその格差の根拠を説明できない問題となっている。

4) 社会的標準の欠如

第3の「社会的標準の欠如」とは、第1、第2と関連し、日本には最賃額がランクごとにバラバラで、一体どこが標準かさっぱり分からないことである。この根本原因は「中賃目安」にある。全国の最賃をA~Dランクに区分け、ランク内の都道府県でも金額が違う。労働者を地域ごとに分断する側には大変都合ではある。複雑で金額が異なる数字を見れば、誰でも自分の属する地域の水準のみ、せいぜい隣接県のみに関心を集中させ、

労働者を目線の狭さに追いやる。さらに日本の最賃の国際比較には、加重平均などを別途算出し、これをあたかも日本の最賃の標準水準に代位させている。なお、今日の雇用改革、労働時間改革もこの「多様化・非標準化」の方向に向かっている。

3 全国一律最賃制への道程

1) なぜ、全国一律最賃制が必要か

現状を改革するには、最賃を欧米諸国が実施しているように全国一律制にすることが有効である。同時に「事業の賃金支払い能力」(最賃法第9条2項)という決定基準、審議会委員の公正な任命の実現も必要である。ではなぜ全国一律制が必要なのか。

第1は、いうまでもなく、低賃金労働者の賃金の「底上げ」の意義である。A~Dのランクの差別的格付けをやめること、それをベースに地域活性化を進める必要性である。現状のような格差最賃は生計費、物価、(他の最賃決定基準においてすらも)、なんらの根拠もない。全労連・労働総研の調査結果では生計費には明確な地域間の共通性がある。生活できる最賃制への転換が急務である。地域間に生計費という共通の土台を据えられない最賃では企業による低賃金地域への資本移動に利用される。現在では民間だけでなく、政府までが低い地域の賃金を利用している。公務員の臨時職員や正規の初任給の抑制、低下に役買っている。低い最賃地域の現状を放置せずそこを「生活の土台」として変革する必要性である。

第2は、均等待遇・「同一労働同一賃金」の真の実現にとって、憲法の「法の下での平等」(第14条1項)に抵触する最賃制の地域格差は揚棄すべきで、これなしには「同一労働同一賃金」にはならない。沖縄県のスーパー、チェーン店の労働者の仕事は東京でも北海道でも類似だが、なぜ大きな最賃格差があるのか。最賃が一律最賃になることは、男女、正規・非正規間の均等待遇の前提条

件である。

第3は、「事業の公正競争」にとっても一律最賃が必要なことである。今日は最賃適用の多い第三次産業、サービス産業では各企業が安売りの過当競争でしのぎを削っている。地域での一部企業のダンピングを抑制し、適正価格を維持するためには賃金の土台（floor）をどこでも同一にする必要がある。それは「下請単価」「取引単価」を買いたたく大企業の横暴を規制することと密接に関連している。

第4は、最賃と団体交渉を結合させる必要性である。ILOは最賃制を団体交渉の代替物とせず、両者の効果的な組み合わせを図ることを奨励している。その際、「最賃制度を可能な限り簡素かつ運営可能なものに留めること」を奨励している⁽⁵⁾。ドイツの最賃制はこれを実行した。筆者は団体交渉（日本での春闘）において、一律最賃との結合はベア中心の賃金闘争のみから脱却させ、産業別最賃、職種別標準賃金・最低賃金など企業横断的な個別賃金闘争の目標をより分かりやすくさせると見ている。

第5は、最賃制を国際比較したILO報告では、地域最賃を残しているのは、日本、中国、インドネシア、フィリピン、ベトナム、カナダ、メキシコ、ベネズエラ、シリアという10ヶ国で、少数派であり、イギリス、フランス、アメリカを含め大半の国（59ヶ国）に全国一律最賃制がある、と指摘している⁽⁶⁾。

欧州諸国はもとよりアフリカ諸国の大半、アジアでもインド、パキスタンなど、近隣ではタイ、韓国でも全国一律最賃制を導入している。日本に全国最賃がないのは、「日本は先進国」などは耳元でそつと言うことになる。この制度がないことは国際的に見れば「日本の後進性」「日本の恥」というべきであろう。

第6は、全国一律最賃制の成立により、その水準が国民的最低限保障（ナショナル・ミニマム保

障）の梃子になることである⁽⁷⁾。日本の勤労者は労働者だけではない。農業従事者や小規模経営の自営業主とその家族なども含まれる。あるいは近年増加している「フリーランス型」の労働者もいる。この層の多くは政府・大企業によるさまざまな規制緩和、市場・価格支配において悪戦苦闘している。全国一律最賃制をテコにその生活困難状態を改革する必要がある。同時にフランス、オランダなどが実施している失業給付、公的扶助、児童手当など所得保障との連動やその目安としても機能することが可能となる。

2) 諸外国の全国一律最賃の動向

表3は2015年の主要国の最賃制を購買力平価と為替レートにより表示したものである。

各国は全国一律制を採用している。

〈フランス〉最賃が際立って高いが、これは先進国で最も優れた最賃制である。つまり毎年7月1日、消費者物価上昇率とブルーカラーの実質賃金上昇率50%を加味し、格差縮小を意図している。全国団体交渉委員会の意見を参考に政府が改定する。なお年度途中でも物価が2%以上上昇すれば改定する。そのほか政策改定もある。最賃の水準は同国の正規のブルーカラー労働者の賃金の65%に達する。そのほか、失業給付や生活保護を受けても「その金額が最低賃金以下であれば、最低賃金レベルまで就労して収入を得ても、日本のように、収入をカットされるようなことはない」⁽⁸⁾。

〈アメリカ〉1938年の連邦法（「公正労働基準法」）で規定された一律最賃がある。ただし金額を直接議会で決定する方式（国会方式）で、この水準は一旦決まると改定は容易ではなく、スライド制がないからインフレには対応できない。そのため最賃の実質価値低下は長期間続く。共和党は雇用喪失を理由に最賃引上げに反対し、現在7.25ドル（2009年改定）も変えていない⁽⁹⁾。アメ

リカの富裕層の資産と所得の増大の反面、貧困層や中間層が疲弊し、それらの所得の増加が大きな運動になっている。運動団体「Fight For 15dollars」(F.F.15:「時給15ドルのための闘い」)は大企業やウォール街による富の偏在と不公正、貧困層の低賃金実態に対抗して「公正な賃金」(fair wage)を掲げ、労働組合(サービス従業員組合:SEIU)、地域住民、NPO、学生、中小企業事業者、宗教家などが支援し、デモ、ストライキなどで勢いを増した。その結果、州法での引き上げや市や郡レベルの生活賃金条例などが飛躍的に発展している。連邦最賃を15ドルに引き上げを目指す、当面州、郡、市レベルなどに「迂回」し、条例などで実現している。

表4はアメリカの市レベルでの生活賃金条例について、州の主要都市で、15ドル以上の決定だけを筆者がピックアップしたものである。

生活賃金運動は当初は自治体と契約を結ぶ業者などを対象としたが、運動の理論的指導者スファニー・ルース女史によれば、2012年、ファストフード産業、ウォルマート、流通、倉庫業などでのストライキ闘争が発展し、ウォルマートで働く労働者は時給15ドルの職種別最低賃金を確立した。生活賃金運動で獲得した時給は8ドル75セントから16ドルとさまざまであるが、近年2～3年かけて15ドル(1700円)にする自治体、郡が広がっている⁽¹⁰⁾。

〈ドイツ〉 グローバル化、EU加盟によるドイツ資本の他国への進出と資本のコスト削減政策、東欧の安い外国人労働者の流入、社会民主党シュレダー主導の労働市場改革、とくに「ハルツ改革」による国内における失業給付の削減や「ミニ

表3 各国最低賃金の比較(2015年)

	各国通貨表示	購買力平価による換算		2016 為替レートによる換算(円)
		US\$	円換算	
日本	780 円	6.94	840	780
米国	7.25 USドル	7.23	875	789
フランス	9.61 ユーロ	10.90	1,319	1,156
ドイツ	8.50 ユーロ	10.21	1,236	1,023
英国	6.70 ポンド	8.17	989	990
韓国	5580 ウォン	5.44	659	523

注1: 購買力平価による換算は、2014年価格基準でデフレートした実質値。円への換算は、2015年の為替レート(121.1円/US\$)による。

注2: 為替レートは、TTB(売り)+TTS(買い)の平均値。

資料出所: OECD(為替レートは、三菱UFJリサーチ&コンサルティング)。

表4 アメリカにおける15ドル以上の市、郡、州(2017年2月段階)

カルフォルニア州(市と郡)	サンフランシスコ市	15ドル	2018年7月
	エメリービル市	16ドル	2018年7月
	ロサンジェルス市	15ドル	2020-21年までに
	ロサンジェルス郡	15ドル	2020-21年までに
	サンタモニカ市	15ドル	2020年7月
	パサデナ市	15ドル	2020年7月
	マウンテンビュー市	15ドル	2018年7月
	バークレー市	15ドル	2018年10月
ワシントン州(市)	シアトル市	15ドル	2018-21年までに
	シータック市	15ドル	2014年1月
ニューヨーク州(市と郡)	ニューヨーク市	15ドル	2018年までに
	ウエストチェスター郡	15ドル	2022年までに
	ロングアイランド	15ドル	2022年までに
首都	ワシントンD.C	15ドル	2020年までに
ニューヨーク州	市内	15ドル	2018年末
	周辺	15ドル	2021年末
カルフォルニア州		15ドル	2022年

資料: ステファニー・ルース「新自由主義における労働組合の力の構築」および同氏「米国最新事情」『月刊全労連』No.224, 237。「赤旗」2016年2月6日号などによる。

ジョブ」(月額450ユーロ以下、所得税、社会保険料の免除)の創出と急増(2015年6月で673万人)による労働市場の不安定化が進展した⁽¹¹⁾。

組合組織率の低下(1996年約70%から2013年約52%)において、企業別協約の増加や協約未

適用層も増加し、産業別協約の機能の低下が発生するなか、食品、飲食、旅館業などを組織する労働組合などの強い要求、DGB（ドイツ労働総同盟）の全国最賃確立の方針化と運動、左翼党の躍進やメルケルを首班とした大連立政権の成立という複雑な政治過程において、2015年1月1日、18歳以上の成人時給8.5ユーロ（約1236円）の全国一律最賃制が実現した。その水準は、財界などが主張していた失業は問題にならず、女性や旧東ドイツの労働者の賃金引上げに貢献したと言われている⁽¹²⁾。

2017年1月1日以降は4%引き上げられ8.84ユーロに改定の予定である。なお、ドイツの最賃決定機構は議長1名、労使委員各3名、諮問委員（学識者代表。議決権なし）2名で構成され、連邦労働社会省に勧告する役割を担う⁽¹³⁾。

ドイツの特徴は産業別協約の機能低下を補いつつ、低賃金層の増大に寄与する一律最賃制が希求

されたといえよう。経過はともかく、欧州の有数の先進国に全国一律最賃が成立した意義は限りなく大きい。

〈イギリス〉 プレア労働党政権になって初めて全国一律最賃制を導入したイギリスでは、表5の左のように現在21歳以上の「成人賃率」は、6.7ポンド（992円）である。「ナショナル・ミニマムウエイジ」としている。これは2016年10月より時給6.95ポンド（1029円）になる。

他方で21歳未満の労働者には年齢別減額最賃となっている。（18～20歳は表示の5.30ポンドから5.55ポンドへ引上げ）

労働党政権から代わった保守党政権は、財政難打開に緊縮政策を実施し、社会保障関連給付を削減するなかで、新たに25歳以上の成人に適用する「全国生活賃金」（2016年4月から時給7.2ポンド：約1066円）を制度化した。全体像が複雑なので、筆者が表5に表示した。

表5 イギリスにおける最低賃金の種類・生活賃金の時間額（2016年5月時点）

実施時期	全国一律最低賃金 National Minimum Wage : NMW			生活賃金 Living Wage : LW		全国生活賃金 National Living Wage : NLW
	2005年	2011年	2016年4月			
適用対象	21～24歳 (成人賃率)	18～20歳 (発展的賃率)	16～18歳	ロンドン	ロンドン以外	25歳以上
金額	£6.70	£5.30	£3.87	£9.40	£8.25	£7.20
£1≒148円	992円	784円	573円	1391円	1221円	1066円
注釈	成人賃率は2010年以降22歳以上から21歳以上へ			法定ではなく非営利団体が雇用主に自主的に導入を促す（導入企業は認証制度）		* 2017年4月以降£7.5を予定（1110円） * 2020年時給£9（1332円） 中央値の60%をめざす
	その他の減額制 18歳未満£3.87 徒弟は£3.30			大ロンドン庁による算定 ①生活費 ②平均所得 ①+②の中間額+加算額	「最低所得水準」方式 (minimum income standard) 必要最低限の生活水準の市民の意識を調査。これに基づき、生活費を計算。 独身から子ども4人の世帯まで9タイプの世帯を設定⇒ ⇒必要最低限の消費に要する費用を元に「最低所得水準」を決定+住宅費+カウンスル税を加え世帯タイプごとの生活費を出し世帯数の加重平均する	* 保守党政権の「福祉改革」と関連 「福祉改革法」（2012年3月成立） * 税財源による6つの給付（①求職者給付（所得調査制）②雇用支援給付（所得調査制）③所得補助 ④住宅給付 ⑤児童税額控除 ⑥就労税額控除） ⇒普遍的給付（Universal Credit）に再編 * 福祉給付に上限設定⇒上限額カッパル及び1人親は週当たり500£又は年間£2万6000（税引き後）。単身者は週当たり£350 * 児童手当（2015年で毎週第1子£20.70 第2子以降£13.70）別途支給

資料：https://gov.UK./Natinal minimum-wage rate、労働政策研究・研修機構「海外労働情報」などを参考にして筆者が作成。
円換算は2016年末の為替レートを使用。

表のように、最低賃金は21歳以上と全国生活賃金25歳以上の2本立てであり、生活賃金はロンドンとそれ以外の地域に分けられ計算方法が違⁽¹⁴⁾う。

全国生活賃金は保守党政権が財政を逼迫の原因とされた税額控除の削減などの福祉改革を実現させる意図で、いわばそのバスターとしたものである。25歳以上に対して時給7.2ポンド、これを将来的には時給9ポンドに引き上げ、最賃の中央値60%を目指す、というものである。これは25歳以上の「最低賃金」である。真ん中の「生活賃金」はロンドンのように、物価が高く全国一律制ではカバーできない地域からはじまり、その他の地域にも波及した。これはアメリカで展開しているリビングウェイジ運動、その生活賃金とは異なる。アメリカは条例による最低賃金の引き上げであるが、イギリスのそれは表示のように条例という形をとらず、企業の自主性を尊重している。この水準を守る企業は優良企業として「認証」され、社会的に評価される。

4 日本の現状からの課題

以上、全国一律最賃制確立の意義、諸外国の簡単な状況スケッチから、今の日本の最賃制が全国一律制を阻んでいる条件を検出し、かつそこで克服すべき政策課題について、筆者なりの主張を挙げたい。

第1は、全国一律制を回避し、分断的な、バラバラな最賃を依然として維持している財界や安倍内閣・厚生労働省当局のスタンスである。日本の現状は貧富の格差拡大、ワーキングプアの増加、中間層の「疲弊」という状況に確実に向かっている。「生活できる最低賃金」のために、最賃を大胆に上げる抜本改革が運動主体にはとくに必要な時代である。

第2は、以上と関連し、とくに中賃「目安」の問題である。

この制度の発足は、1975年の労働4団体共闘、4野党（社会・共産・公明・民社）共同法案における全国一律最賃制の法制化要求を、中賃が逆に利用し、1978年から「全国的整合性」の論理で体制側に取りこんだ制度であり、この仕組みが情性的に長期間続いている。中賃は決定機構でもないのに、事実上地賃の金額決定を拘束している。「全国的整合性」の論理は最賃の地域格差縮小には無力であった。「目安」などとして金額の絶対額を示さず、引上げ額なるもので誘導する。しかも現行最賃法にも明文化した規定はない。足がない幽霊のような存在が事実上実権をもって動いている。A～Dの地域ランクづけも、誘導指標としての30人未満の零細企業賃上げ率（「賃金改定状況調査」）の仕組みもこの制度が生み出したものである。

だが情勢はかつてと今日では大きく変動している。例えば大店舗法の廃止などによる規制緩和で、地域の商店街、零細企業は疲弊し、小売り、流通部門は大企業が支配するチェーン店、大型店が主体となるように変貌している。居酒屋の「和民」が全国で最賃額そのものの求人広告を出していたことが国会で問題にされた⁽¹⁵⁾。最賃額そのものの求人は「最低賃金の最高賃金化」であり、法違反ではなくても最低賃金の本旨にもとる。最低賃金法は労働基準法を継承した「最低限賃金」であり、最賃額以上を支払うことを意味している。関連して、最低賃金の主な対象を小零細企業だけに絞る政策は見直すべきである。

第3は、上記の問題と関係して、最低賃金法の決定基準（法第9条2項）にある支払能力規定の問題性である。この基準はそもそも生計費のように計測や算定が困難である。近年の低賃金のパート・アルバイトなどの人手不足で地元の小零細企業は人材確保上大手を上回る時給を払う例も少なくない。小零細企業のためというより大企業を有利にさせる規定に変化した可能性、という感すら

表 6 就業形態別地域別最低賃金と賃金水準（2005～2014 年）

項目 年	地域別最低賃金 (全国加重平均 時間額) ①	産業計・事業所規模 30 人以上							
		一般労働者				パートタイム労働者			
		所定内給与 (月額) ②	所定内 労働時間 ③	時間当たり 所定内給与 ④=②/③	時間額比 ①/④	所定内給与 (月額) ⑤	所定内 労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑦=⑤/⑥	時間額比 ①/⑦
	(円)	(円)	(時間)	(円)	(%)	(円)	(時間)	(円)	(%)
平成 17 年	668	324,730	152.5	2,129	31.4	93,614	94.0	996	67.1
18 年	673	325,736	153.2	2,126	31.7	95,414	94.5	1,010	66.6
19 年	687	323,054	153.4	2,106	32.6	97,212	95.8	1,015	67.7
20 年	703	324,467	152.7	2,125	33.1	97,736	94.8	1,031	68.2
21 年	713	318,261	149.9	2,123	33.6	96,698	91.5	1,057	67.5
22 年	730	319,267	151.6	2,106	34.7	97,890	92.8	1,055	69.2
23 年	737	319,862	150.8	2,121	34.7	98,411	92.6	1,063	69.3
24 年	749	319,011	152.7	2,089	35.9	99,651	93.9	1,061	70.6
25 年	764	318,509	151.2	2,107	36.3	99,136	92.7	1,069	71.5
26 年	780	320,864	150.8	2,128	36.7	99,282	92.1	1,078	72.4

注：時間当たり所定内給与および時間給比は労働基準局労働条件政策課賃金時間室にて算出。

資料：厚生労働省『毎月勤労統計調査』。

ある。やや古いが中小零細企業経営が経済環境に左右されるデータがある。そこでの経営上の障害は、何と言っても「販売不振・受注の減少」であり、「同業他社との競争」「人材不足」「原材料・仕入価格の高騰」「製品価格（販売価格）の下落」が続く。「人件費の増大」はさしたるウエイトではない。中小企業経営者はひたすら人件費削減を追求しているわけではない。むしろ優秀な人材の確保に期待している。経営上の障害の懸念には、「出荷額」「付加価値」を脅かす要因の方が大きい⁽¹⁶⁾。この阻害要因を除去することこそが大事であり、最賃決定に「事業の支払い能力」をわざわざ規定する必要はない。

第 4 は、A B C D ランクに格付けた地域別最賃の矛盾、限界の露呈である。同じ移動、流動でも、資本は低賃金地域を目指す、労働力は高賃金地域を志向する。低賃金地域で働く労働者にとっては、しごく当然の選択であり、現行の都道府県別の現行のランクづけは根拠がなく、とくに C、D ランク地域での固定化は若者の減少、人口流出、地域崩壊などその弊害が顕著に表れている。平均賃金に地域間格差があっても最低賃金の地域間格差を許すべきではない。ただし、いうまでもない

ことだが、全国一律になっても、現行の C、D ランク水準のままで一律制は絶対にダメである。一律最賃でも低い額に収斂されては意味がない。

当面 1000 円以上、1500 円を目指す必要がある。時給 1000 円以上は現在でも不可能な水準ではない。表 6 は、労働省労働基準局作成のデータである。これは「毎月勤労統計調査」の事業所規模 30 人以上の数値である。

表のように、パートタイム労働者でも平成 18 年（2006 年）以降、平成 24 年（2014 年）に至るも時給は 1000 円を超えている。所定内給与表示であり、最賃額には通勤手当、家族手当、精・皆勤手当では除外されていることに考慮したい。同表では所定内労働時間はおおむね 150 時間である。神奈川の最賃裁判では原告は政府の計算方法を批判し、時給 1000 円以上、労働時間 150 時間計算にするように主張した。当局は問答無用で現在まで無視した。時給額、労働時間は資料からも最賃裁判の原告の主張の正当性が裏づけられる。

また、近年の人手不足による市場価格としての時給の上昇はさらに顕著である。当面の目標である最賃時給 1000 円以上の可能性は広がっている。

全国一律制をめぐる今後の課題 —むすびにかえて

日本政府（安倍内閣）は日本での低所得者の広がりとその現状において、財界ばかりに目を向け、貧困の克服、ワーキングプアの解消、国民生活の保障を構築せず、「企業の稼ぐ力の強化」ばかりを強調してきた。その結果、「貧困層」の可視化、「中間層の疲弊」において、安倍首相が行ったわずか3%程度の引き上げで済むものではない。日本の最賃制の抜本改革が求められる情勢になっている。

近年とくに顕著になっている東京圏など大都市部への人口の集中、地方の人口減少、若者の地方からの流出において、これを抑えるには、地域の特殊な一部の企業を誇大宣伝することだけではなく、どこでも労働者・勤労者が日々生活できる賃金・所得の最低限を確立することではないか。全国一律最賃制の確立はそのためのテコになりうる。むろん地域の「疲弊」はひとえに最賃制のみではなく、地域活性化の課題—地域の産業をどう再生、活性化させるか、という地域おこし、産業政策のあり方とも連動している。この点では近年注目されている「地域循環型産業構造」⁽¹⁷⁾の動向にも注目したい。同時に全国一律最賃制の確立はそのためのテコになりうる。

また、近年時給1500円以上の要求が若者を中心に提起され、生計費との関連においてその要求の正当性が認知されている。ただし、要は「要求の正当性」だけではなく、それを実現させる運動主体の展開いかんであろう。これは現段階では率直に言って簡単ではない。

諸外国の事例を見れば、どの国でも一律最賃制の成立には労働組合や市民階層の切実で多彩なキャンペーン活動がある。要はその意義を広める世論形成であり、法案を実現させる国会での野党の共闘である。現時点では野党共同法案には貧困

と格差をなくすテーマに最賃制問題は登場していないが、若者などの貧困層の増大、「中間層の疲弊」の現実は今後も間違いなく日本社会を覆うテーマである。アベノミクスの破綻において、労働者・消費需要の拡大、そのための有効な賃金闘争、生活できる全国一律最賃制の確立が必須である。

全労連は2016年12月、「2017年国民春闘方針」を掲げた。そこでは賃金底上げの中心課題として「人間らしく暮らせる全国一律最賃制の実現」を据えた。「8時間普通に働けば、人間らしい最低限の生活ができてこそ賃金であり、そうしてこそ経済もうまく回る」という「太い合意」を構築する、とした。具体的には「全国どこでも月額22～23万円+ α （時給1500円程度）が必要」ということの周知と理解である。

国会での野党や超党派の共同とともに、労働組合間の連携、地域における市民団体の賛同や、特に直接の利害当事者の一翼にある中小企業経営者との共同、協議も不可欠であろう。業者において最賃が大幅に引き上がることによる経営への懸念を払拭し、この課題に向けて積極的に賛同するための最大の要件は、大手による「不公正取引」の解消ではないか、と筆者は考える。下請単価の恒常的切り下げ、大手による不当廉売や買いたたきなどを厳格に規制し、中小企業の取引単価を適正にさせること、それにより、適正利潤の保障、過当競争からの防衛による秩序ある公正競争の確保、中小企業部門での最賃水準を率先して引き上げる方途を追求すべきである。業者との地道な協議で「取引単価の算定基礎」に全国一律制を導入させる意義の重要性も指摘しておきたい。

（おごし ようのすけ・代表理事・國學院大学名誉教授）

（注）

（1）ロバート・B・ライシュ著（雨宮寛、今井章子訳）『最後の資本主義』2016年、東洋経済

- 新報社、第14章（ワーキングプアの台頭）176～186頁。
- (2) 拙稿「非正規・低賃金層の増大と最低賃金制の問題」『労働総研クォーターリー』2016/2017年秋・冬号、第4章。
- (3) この点の指摘は後藤道夫「最賃1500円運動—その大きな背景と変化」『賃金と社会保障』第1660号、2016年6月下旬号、を参照。
- (4) 第1次安倍内閣時2007年3月、政府の「成長力底上げ戦略推進円卓会議」において「最低賃金の引き上げと中小企業の生産性向上に向けて政労使一体になって取組む」という合意がある。2010年の政府目標は中小企業への支援と連携して「2020年までの目標」の設定として、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指すこと」とした。この方針は現安倍政権でも「堅持」（2014年8月1日当時の田村憲久・厚生労働相発言）である。だが、日本弁護士連合会（日弁連）によれば、安倍内閣は「年率3%を目途して名目GDPの成長に配慮し引きあげていく。これにより全国加重平均が1000円になることを目指す」（2016年6月閣議決定）とし、最賃引上げの後退を指摘している（日弁連発行のパンフによる）。
- (5) ILO「世界賃金報告」2009年1月、労働政策研究・研修機構データベースによる。
- (6) 筒井晴彦『働くルールの国際比較』2010年、学習の友社、85頁。
- (7) 全国一律最賃制とナショナル・ミニマムについては森治美「全国一律最賃制を軸とした社会的賃金闘争へ」『経済』No.253、2016年10月号、がある。
- (8) 労働総研仏英調査団『フランス、イギリス働くルールと生活保障の最新事情』労働総研ブックレットNo.1、2011年、本の泉社を参照。
- (9) 岡田則男「オバマ政権下の『貧困との戦い』」『労働総研クォーターリー』No.97、2015年冬号を参照。
- (10) スファニー・ルース「新自由主義世界における労働組合の力の構築」『月刊全労連』No.224、2015年10月号12頁（訳者は布施恵輔、名取学氏）。
- (11) 片岡正明「労働協約の国での全国一律最賃制の確立」『労働総研クォーターリー』No.97、2015年冬号を参考にした。
- (12) この間の経過は、岩佐卓也『ドイツの労働協約』2015年、法律文化社、第4章（協約賃金の低水準化—NGGと法定最低賃金）に詳しい。
- (13) 労働政策研究・研修機構「ドイツ」2015年1月、2016年7月。
- (14) その概要は労働政策研究・研修機構「海外労働情報」2015年10月。ロンドンについては岸道雄「ロンドンリビングウエイジに関する考察」『政策科学』（立命館大学政策科学部）20-2、2013年2月がある。
- (15) この資料は森岡孝二『雇用身分社会』2015年、岩波新書、221頁に収録されている。
- (16) 神奈川県中小企業団体中央会『神奈川県の労働事情：平成24年度中小企業労働事情実態調査報告書』（調査時点平成24年7月1日）。
- (17) 吉田敬一「グローバル循環型経済に対抗する地域活性化、ローカル循環型経済への展望」『月刊全労連』No.241、2017年3月号、松丸和夫・吉田敬一・中島康浩『地域循環型経済への挑戦』労働総研ブックレットNo.5、本の泉社。なお、藤田実「日本資本主義の蓄積基盤の変容と財界戦略・アベノミクス」（上記（2）『労働クォーターリー』の提言）も参照。

特集 全国一律最低賃金をめぐる諸問題

最賃闘争と社会的な賃金闘争の課題

斎藤寛生

1 なぜ、「最賃アクションプラン」か

「世界で一番企業が活動しやすい国」を掲げたアベノミクスの新自由主義改革が乱暴に推進されるもとで、格差と貧困が加速度的に拡大し、労働者・国民の暮らしはますます苦しくなり、経済の低迷とともに、少子高齢化・人口減少問題など、日本社会の危機が進行している。

安倍政権は「雇用は改善」と強弁するが、増えたのは非正規雇用労働者であり、1997年の1152万人から2012年1813万人、15年1980万人と、828万人も増加（総務省「労働力調査」）した。反対に、正規雇用労働者は97年の3812万人から12年3340万人、15年3304万と、508万人も減少（同前）し、非正規率は97年の23.2%から15年には37.5%にまで増加した。

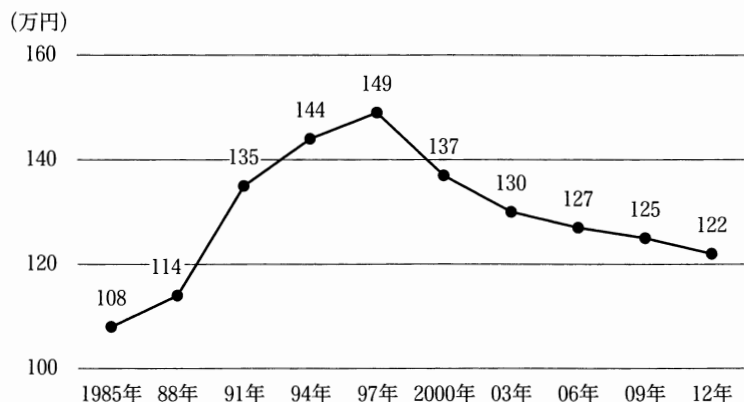
その結果、ワーキングプア（働く貧困層）が増え続け、国税庁「民間給与実態統計調査」によれば、年収200万円以下は2014年に1139万人、24.0%に達している。反対に、富裕層も増え続け、年間所得5億円超は2010年の578人から、12年748人、13年1415人と2.45倍化（国税庁「申告所得税標本調査」）し、その所得の内

訳では「株式等の譲渡」が78.5%を占めている。

また、総務省「就業構造基本調査」で見ると、厚生労働省も“結婚の壁”と認めている年収300万円未満は、1997年の2462万人が2012年には3044万人に増え、有業者の55.1%（正規雇用で28.8%、非正規雇用で89.1%）に達している。とくに、青年層は深刻で、年収300万円未満は、12年に男20代後半48.3%・30代前半32.8%、女20代後半71.8%・30代前半69.4%となっている。

日本の貧困率は、OECD加盟34カ国中でワースト6位という高水準である。子どもの貧困率は16.3%でOECD加盟国平均を大きく上回り、とくに、ひとり親家庭の貧困率は54.6%と、加盟國中、ダントツのワースト1位である。いまや日本は、世界でも有数の“貧

図1 相対的貧困線の推移



困大国”だ。見落としてはならないのは、貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）が1997年の149万円が2012年には122万円まで降下していることだ。物価等が上昇している中での貧困線の下落は、低賃金労働者の増加に他ならず、貧困化がすすむなかで、生活レベルの低下を示している。

そうした苦難の打開は、まさに国民的な緊急課題であり、労働運動の役割発揮が求められている。そのため全労連は、最低賃金・公契約・公務賃金改善など「社会的な賃金闘争」を大きく位置づけ、2015年度から「全国一律最賃制の実現を求める法改正署名」を通年の取り組みとして開始した。そして、「地域活性化大運動」を提起し、賃金の底上げと中小企業支援の抜本的な強化を重点に、地域の労働組合や経済団体、商店街をはじめ諸団体との対話・懇談運動などを推進してきた。

安倍政権が「一億総活躍プラン」で最賃1000円や同一労働同一賃金などを掲げざるを得なくなったのは、私たちの運動と世論に押されてのことである。同時に、それだけ日本経済の矛盾が深刻化しているということだ。

経済のグローバル化と新自由主義改革の弊害があきらかになるなかで、世界の多くの国で最低賃金引き上げのたたかいが大きく前進している。日本でもAEQUITAS（エキタス）をはじめ若者の新たな運動が注目を集めるなどの変化がはじまっており、飛躍の可能性が高まっている。

全労連として、こうした「社会的な賃金闘争」をいっそう強めるとともに、その戦略的な中心課題として、全国一律最賃制の実現を大きく位置づけ、とりくみを抜本的に強化する。

日本の労働者の賃金が低く抑えられているのは、労働組合の組織率の低さにくわえ、最低賃

金が地域別に分断され、「支払い能力」論によって低く抑えられているからである。2007年の最賃法改正以降、毎年の改定額はそれまでの数円から引き上がり、2016年改定では全国加重平均は25円増の823円となった。それでも、フルタイムで働いても生活保護基準以下の収入にしかない。さらに最低額714円、最高額932円と、格差が4円ひろがり218円となるなど、現行制度の限界は明らかになっている。

経済のグローバル化と新自由主義改革が進行し、コストカット競争と労働力の移動が加速するもとで、世界の多くの国々でも法律に基づく賃金の底上げ・下限規制、最低賃金引き上げのとりくみが強化されてきた。この日本においても、最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制を実現することが強く求められている。

全国一律最低賃金制の創設で、働く人々の賃金を大きく底上げできれば、それは雇用労働者だけではなく、中小企業者や自営業者、農民、年金生活者や生活困窮者にも影響し、ナショナルミニマムとしての「国民生活の最低保障」を確立する大きな一歩ともなる。それが、内需を拡大し、日本経済の再生につながることは間違いない。アベノミクスの新自由主義改革への対抗軸として特別に重視し、中小企業支援の強化と一体で、持続可能な地域循環型の経済・社会に転換していく戦略的な課題として推進する必要がある。

また、最近のいくつかの判決（例えば神奈川県最賃裁判）で、「たとえ、最低賃金や年金が低くても、生活保護や社会保障などをあわせたトータルで最低生計費を保障できればいい」という趣旨の極めて不当な司法判断が示されたことへの反撃としても重視し、“賃金とはなにか”をあらためて問い、8時間普通に働けば人

間らしい暮らしが保障される賃金水準を実現する契機としていく必要がある。

全労連は、第28回定期大会で「全国最賃アクションプラン」を確認し、4年を目途に、法改正を視野に置き、集中したとりくみを展開して、全国一律最賃制の実現をめざすこととした。

2 最低賃金をめぐる当面の課題

全労連では、「最低賃金対策委員会」を発足させ、アクションプランの具体化をすすめている。そのなかでいくつかの課題が出てきた。それは、以下のような課題である。

1) 全国一律最低賃金制とは、どのような制度なのか。そのイメージの統一を進める。

2) 審議会のあり方について、中央最低賃金審議会の役割と地方最低賃金審議会の存在。

3) 全国一律最低賃金の水準、生計費にあわせたとき、現存する地域間格差との整合性。

4) 新しい最低賃金法をつくるのか、現行法の改正のどちらを選択するか。

5) 2007年3月に発表した「全労連最低賃金要求大綱」の見直し。

①全国一律最低賃金制度のイメージと審議会の役割について

「全国一律最低賃金」となれば、北海道から沖縄まで、大都市も地方も同じ金額で設定されるものと思われる。しかし「最低賃金アクションプラン」が参考にしているのは、1974～75年に国会に提出された4野党共同提案の「最低賃金法案」である。

その法案では、中央最低賃金審議会が「全国一律最低賃金」を決め、地方最低賃金審議会は、その最低賃金が適当かを審議し、地方で改正できる仕組みになっている。つまり、中央最低賃

金審議会が決めるのは、全国の最低額であって、都道府県ごとの事情を勘案して、独自の水準を決められるようになっている。

確かに、金額を「中央最低賃金審議会で決めれば終わり」や「法文要件」にしてしまうと、最低賃金は硬直化し、引き上げも抑制されやすい。実際、アメリカの連邦最低賃金はその典型である。運動的にも、中央最低賃金審議会へ攻め上がるだけで、地域での最低賃金引き上げの取り組みは弱くなる。しかし、地方最低賃金審議会での決定を残すことは、最低賃金の地域間格差の存在を認めることにつながる。それと全国一律最低賃金制度の矛盾はないのか、など政策的な詰めが必要になっている。

また地方最低賃金審議会の役割を「特定最低賃金」の決定だけに封じ込めてしまうことが適当かという課題もある。これらのイメージを一致させることは、アクションプランをすすめる上で、大きなポイントとなる部分である。

②最低生計費試算調査が示したこと

全労連が全国で取り組んでいる、「最低生計費試算調査」は、マーケットバスケット方式を採用し、全国各地で同様の基準に基づいて最低生計費を試算している。算出された最低生計費は、北海道、東北の寒冷地でも、静岡や広島、四国などでも大きな格差はなく、ほぼ同額になっている。金額については、様々な意見があるが、最も重要な視点は、「最低生計費は全国どこでも大きな差はない」ということである。

最低賃金を「生計費原則」で算出することになれば、現行のような異常な地域間格差は生まれにくいことが立証できたことになる。

全労連は、地域間格差の解消をすすめ、全国一律最低賃金制度の創設を求め続けている。

「地域間格差」は、日本国憲法第14条の「法の下の平等」に反する「差別」であり、最低賃金法1条の「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」という目的を反故にし、憲法13条の「個人として尊重される」にも反する処遇だと考えている。については「ランク分け」を行うことの是非について検証し、地域経済の発展を阻害する、現在の「ランク分け」を廃止し、全国一律最低賃金制度をめざすことを求めている。

もうひとつの大きな問題として、中央最低賃金審議会が、貧困問題についてまともに議論していないことがある。最低賃金法第9条2項にある「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」にある“3要素”に基づいて、引き上げ幅のみを審議している。そこには、憲法25条の「生存権」を保障するナショナルミニマムや、最低生計費、地方再生、人口問題などの考えはない。数字の並べ替えや掛け合わせで、都道府県を“評価”し、それに基づく「身の丈にあった」暮らしを強要する根拠を示すだけの機関となってしまうている。

最低賃金法第1条の「目的」は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」としている。

しかし現行の中央最低賃金審議会が果たしている役割は、経済の縮小に手を貸すような方向を推し進める結果となっている。中央・地方最低賃金審議会として、その役割と価値が再検証される必要性が求められるところまで来た。

3 目安全協のまとめの方向に関する問題点

全労連は、現行の最低賃金制度は3つの致命的な欠陥に収斂されると考える。

①低い日本の最低賃金水準、先進国では、月収20万円が一般的

2007年の最低賃金法改正で、最低賃金額と生活保護の逆転状況の解消が法文に明記され、法改正後の引き上額は2桁となり（11年は東日本大震災のため7円）、07年からの10年間で150円も引き上がった。

表2：厚生労働省の最賃と生活保護との比較方法の問題点（全労連の要求）

- | |
|--|
| ①労働時間を長く算定（年間上限の2085時間を使用）
→月150時間（年1800時間）で計算すべき |
| ②税金と社会保険料控除を安く算定（沖縄の値で計算）
→各地の実態を踏まえて計算すべき |
| ③勤労必要経費（勤労控除）を算入していない
→労働者の生計費だから含めて計算すべき |
| ④生活扶助額を少なく算定（加重平均を用いている）
→県庁所在地（県内最高値）で計算すべき |
| ⑤住宅扶助を少なく算定（生保受給者の実勢値で計算）
→制度の基準額を用いて計算すべき |

厚生労働省は「生活保護との乖離は解消した」と主張するが、あくまでも、生活保護額を高く、最低賃金額を低く計算する“捻じ曲がった”比較対象方法（表2参照）を用いており、全労連が要求している基準で比較すれば、すべての都道府県の県庁所在地で生活保護との逆転状況は解消していない。

先進国の最低賃金は、全国一律で時給1000円～1300円、月額20万円が当然である。

2016年2月、経済開発協力機構（OECD）による加盟25カ国の2014年の購買力平価による実質最低賃金が発表された。最も高い上位3カ国はルクセンブルク（12ドル/約1414円）、フランス（11.5ドル/約1312円）、オーストラリア（10.8ドル/約1232円）。日本は7.3ドル（約832円）でアメリカと並んで11位、韓国は6.1ドル（約695円）で13位だった。

しかし、日本と同位だったアメリカでは、ファストフードに働く労働者が「時給15ドルと労働組合を認めろ」と声を上げ、ファストフード労働者の組織化の運動をすすめながら、ストライキやデモ行進などのたたかいで市民との合意を広げ、世論を見方にして大きな運動を起こした。この「地域社会が味方なら多数派になれる」とした「Fight for \$15 and Union」のたたかいは、大統領選の公約にも影響し、州や市の最低賃金引き上げが相次ぎ、約1200万人の賃上げにつながっている。

②地域間格差の温床：地域別最低賃金

2016年の改定で地域最賃の差は218円に広がり、06年の109円から10年で2倍化した。現状では、同じ仕事で働いても地域によって年収で40万円超の差になる。

中央最低賃金審議会では都道府県ごとにA～Dランクの格付けが行われ、生活保護では、市区町村ごとに1級地1、2～3級地1、2の6段階に格付けられるなど、地域間格差が制度化されている。しかし、その“つくられた格差”によってつくられた最低賃金の差は、実賃金にも連動し、賃金の低い地方から高い地方に人を流出させている。それが地方・地域の人口減少を招き、地域の消費購買力を縮小させ、地域の活力を失わせている。特にC、Dランクの地方が、

表1 購買力平価による実質最低賃金の国際比較

順	国名	ドル値	円換算
1	ルクセンブルク	12.4ドル	1,414円
2	フランス	11.5ドル	1,312円
3	オーストラリア	10.8ドル	1,232円
4	ベルギー	10.7ドル	1,186円
5	オランダ	10.4ドル	1,186円
6	アイルランド	10.3ドル	1,175円
7	ニュージーランド	9.6ドル	1,095円
8	英国	9.0ドル	1,027円
9	カナダ	8.2ドル	935円
10	スロベニア	7.5ドル	855円
11	アメリカ	7.3ドル	832円
11	日本	7.3ドル	832円
13	韓国	6.1ドル	695円
14	イスラエル	5.8ドル	662円
15	スペイン	5.5ドル	627円

※OECD資料より

さらに衰退するのを止めるため、全国一律最低賃金制度の確立が必要だ。

地方からの声は、「地域間格差の解消」が最も強く、それが地域創生を阻害し、人口流出に拍車をかけていると述べている。つまり、最低賃金審議会が、地域のランク分けを“認定”し、固定化することが、地域の疲弊の温床になっていることに対する、最低賃金審議会としての政策的責任が問われている。

世界的に見ても、最低賃金制度は「全国一律最低賃金制」が主流であり、日本のような国が、地域別制度なのは異常なのだ。この異常な実態について、中央最低賃金審議会の公益委員は「最低賃金法（特に第9条2項の“3要素”）に基づいて判断することが中央最低賃金審議会の役割」として、毎年を目安を答申している。となれば、こうした異常を解消するには、最低賃金法を改正するしか道はないことになる。つまり地域間格差を解消するには、最低賃金法を改正する必要があることは明らかである。

③世界でも例のない「支払能力」

日本の最低賃金決定の考慮要素は、日本が批准するILOの最低賃金決定条約からも外れている。生計費原則の視点が弱いこと、そして世界に類のない「事業の支払能力」規定があり、地域間格差の元凶になっている。

厚労省は、「生計費」「賃金相場」「支払能力」の“ウエイト”は均等と言うが、実際は、「支払能力」に偏った審議が行われている。

2013年、国連の社会権規約委員会は、日本政府に「労働者及びその家族が人間らしい生活を送ることが可能となることを確保する観点から、最低賃金の水準を決定する際に考慮する要素を再検討すること」を求めるなど、最賃の水準の低さとあわせて、基準の見直しも勧告した。

先進国で、「支払い能力」を根拠にしているのは、日本だけだ（表2）。労働者の最低限のくらしを保障する労働基準を企業活動の大小で決めるのは明らかな“誤り”である。

審議会では使用者側委員が、「中小企業がつぶれる」と抵抗する。でも「最賃を30円引き上げたら何社がつぶれるか」という公益委員の質問には答えられない。支払能力という根拠のない“脅し文句”を、最低賃金を抑える道具

として悪用させないようにする必要がある。

④目安全協の答申の方向の問題点

一昨年秋から始まった「目安制度のあり方に関する全員協議会」（目安全協）は、2年近くの間、討議を経てまともに入った。大きな問題点は、A～Dの4ランク制度を維持すること、各種指標の見直しである。議論の中では、生活保護に代わる“新たな水準”についての議論も行われたが、立ち消えになっている。

1. ランク分けを維持する問題点

都道府県ごとにランク分けすることは、地域を“経済指標”によって「差別」することであり、地域の経済指標によって同じ労働でも、その価値が変えられてしまうことである。それが、実際に地方から都市部への労働者の移動となって表れ、隣接する地方の間でも発生し、諸事情で通勤に時間かけられない人たちなどを除く若年労働者の都市部への「移動」を招いている。その反動で地方・地域の高齢化、過疎化に拍車をかけ、地域経済を疲弊させる一因になっていると指摘されている。

地域経済には、その地方の産業構造や人口動態など、様々な特性があり、それらを数値化し

て比較することによってどのような意味があるのだろうか。数値で「均一化」することは、地域の特性を否定することになるのではない。実際、中央最低賃金審議会が求める「地域像」や政策が見えてこない。

歴史的経過を見れば、1977年12月15日に出版された「中央最低賃金審議会答申」では、「労働大臣から諮問のあった際、

表2 「事業の支払能力」は日本だけ。なくすべき！

	賃金水準	社会保障給付	労働者家族のニーズ	インフレ・生計費	雇用率	経済動向	労働生産性	事業の支払い能力	基準なし
日本	○	○※		○				○	
中国	○	○		○	○	○	○		
韓国			○	○			○		
カナダ	○					○			
米国									○
フランス	○		○	○		○			
ドイツ									○
イギリス						○			
オランダ	○	○			○				

※生活保護に係る施策との整合性を配慮

資料：「月刊全労連」2013年5月号：丸谷浩介佐賀大学教授の論文より。

重要参考資料として提出された労働4団体（日本労働組合総評議会、全日本労働総同盟、中立労働組合連絡会議、全国産業別労働組合連合）の全国一律最低賃金制についての統一要求および4政党（日本社会党、日本共産党、公明党、民社党）共同提案の最低賃金法案に留意しつつ、最低賃金の中央決定方式を中心として審議をすすめた」と記載されている。つまり全国一律最低賃金制度に留意しつつ、「できるだけ全国的に整合性ある決定が行われるよう、中央最低賃金審議会は、目安を作成し、これを地方最低賃金審議会に提示する」と結論づけた。その結果、翌年以降の目安審議で、現行の目安答申に基づく地域別最低賃金制度が出来上がっていった。

留意すべき方向性の結論として実施された制

度によって、地域間格差が毎年拡大し、2006年の109円だった地域間格差が、2016年には218円と2倍に拡大したことは、最低賃金法第1条の「国民経済の健全な発展に寄与すること」に逆行するもので、制度に問題があるといえる。

第17回目安全協の資料では、A～Dランクは温存し、3県のランクを変えただけでランク分け制度は継続し、深刻化する地域間格差の解消には背を向ける内容となっている。

2. 新指標案の問題点

目安安全協の資料（表3）によれば、従前の「20指標」を「19指標」にする改定案が示された。そこで特に理解できないのは、⑭の「地域別最低賃金」が指標案に加わったことだ。これは、中央最低賃金審議会として、現行の賃金

表3 ランク区分の見直しの基礎とする指標案（平成28年度）

	現行 20 指標	新指標案・19 指標
所得・消費関係	① 1人当たりの県民所得	① 左同
	② 雇用者一人当たりの雇用者報酬	② 左同
	③ 都道府県庁所在都市別2人以上世帯の1ヶ月当たりの支出	③ 世帯1人当たり消費支出（単身世帯）
	④ 都道府県庁所在都市別消費者物価地域差指数	④ 消費者物価地域差指数
	⑤ 都道府県庁所在都市別標準生計費（1人世帯と4人世帯を平均）	⑤ 1人あたり家計最終消費支出
給与に関する指標	⑥ 所定内給与額（5人以上）	⑥ 左同
	⑦ 常用労働者所定内給与額（5人以上）	⑦ 左同
	⑧ 常用労働者所定内給与額（中位数（30人未満等）	⑧ 左同
	⑨ 常用労働者定期給与（1～4人）	
	⑩ パートタイム女性労働者所定内給与額（5人以上）	⑨ パートタイム労働者所定内給与額（5人以上）
	⑪ 常用労働者定期給与第1・二十分位数（1～4人）	
	⑫ 所定内給与第1・二十分位数（5～29人）	
		⑩ 所定内給与第1・十分位数（5人以上）
		⑪ パートタイム労働者所定内給与第1・10分位（5人以上）
	⑬ 常用労働者定期給与第1・二十分位数（1～4人）	⑫ 常用労働者定期給与第1・十分位数（5人以上）
	⑭ 新規高卒者の初任給（10人以上）	⑬ 左同
	⑮ 中小・中堅春季賃上げ妥結額※	
		⑭ 地域別最低賃金
企業経営に関する指標	⑯ 1就業者当たり年間製造品出荷額（4人以上）	⑮ 1事業従業者あたり付加価値額（製造業）
	⑰ 1有業者あたり年間出来高（建設業）	⑯ 1事業従業者あたり付加価値額（建設業）
	⑱ 1就業者当たり年間販売額（卸売業、小売業）	⑰ 1事業従業者あたり付加価値額（卸売業、小売業）
	⑲ 1就業者当たり年間事業収入額（一般飲食業）※	⑱ 1事業従業者あたり付加価値額（飲食サービス業）
	⑳ 1就業者当たり年間事業収入額（サービス業）※	⑲ 1事業従業者あたり付加価値額（サービス業）

※：資料出所となる統計調査が廃止

水準を決める要素として「地域別最低賃金」が一定の位置を占めさせることを認めたことと考える。それは、現行の地域別最低賃金が、様々な地域間格差の温床であることを知りながら、さらにその地域間格差を固定化する要素として位置づけることになる。その意味から、「地域別最低賃金」を指標に加えることは反対である。

総務省の「小売物価統計調査」による「消費者物価指数」では、最も高い東京都を100とした場合、最も低い宮崎県は91.7で、その差は8.3ポイントで、「地方は物価が安い」という“風評”は正しくない。

一方で、企業経営関係の数値の⑮～⑲で、各種業種別の「1事業従事者当たりの付加価値額」が示された。この比較では、製造業で山梨が「100」となっている以外、すべて東京と他の道府県で大きく格差がついている。「指標案による総合指数及び諸指標の状況」（資料No.3）を見ると、人口が集中する東京の「一人勝ち」で、他の道府県との格差は拡大するばかりなのは一目瞭然である。

ここでの付加価値とは「付加価値＝売上高－外部購入費用」と定義されている。さらに仔細に見ると、この付加価値は人件費、賃貸料、租税公課、減価償却費、営業利益等（及び知的財産権の使用料等）からなるとされる。つまり、「人件費」を上げれば付加価値も上げざるを得ず、労働生産性もおのずと引き上げられる。労働生産性の高い国々では人件費は軒並み高くなっているが、日本で見れば、「雇用の流動化」に誘引された非正規労働者の増加などによる人件費の引き下げ策が、日本の労働生産性を毀損させている。こうした「廉価販売」を煽るような数値を、最低賃金のランク分けの判断要素に加えることはふさわしくない。

中央最低賃金審議会の役割は、各種経済指標を数値化して「総合指数化」することで、都道府県を“同一の地域特性”として捉えて差別化し、「〇〇県は指数が低いから賃金は安くてもいい」と、“評価”を下し、その差別に“お墨付き”を与えるのではなく、地方・地域に安定した職住環境・労働条件等を導く基礎を提供することだと考える。

そうなると、毎年拡大を続ける地域間格差は、現行の最低賃金制度によって醸成されたもので、その結果、格差が拡大・固定化し、差別を当然視する風潮が定着し、それが住民の所得格差へも影響している。それが消費を冷え込ませ、地域経済の発展を阻害している。

日本も批准しているILO第131号条約第3条（a）は、最低賃金の水準の決定にあたって考慮すべき要素として、「労働者及びその家族の必要であって国内の賃金の一般的水準、生計費、社会保障給付及び他の社会的集団の相対的な生活水準を考慮に入れたもの」を第一義的に取り入れることを謳っている。全労連は、生計費原則を最重点の指標として堅持し、「支払能力」を過大評価しないように改善し、さらに、最低賃金法第9条第2項の「三要素」（生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力）についての再検討を強く求めている。

本来、最低賃金制度は市場メカニズムには馴染まないものだ。一般に経済学では、雇用量と賃金は労働の需要量（求人数）と供給量の一致する点で決定され、この均衡賃金の下では失業は存在しない。最低賃金法は社会保障の観点からこの均衡賃金を低いと判断し、それより高水準に最低賃金を設定する。しかし、現行の指標からの目安方式では、所得格差を是正すべき最低賃金が、逆に格差を拡大している。

「最低賃金アクションプラン」は、こうした問題点を改善し、低賃金労働者の生存権を確実に確保できる制度に転換する大運動である。

4 どのような運動をすすめるか

大企業だけが儲けを続け、非正規労働者が全労働者の4割を超え、貧困と格差が広がり、長時間労働とブラック企業が蔓延する国、日本。それを解決するために、最低賃金法を変えて、「8時間働けばどこでもだれでも人間らしいくらしができる賃金」を実現する運動が「最低賃金アクションプラン」である。

全労連は、すべての働く人々の賃金引き上げ・底上げで、日本経済の回復をつくりだし、職場と地域が一体となった「社会的な賃金闘争」に取り組み、市民との対話、団体との懇談・共同・運動をひろげて、法改正に向けた大きな世論と波をつくっていく。その力を集めて、2020年には、全国一律最低賃金制度の創設を掲げた最低賃金法への改正をめざす「全国最低賃金アクションプラン」に取り組み始めた。

それは同時に、安倍政権が最賃平均1,000円を掲げ、同一労働同一賃金を検討すると述べた状況を活かして、「いますぐ最賃1,000円」の政治的決断を迫り、最低賃金引き上げによる底上げの取り組みを、組織拡大・強化に結びつける運動として、すべての職場・地域で力を集中する大運動でもある。

いま、全労連は、「このまちを元気にすることが、日本経済の立て直し」という「地域活性化大運動」に取り組んでいる。地域の非正規労働者の賃金が改善されれば、それは消費に直結し、地域経済に活気を与えていく。

全労連は、最低賃金の取り組みを「地域活性化大運動」の柱として、各種団体との合意づく

り、非正規労働者の労働組合加入の取り組みを全国で起こすことで、「これまでにない一大闘争」として、すべての組織が「アクションプラン」を具体化して、力を集めて以下の6点に取り組むことを呼びかけている。

- ① 全組合員規模のとりくみとし、全組合員学習を行いながら、法改正署名をすすめる。
- ② 宣伝と世論づくりを重視し、いっせいで宣伝行動や組織化を系統的・攻勢的にとりくむ。
- ③ 諸団体、中小企業経営者との一致点を広げるため、「地域活性化大運動」と結んで、各県・地域、各種産業分野での対話・懇談を積極的にすすめる。
- ④ 法改正を現実的課題に持ち上げるため、多くの労働団体や著名人・学者・弁護士などと協力して新しい共同の結成をめざし、すべての都道府県と地方議会での決議に取り組む。
- ⑤ 人手不足の解決とあわせて、産業・職種別の賃金底上げを強める。若者の労働組合加入を重視し、低賃金労働者を主役とした運動や実態告発等のとりくみをすすめる。
- ⑥ 「今すぐ最賃1,000円以上」の実現と特にC・Dランクの格差是正をめざし、2017年改定に向けては政府に政治的決断を迫る。同時に、重点自治体を明確にして、賃金下限規制のある公契約条例を飛躍させる。

(さいとう ひろお・全労連賃金・公契約対策局長)

特集 ● 全国一律最低賃金をめぐる諸問題

最低生計費調査から見た現行最賃の問題点

中澤秀一

はじめに

牛丼並盛に卵をつけて価格は400円ちょっと。カロリーは750キロカロリーほど。三食食べたとなると、成人が1日に必要なカロリーに達する。三食毎食牛丼でもカロリーの的には満たされるわけだ。以前、「ネットカフェ難民」に関するドキュメンタリー番組で、日雇い派遣を続けながら、ネットカフェで寝泊まりしていた30代の男性の食生活が紹介されていた。彼はほぼ毎日チェーン店の牛丼を食べていた。毎日同じ牛丼で飽きないのか尋ねたところ、チェーン店を変えたり、牛丼から豚丼に変えたりして飽きない工夫をしているのだという。筆者自身も牛丼チェーン店を利用するし、牛丼が問題のある食べ物だと否定しているわけでない。ただ、毎食牛丼でも良いのだろうか。カロリーの的には満たされたとしても栄養的には偏りがあるし、何よりも飽きてしまうだろう。毎食、自分が何を食べるか選択できることは、人間らしい生活にとって大事な要素であろう。

また、別の場面では、派遣先の現場で自分の名前と呼ばれず、単純な作業を黙々とこなすだけで、一日中だれとも話さない日もあると答えていた。彼の生活のなかに人間関係が見えてこなかった。彼はブログにその日の出来事を記していたが、それはリアルには存在しない人間関

係の代わりのようなものに思えた。

憲法25条「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」で謳われるところの「最低限度」の生活は、どのようにして保障すべきなのか。憲法学者である木村草太氏は、生存権保障の在り方について3つの段階に分けて説明している。

第一段階は、生命維持の要請を満たすことである。ここでは、「雨露をしのげる居住空間が確保されているか」「必要な栄養が摂取されているか」「身を守るあたたかい衣服が揃っているか」など、衣食住をはじめとする基礎的ニーズが満たされているか否かが重要である。

第二段階は、基礎的ニーズを満たす財・サービスが、人間らしく生きるための質を確保していることである。通風・日照・湿気排除・空調の機能が劣っていると、たとえ居住空間が確保されていたとしても、居住者の健康は害されるだろうし、精神的な影響も現れてくるだろう。健康なからだをつくるには、穀類の「主食」、肉や魚・卵・豆などのおかず「主菜」、野菜・きのこ・海藻などの「副菜」、それに乳製品や果物などを組み合わせたバランスのとれた食事が大切である。ただ、このような「質」にこだわることは、そのぶん「コスト」がかかる。

第三段階は、相互に支え合う人間関係により、人間の尊厳が実現していることである。人間は

社会のなかで孤立しては生きられない。他者と交流し、相手の反応を見ることで喜びを見出していく。自らの行動を意味のあるものたらしめる「何か（だれか）のために役立っている」という感覚は、人と人とのつながりのなかから生まれるものである。ただ、「人間関係」にも「コスト」がかかるし、現状では相互に支え合う仕組みは労働の現場や地域コミュニティにおいて衰退しつつある。

このように生存権保障には「コスト」がかかる。それでも国家はその「コスト」を負うべきであると木村は説く。憲法は、財・サービス、労働、情報などを市場で自由に交換できる自由主義経済を選択したが、この経済体制には貧困や病気などのために他者と交換する財や労働力を持たない者は、十分な生活財を確保できないという重大な欠点がある。憲法は、自由主義経済を存続させるためにこの欠点を放置することはできなかった。このため憲法は、自由主義経済を選択するいっぽうで、すべての国民は個人として尊重されることを13条に掲げて、このことを「生活」の側面から担保すべく25条1項を定めている。それゆえに木村は、個人が尊重されていると感じて生きていくために「質」や「人間関係」が必須なのであれば、たとえ「コスト」がかかったとしてもそれらを保障するのが国家の責務であるとしているのである。

さて、最低賃金制度についても、上記のことは当てはまるであろう。労働者の生存権保障を担う最低賃金であるが、労働者が尊重されていると感じながら生きていくためには、最低賃金によって、①生命維持に必要な衣食住が足りていることはもちろん、②安全・健康に暮らせるための「質」が確保されていなければならないし、③相互に支え合う「人間関係」により、人

表1 2015～16年に実施された最低生計費調査のサンプル数および回収率

調査地域	サンプル数	回収率	実施年
新潟県調査	715	24 %	2015 年
静岡県調査	1670	42 %	2015 年
愛知県調査	999	25 %	2015 年
北海道調査	1217	30 %	2016 年
東北地方調査	1840	31 %	2016 年
埼玉県調査	597	20 %	2016 年

注：このほか、2015年広島県調査については、食料費の算出についてのアドバイスを行っている。

間の尊厳が実現していなければならない。これが「あるべき」姿であろう。

本稿は、「あるべき生活」「きちんとした生活」の実現のために実施された最低生計費調査の結果をもとに、現行の最低賃金制度がどのような問題点を抱えているのかを明らかにすることを目的としている。

1 最低生計費調査の取り組み

1) 2015～16年に実施された最低生計費調査

筆者は、2010年に実施された「静岡県最低生計費試算調査」で初めてマーケット・バスケット方式（全物量積み上げ方式）による最低生計費の試算に関わるようになった。その後も全国各地での最低生計費の試算に関わり、2014年からは、科学研究費助成事業（「現代版マーケット・バスケット方式による最低生計費の実証的研究」）の助成を受け、かつ各地方組織の協力を得て、2015～2016年にかけて全国各地で最低生計費試算の取り組んでいる（表1）。本稿は、これらの調査結果にもとづくものである。

最低生計費試算調査は、金澤誠一氏によって京都調査（2006年実施）、「首都圏最低生計費試算調査」（2008年実施）、「東北地方最低生計費試算調査」（2009年実施）等が行われており、これらは試算方法としてマーケット・バスケット方式が採用されている。

2) マーケット・バスケット方式とは

最低生活費の算定方式の一つで、生活に必要な物資の品目を個別的に積み上げて生計費を算出する方法である。イギリスの貧困研究者 B. S. ラウントリーによって考案された方法に起源をもっている。栄養要求量をもとに飲食物費を決定し、その他の被服費、雑費等を必要費目として、その金額を合計し算定する。

マーケット・バスケット方式の最大の長所は、最低生活の内容が具体的で分かりやすいという点にある。最低生活を実現するための財やサービスの構成要素が見えるので、内容がイメージしやすい。その一方で、品目の選定が恣意的になりやすいという欠点のほかに、金澤は、「食費についてはカロリー計算や必要栄養を満たすような栄養学による一定の指標が存在するが、それ以外の費目については、具体的な指標が存在しない」という欠点を指摘している。この欠点を克服するために、実施されたのが「生活実態調査」「持ち物財調査」「価格調査」の3つからなる調査である。調査項目等は、調査によって若干異なるが、筆者が今回関わった調査では概ね以下のとおりである。

「生活実態調査」 計48の質問項目から成り、朝食、昼食、夕食の摂り方、外食や飲み会の費用、余暇生活、日帰り行楽や1泊以上の旅行の回数や費用、結婚式・葬式や忘新年会・歓送迎会などの交際費、自動車・バイクの必要性、家電や被服などの主な買い物場所などを尋ねている調査である。たとえば、昼食は、弁当を持参なのか、コンビニでパン等を買うのか、給食を利用するのか、出前を頼むのかで、費用やカロリーが異なるし、自家用車を所有するかしなかでかなり生計費に違いが生じることになる。また、結婚式・葬式や忘新年会・歓送迎会への

参加は、人間関係を築く上で欠くことのできない行事である。こういったことの回数やそれにかかる費用を精査するために、この調査が必要になるのである。

「持ち物財調査」 家電・家具・寝具・日用雑貨・被服・履物など計330以上（北海道や東北地方などの寒冷地では「スノーダンプ」「雪かき用ショベル」など防寒・雪対策のための用品が加わる）の品目について、所有の有無および数量を尋ねている調査である。

「価格調査」 それぞれの対象市において、先の二つの調査で明らかとなった対象者（世帯）の買い物先に行き、所有が認められた商品やサービスの価格（最低価格・最多数価格、最高価格）を調べるものである。

試算のベースとなるのは、これらの3つの調査であるが、これらでは不明な費目（水道・光熱費や通信費、教育費など）については、総務省「全国消費実態調査」や文部科学省「子供の学習費調査」などの各種の統計調査結果を利用している。

3) 実態から乖離させないために

一般的に、マーケット・バスケット方式によって試算される最低生計費は、理論生計費として理解されている。しかし、先に挙げた3つの調査は、国民・労働者の生活実態から最低生計費を乖離させないがために、その基礎資料として組み込まれているのである。その意味では、実態生計費の意味合いも含まれていると言える。

では、調査のデータはどのように利用されているのだろうか。まず、「原則7割以上の世帯が保有する品目＝必需品」として最低生計費に組み込まれている。保有率が7割以上の品目は

所得弾力性や支出弾力性が小さく、必需品とみなせるので、保有させている。反対に、保有率が7割に達していないものは、原則保有させてはいない。「こたつ」や「目覚まし時計」などライフスタイルの変化によって保有率が低下している品目があるが、これらは地域や世帯類型にもよるが、以前よりも保有を想定しないケースが増えている。

それから、各品目の消費数量や、旅行や飲み会などの消費行動の回数は、「下から3割の人が保有する（行動する）数（回数）」で最低生計費に組み込まれている。たとえば、背広を何着持たせるかは、全体の分布からみて少ない方から数えて3割の人が保有する数を算定基準として決定するのである。飲み会についても、「ほとんど行かない」人もいれば、「月に2～3回」の人もいれば、「ほとんど毎日」行く人もいて、さまざまな生活パターンが存在する。このなかから回数や費用を決めるわけだが、やはりその際にも「下から3割」のルールを適用して決定している。

また、最低生計費を算定に際しては、「合意形成会議」も地域住民の生活実態から乖離させないために重要な役割を担っている。先に、品目の選定が恣意的になりやすいというマーケット・バスケット方式の欠点を挙げたが、この欠点を克服するためにも、“土地勘”や“肌感覚”のある人びとの視点を取り入れている。「合意形成会議」には毎回数名から多い時には20名程度が参加しており、参加者は労組の責任者に加えて、検討する世帯類型に該当する一般の労組員（たとえば、若年単身世帯を検討するのであれば、20代30代で一人暮らしをしている者）である。この会議では、3つの調査結果を最低生計費に組み込む際に、判断が分かれる事

項の判断基準について、参加者から参考となる意見を出してもらっている。筆者は、分析担当者として客観的なデータは提供できるが、どういうライフスタイルにするかを決めるためには、“土地勘”や“肌感覚”が必要となる場面が少なからずあり、そこで生活している人（できるだけ幅広い年齢層や職種）の意見が入ることで、より実態に近づけることができ、客観性が担保されると考えている。また、組合員が試算に関わることによって試算結果に説得力がもたらされ、その結果としてその後の運動における確信にもつながるという副産物もある。

さいごに、予備費について。次章の最低生計費調査結果の一覧をみれば分かるが、最低生計費＝消費支出＋予備費＋非消費支出という内訳となっており、予備費とは消費支出の1割として、計上されている。これは、個々人の多様性を考慮したものである。たとえば、エネルギー消費量は、同じ年齢層でも身長や体重によって違いが生じるし、消費支出の内容や額も、心身の健康状態や障害の有無・程度により異なるからである。このように個々人の多様性に対応することも、実態から乖離していない、リアルな最低生計費を算定するために必要だろう。

2 最低生計費調査の結果

本章では、2015～16年に実施された最低生計費調査の結果を、若年単身世帯について紹介したい。なお、各調査とも、若年単身世帯とは、大学を卒業後、勤務して3年の25歳男性および女性をモデルとして最低生計費の試算を行っている。ただ、試算のために利用したのは、回答者の年齢が「20歳未満」「20歳代」「30歳代」で、かつ世帯構成が「独居」のデータである。各調査の若年単身世帯のサンプル数は、以下の

とおり。新潟県調査＝74、愛知県調査＝217、静岡県調査＝195、北海道調査＝201、東北地方調査（6県分）＝270、埼玉県調査＝41。

表2は、2016年に調査が実施された埼玉県調査の若年単身世帯の結果を、2008年調査結果と比較したものである。税・社会保険料抜きの最低生計費では、2016年調査＝19万724円、2008年調査＝19万1406円と、微減しているがほぼ同水準であるといえるだろう。試算方法に若干の違いがあるために、単純に比較することはできないが、ほぼ同じ手法で試算しているので、おおまかな比較は可能である。この8年間で健康で文化的な暮らしをするために必要な費

表2 埼玉県若年単身世帯の結果の比較（2016年調査と08年調査）

	25歳男性（さいたま市）	
消費支出	173,424	174,406
食費	38,610	39,564
住居費	52,500	54,167
光熱・水道	6,867	6,552
家具・家事用品	4,327	3,881
被服・履物	7,260	7,548
保健医療	3,366	2,465
交通・通信	19,635	18,214
教育	0	0
教養娯楽	20,225	18,273
その他	20,634	23,742
非消費支出	51,058	42,395
予備費	17,300	17,000
最低生計費	190,724	191,406
税込み月額	241,782	233,801
税込み年額	2,901,384	2,805,612
必要最低賃金額 (173.8時間換算)	1,391円	1,345円
必要最低賃金額 (150時間換算)	1,612円	1,559円
最低賃金額	845円	722円
	(2016年)	(2008年)

注1：住居は賃貸アパート 1K（1DK）25m²。

注2：消費支出＝食費、住居費、光熱・水道、家具・家事用品、被服・履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽、その他の総和、予備費＝消費支出×10%（2008年は1000円未満を、2016年は100円未満を切り捨て）、最低生計費（税抜き）＝消費支出＋予備費。

注3：その他には、理美容品費、理美容サービス費、身の回り用品費、交際費、自由裁量費（1か月6000円）を含む。

注4：交通費は、「通勤手当」が支給されないものとして試算している。したがって「通勤手当」が支給されると想定すれば、最低生計費はその分だけ減ることになる。

注5：非消費支出には、「所得税」、「住民税」、「社会保険料（厚生年金＋協会けんぽ＋雇用保険）」を含む。

用に変化はない。この8年間で大きな変化を挙げるとすれば、非消費支出である。その内訳は、所得税が4255円から5249円に994円、住民税（市民税および県民税）が、8925円から9858円に933円、社会保険料（厚生年金＋協会けんぽ＋雇用保険）が、2万9215円から3万5951円に6736円、それぞれ増加している（非消費支出合計で8663円増）。両調査では収入の設定が異なるので、単純比較には注意を要するが、それでも社会保険料の上昇が非消費支出の増加に大きく影響したことは確かである。この間に、厚生年金の保険料率は、15.35%から17.828%へと、協会けんぽ（旧政管健保）の保険料率は、8.2%から9.95%へと持続的に引上げられている（労働者の負担は2分の1）。税金や社会保険料は、固定的支出であり、どうしても削れない費目である。埼玉県の大卒初任給（男性、全産業平均）は、2008年＝19万8900円に対して、2016年＝20万5800円であった（「賃金構造基本統計調査」）。この間の上昇額は6900円であり、ほぼ非消費支出の増大分に吸収されてしまっていることが予想される。この埼玉県のように、最低生計費調査が2回目となる地域は、前回調査との比較から生活実態の変化を知ることができる。

埼玉県調査以外の調査結果は、表3～4にまとめた。自家用車を所有させるか否かで、最低生計費に差が生じる。「交通・通信」が公共交通機関を使える地域は、さいたま市を含めて2万円未満であるのに対して、自家用車を使わなければならない地域は、3万～4万円台となっている。住居費の違いもさることながら、交通費の違いが最低生計費に大きな影響を及ぼしている。

表3 北海道・東北地方若年単身世帯の結果（2016年）

	25歳男性 (札幌市)	25歳女性 (札幌市)	25歳男性 (釧路市)	25歳男性 (青森市)	25歳男性 (秋田市)	25歳男性 (盛岡市)	25歳男性 (山形市)	25歳男性 (仙台市)	25歳男性 (福島市)
消費支出	163,805	159,471	182,381	162,589	163,216	173,997	166,317	167,016	167,952
食費	39,991	32,310	37,921	39,977	40,133	40,083	40,032	40,017	40,703
住居費	32,000	32,000	35,000	26,000	29,000	35,000	30,000	30,000	32,000
光熱・水道	10,206	9,933	10,206	8,076	8,260	9,024	8,695	8,686	8,715
家具・家事用品	4,071	4,398	5,001	3,664	3,479	4,216	3,905	3,821	3,509
被服・履物	5,828	4,431	8,593	6,514	6,626	6,501	5,628	7,095	6,225
保健医療	4,558	3,274	2,980	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596	2,596
交通・通信	16,660	17,438	36,460	38,342	35,710	39,697	37,634	38,342	37,028
教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教養娯楽	30,068	30,068	27,684	17,950	18,093	17,533	17,057	17,126	17,726
その他	20,423	25,619	18,536	19,470	19,319	19,347	20,770	19,333	19,450
非消費支出	44,878	44,878	44,878	37,294	37,428	37,367	37,367	37,375	37,320
予備費	16,300	15,900	18,200	16,200	16,300	17,300	16,600	16,700	16,700
最低生計費	180,105	175,371	200,581	178,789	179,516	191,297	182,917	183,716	184,652
税込み月額	224,983	220,249	245,459	216,083	216,944	228,664	220,284	221,091	221,972
税込み年額	2,699,796	2,642,988	2,945,508	2,592,996	2,603,328	2,743,596	2,643,408	2,653,092	2,663,664
必要最低賃金額 (173.8時間換算)	1,295円	1,267円	1,412円	1,243円	1,248円	1,316円	1,267円	1,272円	1,277円
必要最低賃金額 (150時間換算)	1,500円	1,468円	1,636円	1,441円	1,446円	1,524円	1,469円	1,474円	1,480円
最低賃金額 (2016年)	786円	786円	786円	716円	716円	716円	717円	748円	726円

注：表2に同じ。

表4 中部地方若年単身世帯の結果（2016年）

	25歳男性 (新潟市)	25歳男性 (静岡市)	25歳女性 (静岡市)	25歳男性 (名古屋市)	25歳女性 (名古屋市)	25歳男性 (豊橋市)
消費支出	177,018	181,897	180,960	163,083	163,213	172,231
食費	39,597	40,253	34,240	38,457	31,711	38,457
住居費	38,000	38,000	38,000	45,000	45,000	32,000
光熱・水道	11,064	7,559	6,594	7,510	6,551	7,510
家具・家事用品	3,765	3,883	4,124	3,480	3,600	3,799
被服・履物	6,951	7,521	4,296	8,426	8,406	8,272
保健医療	4,188	3,255	4,516	2,186	5,016	2,186
交通・通信	40,335	43,356	43,167	19,062	18,872	40,639
教育	0	0	0	0	0	0
教養娯楽	14,970	18,408	22,034	17,745	17,764	17,521
その他	18,148	19,662	23,989	21,217	26,293	21,847
非消費支出	47,287	46,662	46,662	47,562	47,562	47,829
予備費	17,700	18,100	18,000	16,300	16,300	17,200
最低生計費	194,718	199,997	198,960	179,383	179,513	188,431
税込み月額	242,005	246,659	245,622	226,945	227,075	237,260
税込み年額	2,904,060	2,959,908	2,947,464	2,723,340	2,724,900	2,847,120
必要最低賃金額(173.8時間換算)	1,392円	1,419円	198,960	1,306円	1,307円	1,365円
必要最低賃金額(150時間換算)	1,613円	1,644円	1,637円	1,513円	1,514円	1,582円
最低賃金額(2016年)	753円	807円	807円	845円	845円	845円

注：表2に同じ。

3 最低賃金制度の問題点

本章では、これまでの調査結果をもとに、現

行の最賃制度が抱える問題点について指摘したい。なお、冒頭で結論を述べておくと、①最低賃金では「質」や「人間関係」が保障された

「あるべき生活」「きちんとした生活」は送ることができないということ、②最低生計費は全国各地でそれほど大きな差がないということの2点が重大な問題である。

1) 低すぎる最賃の水準

最低生計費調査から見える現行の最低賃金制度の第一の問題点は、最低賃金では“きちんとした生活”は送ることができないという点である。前章で紹介した最低生計費調査の若年単身世帯の結果をみると、25歳の若者がきちんとした生活を送るためには、税・社会保険料抜きで月額約18～20万円の費用がかかるということが明らかになった。現行の最低賃金額ではとうてい届かない水準である。各表の下から2段目および3段目は、非消費支出を加えた金額を時給換算した数字である。現行基準では最も長い中央最賃審議会が用いている月173.8時間労働で換算すると、1250～1400円程度、一般労働者の所定内労働時間の平均に近い月150時間労働で換算すると、1400円台半から1600円台にまで到達する。各表の最下段が各道県の最低賃金額であるが、まったくその水準に達していない。

つまり、現行最賃のもとでは、生活の「質」や「人間関係」は保障されておらず、労働者が個人として尊重されていない状況にある。たとえば、埼玉県調査の算定では、「背広」は1着＝3万1320円（消費税込み）のものを2着所有しているが、「背広」は人前で着ても恥ずかしくないように、最低価格ではなく、その店舗で標準的な価格の商品を算定に組み込んでいる。仮に、最低賃金で働く労働者が「背広」を購入しようとしたときに、標準的な価格の商品ではなく、最低価格の商品を選ぶということがあり

うる。また、年間4回の忘新年会等への参加を想定しているが、これも最低賃金で働く労働者は参加する回数を減らさざるをえないかもしれない。

いま、若者を中心に掲げられている「最低賃金を1500円に！」という要求は、最低生計費調査結果とまさに合致しており、彼ら彼女らの実感から生活の「質」や「人間関係」を確保するために、きわめて妥当な要求額であるといえよう。

2) 全国各地で差はそれほどない最低生計費
最低賃金制度の問題点の第二は、最低生計費は全国各地でそれほど大きな差がない、少なくとも現行の最賃に見られるような地域間格差がないという点である。

一般的には、大都市は、家賃をはじめとしてあらゆる物価が高いのに対して、地方では物価が安いのでそのぶん生活費がかからなくて済む、という常識が存在する。しかし、この常識と現実とは違う。表5は、さいたま市と青森市との最低生計費を比較したものである。ちなみに、2016年度の最低賃金において、埼玉県は上から4番目の845円で、青森県は下から3番目で716円である。上位県の埼玉と下位県の青森との差は129円である。この2県の最低生計費の内訳を見ると、さいたま市は住居費が5万2500円で、青森市よりも2万6500円高く、倍以上もの開きがある。その一方で、青森市では自家用車を所有していることから交通費が1万8707円、寒冷地ということで光熱・水道費が1209円、それぞれ高くなっている。公共交通機関が発達した都市圏では車がなくても生活できるので交通費が低く抑えられるが、地方では車がないと通勤、買い物、通院、余暇などの生

活全般が成り立たず、自家用車が必需品となり、交通費が高くなる（自家用車を所有させることで、生計費が約2万5000円上昇する）。流通が発達して、全国どこでも同じ商品が同じような価格で販売されている現代では、ふだんの買い物にかかる費用に大きな差はない。違いとなって現れてくるのは、家賃と車にかかる費用である。そして、この両者が互いに相殺するために、最低生計費の差が拡がらない構造になっている。

さらに表6は、今回の一連の最低生計費調査結果（25歳単身男性の税・社会保険料抜きの最低生計費）を指数化したものである。最も高かった北海道釧路市＝100としたときに、一番下は青森市の89.1である。最低生計費は、最高額のほぼ9割に全体が収まっている。常識からすれば、最も高くなるはずのさいたま市であるが95.1であり、このあいだに収まっている。これに対して、最低賃金は最高額の東京（932円）＝100としたときに、青森市、秋田市、盛岡市が76.8となる（実際には、宮崎県、沖縄県の714円が最低額であり、76.6となる）。「労働者の生計費を考慮して」定められているはずの最低賃金にもかかわらず、実態の生計費よりもずっと大きな格差がつけられているのである。

しかも、この格差は、さらに広がっているのである。表7は、2016年度の最賃ランキングと前年度から引き上げ額を示したものである。最低賃金が高い都府県ほど、引き上げの幅が大きく、逆に最低賃金が高い県ほど、引き上げ幅も小さくなっている。これは、年々、最賃の格差が拡がり続けることを意味している。安倍政権が掲げる「(加重平均で) 最賃1000円」という目標は、いつかは達成されるだろう。しかし、それは平均額における達成であって、そのときでも大部分の道県が1000円未満の状態のまま

表5 最低生計費比較（埼玉：青森）

	25歳男性 (さいたま市)	25歳男性 (青森市)
消費支出	173,424	162,589
食費	38,610	39,977
住居費	52,500	26,000
光熱・水道	6,867	8,076
家具・家事用品	4,327	3,664
被服・履物	7,260	6,514
保健医療	3,366	2,596
交通・通信	19,635	38,342
教育	0	0
教養娯楽	20,225	17,950
その他	20,634	19,470
非消費支出	51,058	37,294
予備費	17,300	16,200
最低生計費	190,724	178,789
税込み月額	241,782	216,083
税込み年額	2,901,384	2,592,996
最低賃金額 (2016年)	845円	716円

注：住居は賃貸アパート 1K (1DK) 25m²。

図表6 最低生計費比較表

	1か月分の生計費 (税等抜き)	釧路＝100 としたときの 最低生計費	2016 年度の 最低賃 金額	東京都(932 円)＝100と したときの 最低賃金
札幌市	180,105	90	786	84
釧路市	200,581	100	786	84
青森市	178,789	89	716	77
秋田市	179,516	90	716	77
盛岡市	191,297	95	716	77
山形市	182,917	91	717	77
仙台市	183,716	92	748	80
福島市	184,652	92	726	78
さいたま市	190,724	95	845	91
新潟市	194,718	97	753	81
静岡市	199,997	100	807	87
名古屋市	179,383	89	845	91
豊橋市	188,431	94	845	91

注：北海道、東北各県、埼玉調査は2016年、新潟、静岡、愛知調査は2015年。指数は小数点以下四捨五入。

なのだ。安倍政権は、「地域創生」も掲げているが、最低賃金制度がこのような問題点を抱えている限り、地方から都市への人口流出はますます加速し、都市から地方へ人口を還流させることなど、とうてい難しいだろう。

おわりに―最低生計費調査の結果をどう活用するか

最低生計費調査の結果は、さまざまな場面での活用が期待できるが、主に次の5点になるだろう。①最低賃金額の引き上げおよび全国一律最低賃金制の根拠となる。②春闘の賃金討議の素材となる（各年代で具体的にどのくらい生活費が必要なのかを明らかにできる）。③公契約運動推進においての賃金設定の基礎となる考え方を示す。④人事院勧告の標準生計費に対する批判の根拠とするとともに、公務員賃金のあり方を示す。⑤賃金と社会保障の関係を考える手がかりになる。

本稿では、①最低賃金額の引き上げおよび全国一律最低賃金制の根拠となることを論じてきたわけだが、これだけに終わらず、もっと広く活用して欲しい。今回試算を行った地域では、この成果を「宝の持ち腐れ」にすることなく、できるだけ活用することを希望し、まだ調査を行っていない地域では是非調査を実施されること

表7 2016年度最低賃金額と対前年度引き上げ額ランキング

	最低賃金額	前回からの引き上げ額		最低賃金額	前回からの引き上げ額		最低賃金額	前回からの引き上げ額
東京	932	25	茨城	771	24	島根	718	22
神奈川	930	25	富山	770	24	山形	717	21
大阪	883	25	長野	770	24	愛媛	717	21
埼玉	845	25	福岡	765	22	青森	716	21
愛知	845	25	奈良	762	22	岩手	716	21
千葉	842	25	群馬	759	22	秋田	716	21
京都	831	24	山梨	759	22	徳島	716	21
兵庫	819	25	石川	757	22	鳥取	715	22
静岡	807	24	岡山	757	22	高知	715	22
三重	795	24	福井	754	22	佐賀	715	21
広島	793	24	新潟	753	22	長崎	715	21
滋賀	788	24	和歌山	753	22	熊本	715	21
北海道	786	22	山口	753	22	大分	715	21
岐阜	776	22	宮城	748	22	鹿児島	715	21
栃木	775	24	香川	742	23	宮崎	714	21
			福島	726	21	沖縄	714	21

とを切に願う。

（なかざわ しゅういち・常任理事・静岡県立短大准教授）

参考文献

木村草太（2013）『憲法の創造力』NHK出版新書

（注）

（1）木村草太（2013）。

（2）とはいえ、7割未満の保有率でも所有させた品目もある。たとえば、代表的な調理器具として「ガステーブル」と「IHテーブル」があるが、世帯類型によっては両者の保有率が拮抗しており、どちらも7割に達していないケースがある。この場合は、合意形成会議に諮って、どちらを所有させるべきかを議論したうえで決定している。

（3）埼玉県のほか、愛知県や静岡県でも前回調査との比較が可能である。

（4）愛知県調査豊橋市および北海道調査釧路市の結果については、算定に用いたサンプル数が少ないために、それぞれ名古屋市および札幌市のデータを利用しているために参考値とする。

（5）もしかしたら、現行の最低賃金は、生存権保障の第一段階である生命維持の要請すら満たしていないのかもしれない。埼玉県の最賃＝845円で、仮に150時間労働だと仮定すると月収＝12万6750円である。ここから今回試算された食費、住居費、光熱・水道費、被服・履物費、保健医療費、交通・通信費を差し引くと、1488円の赤字となる。

特集 ● 全国一律最低賃金をめぐる諸問題

最賃引き上げが国・地域に及ぼす経済効果

木地孝之

1 賃上げなしにデフレ経済からの脱却なし

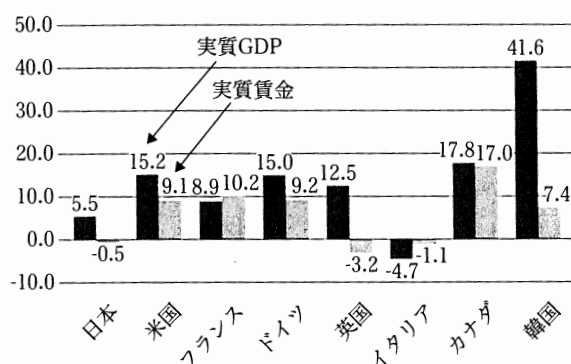
安倍首相は、財界代表に対して、2017春闘においても基本給を底上げするベースアップを実施するように求めた。それは、決して人気取りのためだけではなく、客観的にみて、日本経済にそれが不可欠だからである。

2012年12月に発足した第2次安倍内閣の経済対策、いわゆる「アベノミクス」は、株価や一部大企業の利益を引き上げたものの、目標とした日本経済の安定成長もデフレからの脱却も出来ていない。

政府・財界およびマスコミの中に、「これは世界経済全体を反映したものであり、日本だけの現象ではない」と言う意見があるが、それは全く正しくない。G7（先進7か国）+韓国の8か国について、過去10年間の実質GDP（国内総生産）成長率と実質賃金上昇率を比較すると、日本のGDP成長率は米国、フランス、ドイツ、イギリス、カナダの5か国及び韓国を大きく下回り、極めて低調である。

その主因は賃金にある。成長している国は、イギリスを除き、この間に実質賃金を7%以上上昇させているのに対して、日本は、逆に0.5%低下しているのである。

図1 各国の実質GDP及び実質賃金の比較
(2015年/2005年、%)



注1：実質GDPは、2015年為替レート&価格基準、US\$表示による。

注2：実質賃金は、2015年価格基準の購買力平価、US\$表示による。

注3：年収には、基本給のほかボーナス・残業代を含む。

資料出所：国連統計（実質GDP）、OECD統計（実質賃金）。

これまでに報道されている2017春闘の労使交渉では、昨年よりベースアップに踏み切る企業が増えそうではあるものの、まだ多くの経営者は「景気の見通しがよくないから賃上げは難しい」と言っている。しかし、「景気が悪いから賃金の引き上げが出来ないのか」、それとも「賃金の引き上げを行わないからデフレ経済から脱却できないのか」、図1をみれば、その答えが後者であることは明らかであろう。

2 先進国の中で際立って低い日本の最低賃金

安倍首相は、「働き方改革」の第一のポイントとして「同一労働同一賃金」をあげているが、

賃金水準については全く触れていないのであり、政府・財界中心の「働き方改革実現会議」に任せておいたのでは、「同一労働同一賃金」が「同一労働同一低賃金」になりかねない。

同一労働同一賃金の前提として、まず、「これ以下で働かせてはならない」最低賃金をしっかり確立しておくことが重要である。金額は、先進国の水準をみれば 1500 円にすべきであるが、日本の現状では、当面、「一番低い県でも時給 1000 円」を目指すのが現実的であろう。

OECD（経済協力開発機構）統計によると、欧米諸国の最低賃金は、フランス 1319 円、ドイツ 1236 円、英国 989 円と、日本を大きく上回っている（表 1）。米国は 875 円で日本とそれほど変わらないが、サンフランシスコ 1483 円、シアトル 1332 円、ワシントン DC 1272 円、ロサンゼルス 1090 円、ニューヨーク 1060 円と、大都市州はすでに 1000 円を超えている。さらに、その他を含む先進 14 州が、2022 年までに、15 ドル、1816 円に引き上げることを決めている。ドイツは、2015 年から最賃制を導入し、当初は 8.50 ユーロ、1236 円であったが、2017 年から 8.84 ユーロ、1285 円に引き上げた。

これに対して日本は、一番高い東京でも、

表 1 各国最低賃金の比較（2015 年）

	各国通貨表示	購買力平価による換算	
		US \$	円換算
日本	780 円	6.94	840
米国	7.25 US ドル	7.23	875
フランス	9.61 ユーロ	10.90	1,319
ドイツ	8.50 ユーロ	10.21	1,236
英国	6.70 ポンド	8.17	989
韓国	5580 ウォン	5.44	659

注：購買力平価の US \$ 表示は、2014 年価格基準でデフレートした実質値。US \$ から円への換算は、2015 年の年間平均為替レート（TTB（売り）+ TTS（買い）の平均値）= 121.1 円 / US \$ による。

資料出所：OECD 統計。三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング（為替）。

2015 年 869 円（表 1 と同じ購買力平価で換算すると 995 円）、2017 年 932 円（同 1025 円）と、欧米諸国を大きく下回っている。（購買力平価については、末尾の「補足説明 1」を参照）

経団連は、最低賃金を引き上げると国際競争力が低下し、雇用の維持も困難になるとして反対しているが、最低賃金が日本を上回っている欧米諸国は、図 1 でみたように、日本より経済成長率が高いのであり、最低賃金の引き上げによって国際競争力が低下するという財界の主張には説得力がない。

3 労働再生産できない賃金では日本が衰退する

厚生労働省の「毎月勤労統計調査」によると、従業員 5 人以上の事業所に働く一般労働者の労働時間は年間 2026 時間であり、時給 1000 円に引き上げても、フルタイムで働いて年間 203 万円、月 16.9 万円にすぎない。

人事院は、毎年、国家公務員給与決定のために標準生計費を推計しているが、それによると、2016 年の標準生計費は 1 人世帯 11 万 5530 円、2 人世帯 17 万 0520 円、3 人世帯 19 万 6470 円となっている。ただし、国家公務員には、東京 23 区 20 %、横浜市等 16 %、名古屋市等 15 %、神戸市等 12 %、京都市等 10 %、仙台市等 6 %、札幌市等 3 % と、都市部に地域給が支給されているので、それを加味すると、東京 23 区は、1 人世帯 13.9 万円、2 人世帯 20.5 万円、3 人世帯 23.6 万円になる。したがって、時給 1000 円では、共働きを前提にしなければ結婚できず、子供を作る（3 人世帯）ことは極めて困難ということになる。

労働者に安心して生活できる賃金を支払うことは、企業の社会的責任である。雇用者に、そ

の労働力を再生産出来ないような賃金を支払っていたのでは、資源小国日本の最大の資源である優秀な労働力が、衰退していくことになる。

4 最低賃金引き上げの経済効果 —地域経済への影響

最低賃金の引き上げは、企業の労務コストを上昇させるが、やがて家計消費需要の拡大を通じて新たな国内生産が誘発され、企業経営にプラスとなって跳ね返ってくる。また、GDP（国内総生産≒付加価値）や雇用および税収を増加させ、経済を活性化する。

労働総研は「2017年春闘提言」（労働総研ニュース No.322・323号、2017年1・2月）に、時給1000円の実現に必要な原資は1.96兆円であり、その実施によって家計消費支出が1.71兆円増加する。それによって国内生産が3.32兆円、付加価値額（≒GDP）が1.54兆円誘発されて、雇用が19.61万人、税収が0.3兆円増加する。それに必要な財源1.96兆円は、2015年度末内部留保の0.34%、対前年度増加額の5.5%で足りるという全国の推計値を掲載した。

本稿では、地域・都道府県別の推計を行うが、データの制約があり、全国に比べて推計方法は簡易なものとなっている。

1) 最低賃金額が低い県（Dランク）では、 月2万円の賃上げに相当

厚生労働省の「就業構造基本調査」によれば、全国の役員を除く雇用者数は5353.8万人である。一方、同省の「賃金構造基本統計調査特別集計」によると、最低賃金を1000円に引き上げた場合に賃上げの対象となる雇用者は788万人と推計され、雇用者全体の14.7%に相当する。

表2は、47都道府県別に計算した賃金引き上げ対象者数、必要な原資及び家計消費需要増加額の一覧表である。なお、「就業構造基本調査」（2012年実施）と「賃金構造基本統計調査特別集計」（2015年）に3年間のずれがあるが、この間、雇用者数に大きな変化はないと思われるので、どの都道府県も、誤差は無視できる範囲と考えられる。（推計方法は、「補足説明2」を参照）

「賃金構造基本統計調査特別集計」では、最低賃金額に応じて47都道府県を次の4ランクに分けている。

Aランク…東京、神奈川、大阪、愛知、千葉。
（5都府県）

Bランク…埼玉、京都、兵庫、静岡、三重、
広島、滋賀、栃木、茨城、富山、長野。（11府県）

Cランク…北海道、岐阜、福岡、奈良、群馬、
山梨、石川、岡山、福井、新潟、和歌山、山口、
宮城、香川。（14道県）

Dランク…福島、島根、山形、愛媛、青森、
岩手、秋田、徳島、鳥取、高知、佐賀、長崎、
熊本、大分、鹿児島、宮崎、沖縄。（17県）

そこで、このランク分けに基づいて最低賃金の高い都道府県と低い都道府県の違いを概観してみると、まず当然のことながら、最賃額が高い地域ほど雇用者全体に占める賃上げ対象者の比率が低くなり、Aランクの10.0%に対してDランクは21.5%である。Dランクでは5人に1人が該当するから、1000円でも影響は大きい。次に、最賃引き上げに必要な原資及び家計消費需要増加額は、Aランク→Dランクで、都道府県の数が増える一方、雇用者数は減っているのので、結果としてそれほど大きな差が生じていない。

注目すべきは対象者1人あたりの賃上げ額で

表2 最低賃金 1000 円への引き上げに必要な原資と需要拡大効果

	2012 年雇 用者数 ^(注1)	2016 年度 最低賃金額	1000 円へ の引き上げ 対象者	雇用者に占 める割合	引き上げに 必要な原 資 ^(注2)	消費需要増 加額 ^(注3)
	千人	円	千人	%	億円	億円
北海道	2,235	786	479.4	21.5	1,345	1,180
青森	510	716	118.4	23.2	399	350
岩手	527	716	129.6	24.6	414	363
宮城	976	748	140.6	14.4	393	345
秋田	409	716	101.3	24.7	333	292
山形	458	717	92.6	20.2	267	234
福島	782	726	138.0	17.7	407	357
茨城	1,249	771	141.7	11.3	336	295
栃木	835	775	137.8	16.5	347	304
群馬	836	759	117.8	14.1	296	259
埼玉	3,152	845	400.1	12.7	830	728
千葉	2,721	842	288.7	10.6	573	503
東京	6,057	932	446.8	7.4	677	594
神奈川	4,070	930	347.8	8.5	541	474
新潟	967	753	200.3	20.7	532	466
富山	473	770	69.1	14.6	170	149
石川	505	757	91.2	18.1	225	198
福井	343	754	66.0	19.2	172	151
山梨	348	759	55.1	15.8	129	113
長野	882	770	119.9	13.6	288	252
岐阜	868	776	146.0	16.8	371	325
静岡	1,614	807	243.8	15.1	551	484
愛知	3,366	845	459.9	13.7	932	818
三重	786	795	137.3	17.5	327	286
滋賀	616	788	80.5	13.1	194	170
京都	1,042	831	146.2	14.0	332	291
大阪	3,574	883	432.3	12.1	857	752
兵庫	2,217	819	349.1	15.7	801	703
奈良	532	762	74.2	13.9	199	175
和歌山	359	753	56.8	15.8	156	137
鳥取	230	715	41.4	18.0	111	97
島根	282	718	49.3	17.5	147	129
岡山	778	757	117.5	15.1	312	274
広島	1,163	793	198.8	17.1	486	426
山口	569	753	119.6	21.0	357	313
徳島	278	716	37.5	13.5	107	94
香川	401	742	68.0	17.0	172	151
愛媛	545	717	103.0	18.9	317	278
高知	284	715	48.9	17.2	153	135
福岡	2,042	765	435.4	21.3	1,237	1,085
佐賀	342	715	77.6	22.7	234	206
長崎	531	715	126.0	23.8	419	368
熊本	700	715	181.8	26.0	612	537
大分	463	715	90.1	19.5	289	253
宮崎	441	714	97.8	22.2	318	279
鹿児島	649	715	147.0	22.7	507	444
沖縄	534	714	131.9	24.7	436	383
合計	53,538	798	7880.0	14.7	19,610	17,198

注1：役員を除く雇用者数。

注2：最低賃金の引き上げに必要な原資＝企業の総支払増加額＝雇用者全体の賃金増加額。年間労働時間 1734 時間（一般・パートの平均）で計算。

注3：消費性向（増加した賃金の何パーセントが家計消費に回るか）は、総務省「家計調査」の勤労者世帯、年間収入十分位別、第1分位（年収 262 万円未満）の平均消費性向 87.7 % を、全都道府県に一律に適用した。

資料出所：厚生労働省「平成 24 年に実施した就業構造基本調査」、「平成 28 年度地域別最低賃金改定状況」および「平成 27 年賃金構造基本統計調査特別集計」。

ある。A ランクでも年間 18.1 万円（月 1.5 万円）、D ランクでは年間 24.9 万円（月 2.1 万円）となっており、D ランクの該当者にとって、時給 1000 円への引き上げは、2 万円以上のベースアップに相当する。（表 3）

2) 最低賃金の引き上げは中小企業の生産を増加させる

次に、各都道府県の産業連関表を利用して、最低賃金の引き上げが地域経済に及ぼす影響を試算するが、47 都道府県全部について行うのは大変なので、A ランクから愛知と千葉、B ランクから滋賀と長野、C ランクから福岡と新潟、D ランクから愛媛と岩手の 8 県を選んで行うことにする。

増加する（誘発される）県内生産額および粗付加価値額（≒DP）の大きさは、第1義的には家計消費需要増加額の大きさに決まるが、家計消費の費目構成と消費される財・サービスの自給率もかなり影響する。つまり、生産を誘発する力はサービスより財の方が大きいから、財のウエイトが高い方が生産誘発額は大きくなり、消費される財・サービスが県内で生産されていれば県内産業の生産を誘発するが、他県や海外から移輸入されると県外の生産を誘発するだけになるからである。

今回は、各県の生産誘発額の要因分解まで行っていないので、結果の比較検討にとどめたい。（推計方法は、「補足説明 3」を参照）

まず、1 単位の消費需要が県内生産を

誘発する力（県内生産増加額 / 消費需要増加額）は、愛知県が一番大きく、滋賀県が一番小さい。生産の増加が雇用を誘発する力（雇用増加数 / 県内生産増加額）は、長野県が一番大きく福岡県が一番小さい。これらは、主として、各県の消費需要の費目構成と、自給率の違いが反映されたものである。

次に、第2表と併せて各県の雇用増加数が雇用者総数に占める割合を計算してみると、千葉県0.09%に対して岩手県はその4倍以上の0.41%である。これは、岩手県は、生産誘発額ベストテンの第1位が、雇用集約的な建設業であることが大きい。

産業連関表の分類は県によって少々異なるが、ここでは、ほぼ共通の35～40部門表を使用している。計算結果を部門（業種）ごとにみると、どの県も生産誘発額上位に、中小企業のウェイトが高い業種が多数含まれている。日本全体の中小企業比率は、従業員数でみて75.7%であるが、各県の生産誘発額ベストテンをみると、不動産（93.1%）、対個人サービス（89.3%）、運輸・郵便（80.9%）、飲食料品（80.9%）、金融・保険（70.9%）、商業（75.8%）と、中小企業のウェイトが高い6業種が、どの県にも含まれている。つまり、最低賃金の引き上げは、中小企業分野の生産をよく増やすのである。なお、岩手県は、8県の例外として建設（95.6%）が第1位になっている。

この結果をみれば、中小企業こそ最低賃金の引き上げに熱心になるべきであるが、大企業から日常的に納入単価の切り下げを強要されている現実を前にして「困難」と言うのは理解できる。中小企業も最低賃金の引き上げを行うためには、それに伴う生産コストの上昇分を100%

表3 最賃ランク別引き上げ対象者及び需要拡大効果

	雇用者 (A)	対象者 (B)	(B/A)	必要な原資 (C)	1人あたり (C/B)	需要 増加額
	万人	万人	%	億円	万円	億円
Aランク	1,979	197.5	10.0	3,581	18.1	3,140
Bランク	1,403	202.4	14.4	4,662	23.0	4,089
Cランク	1,176	216.8	18.4	5,896	27.2	5,170
Dランク	796	171.2	21.5	5,472	32.0	4,799
合計	5,354	787.9	14.7	19,610	24.9	17,198

資料出所：表2による。

表4 最低賃金1000円への引き上げが地域経済に及ぼす影響

	消費需要 増加額	県内生産 増加額	租付加 価値 増加額	雇用 増加数	地方税 増収額
	(億円)	(億円)	(億円)	(人)	(億円)
愛知県	818	818	492	4,997	37
千葉県	503	407	259	2,564	19
滋賀県	170	126	83	831	6
長野県	252	236	148	1,845	11
福岡県	1,085	969	605	5,807	45
新潟県	466	424	273	2,669	21
愛媛県	278	219	141	1,471	11
岩手県	363	321	216	2,146	16

資料出所：各都道府県「平成27年産業連関表」、厚生労働省「平成27年賃金構造基本統計調査特別集計」。

価格に転嫁できるような行政の働きかけが必要である。1985年の「プラザ合意」に基づく急激な円高による輸入価格の急騰や1989～2014年の消費税導入・引き上げの時、政府は100%の価格転嫁を強力に指導した。最低賃金の引き上げも政府が関与する重要案件であり、100%価格転嫁できるように指導を行うべきである。その際、下請け・納入単価の引き上げなど大企業に対する指導が特に重要であることは言うまでもない。

5 財源はたっぷりある

財務省「法人企業統計」によると、調査対象275万社合計の内部留保は、2015年度末に578.8兆円に達し、かつ、2014年度から15年

表5 財源は有り余っている—内部留保の状況

	2015年度末 (兆円)	対前年 増加額 (兆円)	対象 従業員数 (万人)	1人あたり 内部留保 (万円)
全規模	578.8	35.7	4,053	1,428
10億円	313.0	13.5	753	4,159
1～10億	79.3	1.9	635	1,249
5千万～1億	60.3	9.4	523	1,152
1～5千万	116.3	15.0	1,402	830
～1千万	9.9	-4.0	740	134

資料出所：財務省「法人企業統計」。

度の1年間に35.7兆円も増えている。

それを資本金規模別にみると、従業員が18.6%である10億円以上の企業に全体の54.1%が蓄積しており、それを全体に還元させることが第1に重要である。

従業員1人当たりでみると、資本金10億円以上と、次の資本金1～10億円の間に3.3倍の格差、資本金1千万円未満とでは30倍以上の格差があるが、資本金1千万円未満でも年間134万円あるから、時給1000円程度への引き上げなら可能と言える。

<補足説明>

1 購買力平価とは

購買力平価 (purchasing power parity = P P P) とは、ある国である価格で買える商品が他国ならいくらで買えるかという、各国通貨の実力に基づいて算した交換レートである。例えば、マックのWバーガーが日本300円、アメリカ2ドルなら、マックのWバーガーの交換レートは1ドル=150円になり、日立の炊飯器が日本2万5000円、アメリカ300ドルなら日立の炊飯器の交換レートは1ドル=83.3円になる。できるだけ多くの商品について計算し、消費ウエイトで総合し、その結果に基づいて決めた交換レートが、購買力平価である。なお、特定の年・国を基準に計算し、基準時以降の年は、[基準時点の交換レート×A国の物価指数／B国の物価指数]によって推計する。

購買力平価は、短期的な為替レートの変動に影響されず、また生活実感に近い値が求められることから、経済規模、賃金水準等の国際比較にしばしば使用される。

2 消費需要増加額の推計

厚生労働省の「賃金構造基本統計調査特別集計」には、47都道府県別に、時給500円から10円刻みで、該当する労働者の数(度数)が記述されている。それに基づいて、時給毎に、[(1000円-時給)×労働者数]を計算し、500円から990円までを合計する。これは、引き上げに必要な1時間当たりの金額の総計であり、それに年間労働時間をかければ、必要な原資となる。

次に、原資に増加した賃金の何パーセントが消費されるかの比率(消費性向)をかければ、都道府県別の「家計消費需要増加額」になる。

なお、消費性向は、時給1000円に上がる前と後でどのような費目の支出が増えるかを計算した「限界消費性向」を使うべきであるが、都道府県別のデータが得られないので、ここでは、全国・全労働者世帯の平均的な消費パターンである「標準消費性向」を各県一律に適用している。

3 最低賃金の引き上げが地域経済に及ぼす影響の試算

各都道府県のホームページに「産業連関表」および各種係数表が公表されているので、「産業連関表」、「生産誘発係数」、「粗付加価値誘発係数」及び「雇用表(雇用誘発係数)」をダウンロードする。次に、上記の「消費需要増加額」を常数にして、「生産誘発係数」にかければ生産増加額になり、「粗付加価値誘発係数」にかければ「粗付加価値(≒GDP)増加額」になる。計算された「生産誘発額」に「雇用係数」をかければ雇用増加数になる。地方税収増加額は、付加価値増加額×(地方税収額/付加価値額)により計算する。今回適用した7.51%は、全国平均の値である。

※都道府県の産業連関表で必要な表が公表されていない場合は、担当者に問い合わせる。

(きじ たかゆき・労働総研研究員)

特集 ● 全国一律最低賃金をめぐる諸問題

最賃 15 ドルを求める米国労働運動

伊藤大一

はじめに

現在、アメリカには最低賃金時給 15 ドル (1500 円、1 ドル=100 円換算) 実現へと進む確かな潮流がある。2016 年 3 月に、カルフォルニア州、ニューヨーク州において段階的に最低賃金を引き上げ、最低賃金時給 15 ドルを実現する法案が成立した。同じ時期に、オレゴン州では、州を 3 地域に分けてポートランドをふくむ都市部の最低賃金を時給 14.75 ドルにする法案が成立した。

さらに 2016 年 11 月にアリゾナ州、コロラド州、メイン州は、2020 年までに最低賃金を時給 12 ドルまで引き上げることを決定した。そしてワシントン州は 2020 年までに、13.5 ドルに引き上げることを決定した。

このような最低賃金 15 ドルへの引き上げを牽引しているのは、各都市レベルで設定される最低賃金である。具体的にはシカゴ、ロサンゼルス、オークランド、サン・フランシスコ、シアトル、ワシントン DC を含む多くの都市は、13 ドルないしは 15 ドルへの最低賃金上昇を決定している。2016 年 11 月にサンホゼ市は 2019 年までに最賃 15 ドルへの上昇を決定した。大都市で決定される最低賃金上昇に押されて、州レベルで最低賃金の上昇が決定されるという経緯をたどっている。

このようにアメリカの最低賃金制度は、連邦最低賃金、州最低賃金、各都市最低賃金と三層構造になっており、最も高い最低賃金額が適用されるようになっている。連邦最低賃金は、2009 年 7 月に時給 7.25 ドル (725 円) の基準に引き上げられ現在に至っている。連邦最低賃金は、障害者、フルタイム学生、20 歳未満の被用者で採用されてから 90 日以内の者、チップを受け取る労働者、職業訓練学生などが適用除外となっている。

各都市での最低賃金上昇に牽引されて、州最低賃金が増え、そして連邦最低賃金も引き上げられるかと思われていたが、2017 年 1 月にトランプ政権が発足し、状況は一変した。トランプ大統領は労働庁長官に当初、ファストフードチェーン経営者であり、最低賃金引き上げを敵視していたパズダー氏を指名した。このような事態に対して、アメリカの労働組合や F F \$ 15 (Fight for \$15) は抗議活動を強め、ついにパズダー氏の指名辞退に追い込んだ。

このようにアメリカ最低賃金引き上げを求める運動は、単にアメリカ労働者の経済状況改善を求めるだけでなく、トランプ政権に対する主要な争点にまで発展しているといえる。この小論では、最低賃金の持つ役割について経済学者達の議論を合わせて紹介し、その上でアメリカ最低賃金引き上げ運動の現状について報告した

い。

1 最低賃金をめぐる研究者達の議論

歴史的にみると、最低賃金制度は、1894年ニュージーランドで初めて制定され、欧米に広がり、第1次世界大戦後の1928年のILO 26号条約によって世界的な制度となった。日本の最低賃金制度は1959年に最低賃金法制定後、数度の改正を経た後、現在の都道府県別の最低賃金と特定産業に適用される最低賃金という制度的概要になっている。

アメリカにおける最低賃金制度は、1912年にマサチューセッツ州において初めて制定された。しかし、「契約の自由を侵害している」という根強い反対運動もあり、1923年にアメリカ連邦最高裁は最低賃金制度を憲法違反とする判決を下した。

しかし、世界恐慌後の1930年代に貧困と低賃金の広がりから、最低賃金法制定への世論が高まり、1933年にニューヨーク州やワシントン州において、最低賃金法が再び制定された。第2次世界大戦直前の1937年に連邦最高裁は、従来の判断を変更し、州レベルでの最低賃金制度を合憲とし、現在に至っている。州レベルでの最低賃金制度が合憲とされたことから、1941年に連邦最低賃金制度が確立された。

最低賃金制度は、世界恐慌による失業や貧困の蔓延を背景にして成立したといえよう。それは、資本主義の矛盾の激化、そしてその結果としてもたらされた貧困問題への社会政策的対応であるといえる。

このような背景を最低賃金制度は持つゆえに、アメリカにおいて最低賃金制度への攻撃も非常に強かった。その代表的な論者がシカゴ大学のスティグラーである。スティグラーはノーベル

経済学賞を受賞したように、近代経済学シカゴ学派を代表する経済学者であった。その主張は次のようなものである。完全競争状態の労働市場を前提にすると、最低賃金の上昇は雇用の削減（失業の増大）をもたらすために、最低賃金制度はない方が良く、という認識であった。資本論的にいうならば、賃金基金説に非常に近い認識であるといえよう。

この認識が長期的に主流派近代経済学の「常識」となっていた。この「常識」をひっくり返したのが、カード＝クルーガーによる実証研究である。この研究は、最低賃金の引き上げをおこなったニュージャージー州のファストフード店と、最低賃金の引き上げをおこなわなかったペンシルベニア州のファストフード店の雇用量の変化を比較した研究である。

両者を比較して最低賃金上昇の影響を、カード＝クルーガーは明らかにしたのであった。この研究によると、これまでの「常識」とは異なり、最低賃金を引き上げたニュージャージー州のファストフード店の雇用がわずかに上昇した、というものであった。この研究はアメリカに多くの論争を引き起こした。

この研究以降、最低賃金の上昇は雇用の削減をもたらす、という一面的な議論は退けられ、最低賃金の上昇は雇用の削減を必ずしももたらず、貧困の削減に対して有効である、との議論も有力な議論として認められるようになった。

2 貧富の格差拡大と米国労働者階級の状態

日本において最低賃金制度に関する関心はこれまであまり高くなかった。しかし、2000年代以降の非正規雇用の拡大、いわゆるフリーター問題以降、最低賃金制度は日本でも非常に

重要な政策課題となっている。

一方、アメリカには時給ではたらく労働者も非常に多く、最低賃金の上昇は、底辺層で働く労働者達の生活水準向上効果が高いといえる。

2012年にはアメリカの上位10%の裕福層によって、アメリカ全体の所得の約50%が所有されるようになった。2009年から所得が伸びるのは、上位10%であって、他の所得階層の実質賃金は低下している。つまり、多くのアメリカ人労働者にとって、賃金の伸びよりも物価水準の伸びの方が上回っているといえる。アメリカ労働者階級の状態を見るためにも、アメリカの物価水準を家賃、大学学費（教育費）、医療保険料の3点から見てみる。

まず、家賃であるが、全米の1ベッドルーム（日本で言う1LDK）家賃メディアン（中央値）トップ10の都市は次のようになっている。1位サン・フランシスコ（\$3500、35万円）、2位ニューヨーク（\$3100、31万円）、3位ボストン（\$2230、約22万円）、4位サンホゼ（\$2180、約22万円）、5位ワシントンD.C.（\$2170、約22万円）、6位シカゴ（\$1880、約19万円）、7位マイアミ（\$1880、約19万円）、8位オークランド（\$1850、約18.5万円）、9位ロサンゼルス（\$1750、約17.5万円）、そして10位がシアトル（\$1550、約15.5万円）である。

連邦最賃や州最賃でなく各都市最低賃金が最低賃金15ドルの実現を主導した。その理由をここに見いだすことができる。つまり、住居費の高い都市部に住む低賃金労働者にとって最低賃金の上昇は、自らの賃金水準を向上させる最も、有効かつ安易な方法である。そのため、多くの労働者の要求として一致しやすい。

このことが、大都市を有する州全体の最低賃金を押し上げることになり、州レベルでの最低

賃金15ドルへの実現、その波及となった。もちろん、すべてアメリカは家賃が高いわけではない。地方を中心に家賃は安い。しかし、地方に住んでいたとしても、教育費、医療保険料は必要となる。

アメリカ労働者階級の状態を知るためにも、次に大学学費（教育費）、医療保険料について述べていく。公立大学の学費も非常に高いといわざるをえない。まず、比較的学費の安いといわれているニューヨーク州立大学の学費を見てみる。

ニューヨーク州立大学の1年間の学費は、二重基準となっておりニューヨーク州の住人がニューヨーク州立大学に入学するときの学費と、州外の人が入学するときの学費に相違がある。ニューヨーク州の住人が入学するときの学費は年間7980ドル（約80万円）であるが、一方、州外の人が支払う学費は1万7830ドル（約180万円）になる。

これ以外にも寮費など様々な間接経費が必要となるので、ニューヨーク州民で寮に入った場合の総経費は年間で、2万4020ドル（約240万円）になる。寮に入らない場合は年間1万6660ドル（約170万円）になる。しかし、ニューヨーク州外の方は、寮に入り、さらに高い学費を納めるので、学費も含めた総費用が3万3970ドル（約340万円）になる。これが1年間の必要経費である。

続いて、公立大学のトップ大学であるカルフォルニア大学バークレー校の学費を見てみる。バークレー校の年間学費は1万3423ドル（約135万円）である。やはり、カルフォルニア州住民以外には追加負担として、2万4708ドル（約250万円）が必要なので、州外の学生は3万8140ドル（約380万円）となる。直接的な学費

以外にも寮費や医療保険料なども合わせると、1番高い寮に入った場合でカルフォルニア州民の場合年間3万5217ドル（約350万円）、州外の学生の場合には5万9925ドル（約600万円）の必要経費となる。

最後に、医療保険を見てみる。アメリカの医療保険は、長らく、日本のような社会保険ではなくて、完全自由市場の民間保険であった。そのために、保険料の高騰など多くの問題が山積している。

わかりやすくするために、具体例で説明しよう。ニューヨークにフリーランサーズ・ユニオンがある。この組合は、8万人のフリーランス労働者によって組織されている組合である。この組合員のうち、2万3000人がこの組合を通して、医療保険を購入している。皆でまとまって大口顧客となり、大口顧客割引を適用してもらうために、組合を通して保険を購入している。

アメリカの民間医療保険はそのカバーする内容によって保険料も異なっているが、労働者本人一人だけの場合、大口顧客割引がきいて、高い保険料で月556ドル（約5.5万円）、最も低い保険料で220ドル（約2.2万円）となっている。本人と子供一人、計二人の場合、1000ドル（10万円）から396ドル（約4万円）となる。

このようにアメリカで生活していくためには、非常に高額な生計費を必要とする。所得配分の不平等、賃金上昇を上回る生計費の上昇によって、アメリカ労働者の実質所得は低下し、ランプ政権の成立に見るように、所得分配の失敗は「限界」にまで達しようとしている。このことが、最低賃金引き上げの必要性を多くの人々に納得させる経済的条件となっている。次節では、最低賃金引き上げ実現の原動力となった労働運動について述べていきたい。

3 アメリカにおけるFF\$15の運動

アメリカにおいて最低賃金15ドル実現の運動を主導しているのはFF\$15と呼ばれる運動である。このFF\$15は、労働組合だけでなく、地域コミュニティ活動家、宗教コミュニティ活動家（キリスト教教会の牧師や神父など）、黒人人権活動家（Black Lives Matter）、コミュニティ・オーガナイズिंग活動家など、さまざまな活動家達により、最低賃金15ドル実現のためにおこなわれている運動のことである。

その運動の特徴は、アメリカ社会での関心を集めるために、派手なパフォーマンスによる直接行動主義、「攪乱戦術（disrupt）」の採用にある。筆者は2016年4月にイリノイ州シカゴとカルフォルニア州オークランドでおこなわれたFF\$15に参加した。オークランドのFF\$15に参加していた労働組合は、国際サービス労働組合（SEIU）やチャイルド・ケア労働組合、オークランド教師組合などであった。オークランドは大きなチャイナタウンもあり中国系アメリカ人達も数多く参加し、中国系コミュニティも動員されていた。

オークランドのFF\$15は、オークランド中心部にあるマクドナルドを「標的」にしておこなわれた。そのマクドナルド周辺道路は、警察によって「封鎖」され、歩行者天国のような状態になっていた。トラックの荷台をステージにし、主催者のスピーチから集会は始まった。

最初のスピーチは、バニー・サンダースのブレーンであり、クリントン政権時の労働庁長官でもあったロバート・ライシュであった。彼は現在カルフォルニア大学バークレー校の教授である。続いてSEIUをはじめとする組合活動家達のスピーチであった。スピーチが終わると、

ドラム隊がでてきて、さながらお祭りのような状態になった。

そして、参加者の中から 40 名ほどのデモ隊（突撃隊）が営業中のマクドナルドに突入し、事実上の営業停止に追い込んだ。突入したデモ隊（突撃隊）は、英語とスペイン語で「最賃を上げよう」とスローガンを連呼していた。警備員もいたが、特に制止することなくデモ隊（突撃隊）の好きなようにさせていた。時間に行くとおそらく 30 分ほどマクドナルドを営業停止にしていた。

デモ隊（突撃隊）がマクドナルドを占拠している時にも、マクドナルド周辺を多くの参加者達が取り巻いていた。時間にして 2 時間ほどで F F \$ 15 は解散したが、当然周辺道路は大渋滞であった。この様子は、テレビ局によって取材されその日の夕方のニュースで放映されていた。参加人数はデモ隊（突撃隊）も入れて約 300 名ほどであった。

これが直接行動主義、「攪乱戦術（disrupt）」であり、派手なパフォーマンスによって社会的な関心を集め、テレビ局などをつかって広く社会に訴える手法である。この 4 月、オークランドでおこなわれていた F F \$ 15 の運動は、F F \$ 15 による全米一斉行動の一環であり、広く全米に最低賃金 15 ドルの実現を訴えた。この F F \$ 15 の運動は、ドラム隊や派手なパフォーマンスなど、非常に祝祭的な運動であり、日本での類似の運動を上げるとしたら従来の労働運動というよりも、サウンドデモや反原発運動に最も似ているといえよう。

なぜ、アメリカでこのような運動が発展したのかその背景には、次の 3 点を指摘できる。第 1 に、アメリカにおいて労働組合を結成することが非常に困難である。アメリカで労働組合を

結成し、団体交渉をおこなうためには、全国労働関係局（N L R B）の管理の元で、選挙をおこない労働者の過半数の支持を受けなくてはならない。

選挙期間も長く、その間使用者は組合に理解のある労働者を解雇などもおこなうことができるので、実質上組合を結成し団体交渉で問題を解決するのが困難である。労働組合結成を始めて N L R B の元での選挙を経て、団体交渉を実施するまで数年近くかかるとされている。

さらにマクドナルドは労働組合を敵視する企業の代表的存在である、そのため労働組合の組織化、団体交渉での労働問題解決の道は実質上閉ざされている。そのため、団体交渉でなく、直接行動主義によってマクドナルドをターゲットにした、直接行動主義戦術に頼らざるを得ないのである。

第 2 に、労働組合組織化の困難さの裏返しでもあるが、労働組合組織率の低下がある。アメリカの労働組合組織率は、2015 年に全体で約 11 %、民間部門では 6 % である。同年の日本の組織率は 17.4 % であるのでいかに低いかが分かるであろう。

この、直接行動主義、「攪乱戦術（disrupt）」は、組織率が低く、活動家の数も少ないので、少ない勢力で大きな社会運動を作るために発達した戦術であるといえよう。つまり、数多くあるファストフードチェーンのなかで、そのシンボルとしてマクドナルドを焦点化し、全米主要各都市のマクドナルド 1 店にしばらく、近隣の活動家を集中化させて、テレビ局の取材を呼び込み、運動を盛り上げている。多くのマクドナルド店舗で運動を展開して勢力を拡散するのではなく、あえて少数のマクドナルドを戦略的に選択し、勢力を集中させているのである。

第3に、直接行動主義、「攪乱戦術 (disrupt)」の採用は、労働組合だけでなく、地域コミュニティ活動家をはじめ、多くの諸団体との連携のなかで、とくに2011年に盛り上がったオキュパイ・ウォールストリート (OWS) に強く影響を受けていた。

FF\$15は、20年以上にわたる労働組合、宗教者グループ、地域コミュニティ活動家、コミュニティ・オーガナイズिंग活動家たちによる、低賃金労働者の労働条件向上の運動の中から出現した。直接のきっかけとなったのは、2010年にニューヨークで取り組まれていた公正賃金条例 (Fair Wages for New Yorkers Act) 制定を求める運動である。この公正賃金条例は、すでにある生活賃金条例の対象者拡大を求める条例であった。

この条例制定に取り組んでいたのが、ニューヨーク連合 (United NY) であった。ニューヨーク連合は、SEIUやコミュニティ活動家団体であるメイク・ザ・ロードなどによって形成されていた。翌年2011年にオキュパイ運動が勃興し、大きな社会的注目を集めることに成功した。このオキュパイ運動が採用した戦術は、直接行動主義、「攪乱戦術 (disrupt)」戦術であった。

オキュパイ運動は、所得再分配の不平等、一部の裕福層に富が集中する事を問題とし、それを広く訴えるためにウォール街の一角を選挙するという「可視化戦術」をとった。SEIUやコミュニティ活動家が「OWSの冒険性と戦闘性」を学んで、自らの運動に取り入れたといえよう。

おわりに

アメリカは、最低賃金15ドルを各都市レベ

ルで実現し、州レベルに広がりつつある。その背景に、過去30年にわたり実質賃金の低下 (賃金上昇を上回る物価水準の上昇) による、アメリカ労働者の生活水準の低下があった。最も打撃を受けたのは、低賃金労働者であった。そのため、多くの人々にとって最低賃金上昇を望む基盤が形成された。

さらに、組織率の低下に苦しむ労働組合は、従来の労働運動の枠組みを超えて、労働組合以外の諸団体と連携し、協調し、これまでにない戦術を採用し、新たな組織化の地平に踏みだした。この新たな労働運動の潮流は社会運動的労働運動と呼ばれている。

これまで日本の労働運動も、最低賃金に対して大きな関心を払ってこなかった。それは男性正社員を前提とした労働運動であったことに影響されている。しかし、2000年以降、フリーターと呼ばれた非正規雇用の拡大、貧困の拡大によって、日本社会のなかで最低賃金をめぐる問題は、社会の主要な問題になっている。

現在日本の労働運動も、この最低賃金運動を広げ、より多くの人々を労働組合に組織化するためにも、最低賃金運動への取り組みを強化するべきであろう。

(いとう たいち・常任理事、大阪経済大学准教授)

特集 ● 全国一律最低賃金をめぐる諸問題

■ 東京・東部共同

全国一律最賃制の法制化を 業者と労働者の共同、30年

中村和良

異なる階層の「共同」の基軸に「全国一律最賃制」を据えた共同＝東京・東部共同行動実行委員会（国民生活向上各階層東部共同行動実行委員会）は、今年7月に30周年を迎える。この節目の年に、①共同の盟友である「民主商工会」の会員総あたり実態調査を「共同」で行う。②最悪の税制＝消費税増税を止めさせる「雷大行進」の実施。そして、③記念レセプションを行なうことで、業者と労働者が寸暇を惜しんで取り組んでいる。

発足後10年の教訓を当時、大山茂氏（元東商連事務局次長）は、次のように述べていた。「東部共同発足当時（1987年）、全国各地に、雨後の筍のように、円高・産業空洞化反対の共闘が作られた。しかし、いつの間になくなってしまった。東部共同は、『円高・産業空洞化やめろ、全国一律最低賃金制確立、雇用と中小零細業者の営業を守る東部共同行動』として発足。運動は継続・発展してきた。どこが違うのか、『反対』と『やめろ』の違い、そして、決定的なのは要求のすえ方＝『全国一律最低賃金制確立』の要求」にあったと。

1 「共同」の思想を探る

東部共同行動実行委員会は、東部春闘懇と、東商連・民商東部ブロックとの懇談から、1987

年7月13日に発足した。そして要求スローガンを「円高・産業空洞化やめろ！ 全国一律最低賃金制確立、雇用と中小零細企業の営業を守ろう！」として、別名＝東部一揆とした。

「東部一揆」をかかげたことは、江戸時代末期、岩手の「南部三閉伊一揆」のたたかい＝誰も犠牲者をださず、異なる階層との共同で勝利したたたかいから学ぼうと、発足の翌年88年2月に学習会を開き、わらび座の茶谷十六さんに語って頂いた。茶谷さんには、その後、02年4月にも再度来ていただいた。また、秋田のわらび座や、岩手県田野畑村等の現地に行った人もいた。

90年5月には、各階層シンポジウムを行なった。パネラーには業者、労働者の他、婦人、学生、年金者、農民が集い、憲法25条で保障された国民生活に基づく生活、また豊かな国にふさわしいレベルの文化的な生活を営めるのか、その運動を共同して構築できるのか、論議しあった。労働者の賃金と、業者の自家労賃、そして、年金生活者の給付額、農民の労賃にも発展していった。

このシンポジウムは、その後の運動に質的な変化を与え、「農民にも、労働者なみの労賃を」の横断幕をもって、米価審議会（90年7月）に駆けつけた。さらに、91年2月の交流会で、「基礎控除を引き上げる」署名運動を開始、93

年10月の東部地域7区の自治体キャラバンのときに、「国民生活の3つの最低保障」(①全国一律最賃制の法制化、②最低保障年金制度の創設、③課税最低限度額の大幅引き上げ。)確立のルールを求めたのが始まりである。以後、この「3つの最低保障」確立ルールを訴えてきた。

2 小零細業者の実態調査等を繰り返し

東部共同行動が発足したきっかけは実態調査にある。86年11月から3次にわたる墨田春闘共闘の小零細業者実態調査が東部春闘懇で話題になったことから、東商連・民商東部ブロックとの懇談になった。「共同」のテーブルを確立するのに、民商と地域春闘懇には以前から信頼関係があったことで、時間はいらなかった。

運動の初期のころ、「共同する相手のことを知ろう、国民の実態を知らないで国民春闘といえるか」と、労働者の運動があり、小零細業者の実態から、『労働者の最低賃金が全国一律に決められ、あるいは引き上げられ、これに準じて下請け工賃を引き上げられるような仕組みの制度的要求』が、下請け業者の要求の一つとして内在している」ことをつかみ、一層の結びつきが生まれた。

実態調査は、全国運動にも反映した。92年12月、全労連が「自家労賃確立・全国一律最賃制の実現をめざす『小零細業者の実態調査』推進について」との文書を各地方組織に発信し、全商連と共同した運動が提起された。この実態調査では、全国をリードする働きをしたと感じている。

東部共同は、実態調査を行ったら、交流会を行なう、東部7区役所に要請行動をすすめるなどして、小零細業者のおかれた実態を告発した。

そして、実態調査は、小零細業者実態調査だけでなく、商店街、パート労働者、建設業者、年金生活者など、また、06年9月には、労働者の賃金と暮らしの実態調査も行った。これらの調査活動は、いつも業者と労働者が一緒に共同して取り組んできたことも、運動の継続・発展に貢献したことだと思っている。

3 「共同」の絆を深めた税務署要請

労働者と業者の連帯を深めた、最初の行動に「税務署要請行動」があった。税務行政の民主化と納税者の権利を求めて、税務署キャラバン行動を実施した。88年2月、小雪が降るなか、江東西税務署に着くと、税務署からの要請で機動隊が門前をガードしていた。私たち要請団と対峙する一幕があった。私たちは、入門拒否に強く抗議し、改めて、同年9月、「請願権」を行使して東部地域にある9の税務署要請をすることができた。

さらに、89年6月、個人タクシーの運転手を自殺に追いやった葛飾税務署に怒りの抗議とデモを行なった。労働者の争議＝石播や日本ロールにも業者が共同して支援しあった。

その後、ある会合で民商の役員さんから、「税務行政の民主化を願う業者にとってみれば、労働者の皆さんと一緒にやって取り組めることに大きな協力者がいた、そして理解者がいたと、力強く思っています」と、語ってくれた。

4 最悪の税制＝消費税増税はやめろの一大行進運動

大行進運動の始まりは、消費税3%導入の時からである。既に14回行ってきた。

89年は激動の年であった。4月に消費税が3%導入実施。7月の参議院選挙では自民党が

過半数を割った。(※ 11 月に全労連発足)

東部春闘懇では、そして、東部共同行動実行委員会の世話人会で選挙総括を行ない、「消費税廃止」の一点での共同構想を練り、11 月の「消費税廃止・下町大行進」を行なおうとなった。「下町を中心には浅草があり、上野は東日本の玄関口だ」と語り合いながらコースを相談したことが今も忘れられない。しかし、第 1 回目の大行進は、隅田公園から雷門を遠回りして、合羽橋道具街をとおり台東区役所までの 5 キロを 5000 人で行進した。この大行進から台東区の仲間達が「東部」の隊列に合流することとなった。

大行進は、「南部三閉伊一揆」の小〇の旗を先頭に、民商の役員さんが相撲取り、柴又の寅さんに扮して、農民連はトラクターも出しての行進に沿道の注目を浴びた。

そして、「雷門」の前を行進しようとの、当初からの思いで「警察」交渉を繰り返し行い、第 7 回目の大行進 (01 年 4 月) から、「浅草寺」を廻り、「雷門」の前を通るコースが実現した。公安警察の牙城を崩した画期的な出来事であった。以後、多くの団体が「雷門」の前を行進している。

「大行進」で忘れられないことの一つは、第 4 回の大行進 (97 年 2 月) に台東区・大場区議会議長が参加してくれたことである。第 3 回目の大行進 (96 年 11 月) に続き、消費税 5 % 増税は絶対反対しようと、第 4 回の大行進を続けて開催した。大場議長は、「党派が違うんじゃないかとの声もあるが、区議会として全会一致で政府に『意見書』を出した。参加するのは区民への責任。どの団体が主催しようと目的が一致するなら当然」「消費税増税をやめさせるため断固として行動しよう」と参加者を激励。自

らも大行進の先頭にたつてくれた。

もう一つ、大行進ではチンドンやさんとの出会いもあった。第 1 回目からお馴染みの“チンチンドンどん”との音色に、多くの人々が足をとめ、笑顔と元気が出る行進となった。第 11 回の大行進 (12 年 11 月) から、3 隊のうち 2 隊 6 名を大行進とは別に宣伝隊をつくり、伝法院通り、公園通り等への路地裏宣伝に沿道の商店や多くの観光客からも注目を集めた。

5 全国一律最賃制の確立に向けて

「国民生活 3 つの最低保障」確立のルールを定式化したのは 93 年である。いまは、その当時以上に格差と貧困が大きく広がり、「国民生活」は深刻で喫緊の課題になっている。

「働けるときはまともな賃金で！ 働けないときには社会保障で！」＝憲法 25 条の生存権の追求を、私たちは、ナショナルミニマムの軸となる「全国一律最低賃金制」をはなさず、更に声を大にして訴えていきたいと思う。

あわせて、全労連の「全国最賃アクションプラン」＝全国一律最賃制の実現めざす行動計画が昨年 (16 年 7 月) の大会で提案された。東部共同実行委員会のなかで、どのように具体化していくのか、14 年 6 月に制定された「小規模基本法」に基づいての運動の具体化と、地域経済活性化、中小企業への支援策の取り組み等を、「東部」の地域らしい方法ですすめていきたいと考えている。

労働組合の視点では、宣伝と世論づくり、そして「非正規」労働者や若者にも注目される最賃・公契約条例運動を東京下町・東部地域から、全国へ発信していきたい。

(なかむら かずよし・墨田労連事務局長)

特集 ● 全国一律最低賃金をめぐる諸問題

■神奈川労連

最賃裁判が明らかにした「働く貧困」の実相

福田裕行

最低賃金裁判は、2011年6月30日の第一次提訴から5年半にわたりたたかわれてきた。

2016年2月24日に横浜地裁、次いで12月7日に東京高裁で「却下」つまり、司法の場で裁く対象ではない、という「門前払い」の不当判決が出された。これは、低賃金で苦しむ多数の労働者が、憲法と最低賃金法に違反し生活保護を下回る最低賃金について、裁判所に訴えることも許さないという司法の責任を放棄する極めて不当なものである。現在、最高裁へ上告中である。

控訴審の東京高裁は一回の審理で結審してしまった。そこで原告を代表して猪井伸哉さんが陳述した内容をまず紹介したい。

1 原告団長猪井さんの東京高裁法廷での言葉

『私は現在47歳、神奈川県内のスーパーマーケットのセンター工場で弁当製造のパートの仕事をしております。時給は現在905円。神奈川県の最低賃金と同額です。病気を患い、自殺未遂を経て親元に引き取られ、既に7年にもなりますが、毎月の実際の手取りが9万円にも満たない収入では年老いた両親の世話になる以外に生きていくことも出来ず、またこの年齢では再就職も簡単には出来ません。

私たち原告団は毎回、それぞれがそれぞれの

勇気を奮い、血の出るような思いで意見陳述をし、裁判官に訴え続けました。4名の仲間は本人尋問も受けました。しかし、横浜地裁の裁判官には私たちの思いが届くことはなく、それどころかその思いを踏みにじり、「門前払い」を食らわせたのです。

そればかりではありません。横浜地裁の判決は、「最低賃金が低く生活が苦しいのなら、生活保護を受給すべし」とまで私たちに言い放っています。

被告である国は、この判決を「よし」としております。ならば全国各地の生活保護支給窓口で行われている「水際作戦」をどう説明するのでしょうか。生活保護を必要とする、支給要件を満たす者の内、実際には8割もの人が生活保護を受給出来ていない現状をどう説明する気なのでしょうか。現に、私も以前、千葉県鎌ヶ谷市役所にて生活保護を申請した際に「アパートの家賃を払うお金があるのなら、それを生活費に充てなさい。」と言われ、申請用紙をもらうことさえ拒否されました。収入が最低生活費を下回っているのなら生活保護を受けよという判決を支持しておきながら、生活保護申請を窓口で蹴り、申請用紙すら渡さないことに対して指導もせぬ国は、貧困者・弱者は死ねと言っているも同然です。

私の、そして私たち原告団の望みは「最低賃

金時給 1000 円以上」です。働いて収入を得、その収入をもって生きる、ということは、社会人として、人としての尊厳です。

裁判長、私たちは、楽をして日々を過ごしたいなどということは望んでいない。ただ、人としての尊厳を、プライドを持った暮らしをしたいと切に望むものです。』

2 最低賃金裁判で明らかになった働く貧困の実態

最低賃金裁判は、総勢 133 人の低賃金労働者が日本の歴史上初めて、「最低賃金少なくとも 1000 円以上！」を求めて国を訴えた裁判（義務付け訴訟）である。この裁判の意義は、日本の低賃金労働の悲惨な実態を「原告である当事者が前面に出て訴えた」ことにある。第 1 回の期日から毎回欠かさず原告意見陳述を行い、最低賃金で働き生きることの悲惨さと最賃 1000 円以上を直接裁判官に訴え続け、憲法と最賃法 9 条 3 項に違反する国の最賃決定の違法性を多角的全面的、徹底的に暴く取り組みを行ってきた。一審横浜地裁の最終準備書面では、弁護団がまとめた生存権を犯す最低賃金労働の実態を 3 点に絞ってまとめている。

1) まさに命と健康を削って働き生きる深刻な実態

原告らは一つの仕事では生活保護基準以下の手取りしか得られないため、休みや寝る時間、子どもと触れ合う時間などを削って長時間労働やダブルワーク・トリプルワークをしている。そのため、無理な労働がたたって体を壊すものも後を絶たない。

タクシー運転手として働く 60 代の原告は深夜早朝に実働 17 時間という不規則かつ長時間

の労働を余儀なくされている。そのような無理な長時間労働がたり、持病の糖尿病が悪化しその症状に苦しんでいる。それでも手取りが 14 万円を切るなど全く生活が成り立たない。

定年して老後を迎えた高齢者世代も、清掃など体力のいるアルバイトをしながら生活している。ある原告は、57 歳で早期退職した後、貯金と年金だけでは生活できなくなり、椎間板ヘルニアの持病を抱えながら 1 日 7 時間・月 15 日の清掃のアルバイトをしている。ヘルニアの再発におびえながら、体力的にもきつい生活を送る中で、働き始めて 4 か月で 10kg も体重が激減した。男性原告（当時 57 歳）も、50 歳を過ぎてそれまでの内装工を辞め警備会社に再就職したが、生活のために休みなく働いた結果、過労で出血性胃潰瘍にり患するなど健康を害した。それでも、食べて生きていくために、働き続けている。

30 代の女性原告は、甲状腺に腫瘍を患っており、医師から摘出手術を勧められているにもかかわらず、時給 970 円、月 11 ～ 12 万円程度の手取りでは 20 万円という手術費用が工面でできず、いまだに手術の目途が立っていない。また本人と母親が住んでいる住居は築 50 年でとても古く、耐震性に問題があるが、引越費用を工面することができず、倒壊の恐れに怯えながら住み続けている。

世界的に見ても極めて低い水準で放置された最低賃金の下で、原告らはまさにその「命・健康」が危機にさらされているのであって、生存権が侵害されていることは明らかである。

2) 社会的なつながりや自立、余裕が全く奪われた生活、子どもへのしわ寄せ

原告らは、ダブルワークをしても国民年金保険料を払えず、女性としておしゃれもしたいのに新しい下着を買うことすらも我慢している者もいる。結婚式や2次会に呼ばれても、ご祝儀や参加費用、着ていく洋服も準備できず、誘いを断らざるを得ない。「このようなことを続けていたら、そのうち交友関係も途絶えてしまうのではないか」と社会的に孤立していくことに恐れを感じている。

食事はなるべく安い食材で済ませるなどできる限りの節約をした上、さらに新聞や固定電話、いざというときのための生命保険を解約した者もいる。

結婚したい、子どももほしい、そうした人としてごくごく当たり前の願望を持ちながら、現実には自分自身が自立して生活できるだけの収入もないため、年老いていく親の収入や年金を頼りにせざるを得ない。そのような生活では、結婚や子どもを授かることはもはや「夢」と化し、むしろ事故や病気、親の介護など何かあったときに対応できるだけの蓄えもない中で将来の不安におびえている。

親が休みや寝る時間を削ってダブルワーク・トリプルワークをする中で、子どもと接する時間が持てなかったり、経済的な余裕がなく遊園地や家族旅行といった一般の家庭であれば当たり前の経験や体験もさせられない。

また、子どもたちが塾や習い事に興味や意欲を持ったとしても、親がその費用を支払えず、子どもにあきらめさせてしまう。あるいは、子どもがパティシエや薬剤師といった将来の夢を抱いても、親の収入を慮り、自らその夢をあきらめるなど、子どもたちの未来や可能性が親の

貧困によって奪われている。

3) 自らの収入だけでは生活できず、働きながら生活保護を受給している者も現にいる

30代の男性原告は、横浜市都筑区にある学童保育と川崎市にある学童保育の2か所でダブルワークをしており、それでも十分な収入を得ることができず、意見陳述当時は他の原告同様、家庭を持つことをあきらめていた。その後、恋人との間で子を授かり入籍したが、親子4人が暮らすための収入はなく、生活保護を受けており、不足分として月16万円ほどの支給を受けている。

5人の子どもの育てているシングルマザーの原告は、毎月20万円以上の生活保護を受給できることになり「やっと最低限の生活ができるようになった」と実感しているが、それでも貯金などできる余裕はなく、成長していく子どもたちを前に不安は尽きない。

タクシードライバーの50代原告は、生活保護を受けることによって救われた反面、なぜ一生懸命フルタイムで働いているにもかかわらず生活保護を受けなければ生活できないのか、大きな矛盾を感じている。働いても生活保護以下の収入しか得られない現状は、仕事に誇りをもって働いている労働者から、人としての自信や自尊心を失わせ、働く意欲をも奪ってしまうのである。

このような原告らの実態こそ、まさに生活保護と最低賃金が逆転し、原告らの生存権が侵害されていることの証左であり、逆転現象は解消されているという被告国の主張が全くの嘘であることを明らかにしている。被告が最低賃金の水準について生活保護基準を大きく下回る現状

を放置し続けていることは、もはや当・不当の域を超え、明らかな裁量権の逸脱・濫用であるとともに、これまで述べてきた原告らの生活実態はおよそ事後的な金銭賠償によって回復を甘受させることが社会通念上不相当な損害であるため、「重大な損害が生じるおそれ」があることも明らかである。

3 裁判の焦点「生活保護よりも低い最低賃金」の事実

現代日本の生活保護捕捉率（本来生活保護が受給できる対象のうち支給されている人の割合）は約20%と言われている。80%の多くは低賃金で必死に自立生活するワーキングプアであることは確かである。

法廷で弁護団が「時給868円、時給1000円、時給1200円で働いて勤労収入を得ている者が生活保護の支給を受けられる」との主張を、被告国は認めた。条件によっては時給1400円でも生活保護支給がされる事実も認めた。

今、政府はもちろんマスコミも含めて、「最低賃金と生活保護の逆転現象は解消された」といっているが、まともに計算すれば全ての都道府県で生活保護月額を上回っていない。東京高裁の不当判決を受けて、猪井さんは以下の言葉を吐露している。

『東京高裁の判決は、横浜地裁に続きましてでも司法の責任放棄！ 最低賃金ギリギリの賃金での生活を強いられた低賃金労働者を馬鹿にして踏みにじる、非情にして不当な判決でした。私たち原告は、最低賃金が「先進国」として異常としか言いようのないほど低すぎるこの現状のせいでそれぞれの苦しみを抱え、日々何かを諦め、耐え忍びながら暮らしています。人は、

楽しみを持ち、未来を思い描き、希望を持って暮らす権利を生まれながらにして持っています。現状の、この国際的に見てもあまりにも恥ずかしい最低賃金が、果たして生存権と幸福追求権を保障する憲法に反していないのかどうか！ 最高裁判所には日本国の威信を賭けた、正当で公正且つ「法の正義」を示す判決を下して頂きたい！』

終わりに

一審二審の判決は、原告側の主張に一切耳を貸さず、横浜地裁一審判決を追認し、司法の役割を放棄する全く不当なものであり、以下の点から憲法違反の判決である。

まず、最低賃金が低すぎる場合でも裁判所で争うことができない、という判決内容は、裁判を受ける権利の侵害（憲法32条）である。神奈川県内はもちろんのこと全国で最低賃金ギリギリで働く労働者が「最低賃金では生きていくことができない。憲法と最低賃金法に違反する状態を何とか救って欲しい！」という声に、司法が救済する道を断つ判決である。そして、低すぎる最低賃金は、人間らしい暮らしを保障しておらず、生存権、勤労権、幸福追求権の侵害（憲法25条、27条、13条）にあたる。

不当判決を乗り越え、直ちに1000円実現、憲法違反の是正を求めて最高裁へのたたかいを継続する。そして、世界の常識である生計費原則の最賃額確保、最賃時間額1500円めざし、新たな全国一律最低賃金法の立法化の運動を、すべての労働者・国民との連帯と共同を広げて実現していきたいと思う。今後のご支援をよろしく願いたい。

（ふくだ ひろゆき・神奈川労連議長）

特集 ● 全国一律最低賃金をめぐる諸問題

■静岡県評

最賃引き上げは地域経済活性化の“決め手”

林 克

今、日本と世界で最低賃金を上げろという声
が満ちている。新自由主義の進行の中で所得の
格差・貧困、地域間の格差が生じている。この
間の静岡県評の運動は、最賃引き上げの声を、
誰もがうなずかざるを得ない地域の合意にして
いくこと、特に自治体との共同に力を尽くして
きた。

1 人口流出のショック

2014年1月の総務省人口移動報告速報値に
おいて、2013年静岡県の転出転入の差である
人口社会減が、北海道に続いて全国ワースト2
となった。これは地元新聞の1面に報道され、
県民に少なからぬショックを与えた。

確かに日本は明治以来、農村部から都市部へ
と人口が移動してきたが、戦後静岡県は交通イ
ンフラの整備にともなって人口を集める県で
あった。ところが人口社会減が近年目立つよう
になり、2011年の12位2074人減、2012年に
8位3952人減、2013年に2位6892人減と急増
した。自然減や外国人の社会減とあわせて約2
万人が減少し、これも北海道に次いでワースト
2であった。

県の独自調査によると、転出先は首都圏が7
割以上を占め、中京圏が約2割であり、転出元
は東部地方が全体の約半分を占めているという
ものであった。しかも転出者は10代、20代の

若年労働人口が中心で、このままいけば静岡県
は活気を失うことになるという危機感が、県内
をおおった。

私たち静岡県評や静岡自治労連では、人口社
会減が急速に増えた理由として東海道本線・新
幹線や東名高速道路などの交通インフラが戦後
いち早く整備され、東海道の沿線を中心に、企
業・工場の立地が進んできた反面、工場の海
外移転が顕著となるなか、国内工場の縮小の影
響が大きいことなどが要因と考えられると分析
した。それと同時に世論調査に見られるとおり、
人口社会減の原因を首都圏、中京圏に比べてよ
い雇用が少なく、賃金が低いからと答えている
ことにも原因があると考えた。

また特に親の収入減にともなって奨学金（ほ
とんどが有利子）を借りる学生が急増して過半
数を超え、就職後の返済は月数万円に上り、賃
金が高い首都圏にとどまる傾向は強くなると考
えられる。

それでは首都圏との間において、どの程度賃
金の格差があるのだろうか。厚生労働省「毎月
勤労統計調査」の「毎月決まって支給する給
与」において、神奈川県は27万3238円に対し
て静岡県は25万2454円（2016年12月速報値）
となり、2万円以上の差がある。この格差が最
低賃金においても広がっており、時給換算でい
えば、2007年では35円だったものが、2017年

において神奈川県 930 円、静岡県 807 円となり、123 円まで拡大した。最低賃金の賃金全体に対する波及性からすれば、首都圏との賃金格差が開く傾向にある。これに相関して若年層の首都圏への流出が増加していったと考えられる。

2 最低生計費試算運動とリンクして

最低賃金について運動の確信になったのは、何といっても 2009 年から着手し、2010 年 6 月に発表した最低生計費試算運動である。当時リーマンショックによる派遣切りが横行する中、静岡県はその直撃を受け、最低賃金を上げる必要性があった。そのためにその要求の根拠となるものが求められていた。静岡の試算は、全国的には首都圏、東北に続く試算で、地域からトライした試算運動となった。試算の結果は、憲法 25 条にもとづいた「きちんとした生活」をするのに、25 歳単身男性モデルで月額 23 万 7357 円、時給換算で 1366 円となり、前々年の首都圏モデル（さいたま市に住み、東京 23 区に通う）の 24 万 1782 円、1300 円よりも静岡における生計費が高いことになった。

最低生計費の試算によって、最低賃金で生活する労働者は、「きちんとした生活」より半分少しの水準で生活せざるをえず、憲法で定められた健康で文化的な最低限度の生活にほど遠いことの確証となった。また首都圏の最賃生活者と比較して、生計費はほとんど変わらないにもかかわらず、月 2 万数千円低い水準の生活をしなければならないことも明らかになった。

2010 年 6 月の記者会見の時には、静岡県において時給 1000 円以下の労働者をなくしたときには、県内で 1100 億円の新たな需要が生まれるという試算も発表し、最低賃金の引き上げで地域経済がよくなることも訴えた。

3 地域との合意を重点に

最賃引き上げを世論喚起することで地域の合意にしていこうと、人口社会減対策として自治体に対する働きかけを行うことになった。当初自治体の人口社会減対策は、「産業の振興と雇用の創出（静岡県の人口減少対策への提言）」というもので、雇用には触れるものの賃金についての言及はなかった。にもかかわらず最賃引き上げの運動を、静岡県の人口減少とリンクさせて展開すると自治体側の反応がかなりあることがわかった。

2014 年から始めた議会の最賃引き上げに関する意見書は、県内 10 議会で採択された。うち 8 つが首都圏と接した人口減少の著しい東部の自治体である。

同じ時期から静岡自治労連が毎年実施されている憲法キャラバンにおいて、2 年連続「人口社会減問題」について取り上げた。国は、日本創成会議の増田寛也氏の人口減少論に呼応して、各自治体の人口減対策を前提とした「総合戦略」の策定を課している。各自治体に対して「静岡の社会減にはこの地域独特の理由があるはずだ。国のメニューだけを引き写すような対応は避けるべきだ」と国の地方創生とも切り結んで懇談を進めた。

首長を含む自治体当局者と懇談をすると賃金問題でも話が弾むことになる。必ず訴えたのは、地域の資源を活かした雇用、そして賃金問題では静岡県の最賃引き上げと公契約条例の制定である。最賃を地域の経済、その衰退にかかわって懇談すると、様々な反応が生まれる。「首都圏に（静岡県の）最賃が並ぶくらいでない」と、下田には人が来ない、戻らない」（下田市長）、「賃金は地域経済にとって重要だ。今、最賃を

あげることには大賛成だ。私ができることは大いにしていきたい」(湖西市長)、「賃金が人口減少の要因かどうかもう一度調査したい」(静岡県総務部長)と多くの自治体で私たちの問題提起を積極的に受け止めてもらうことができた。

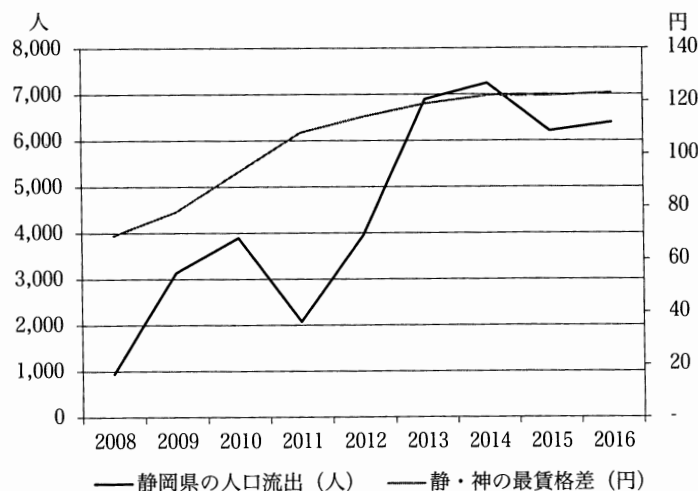
自治体当局者、特に市町村はこれまで地域の賃金について、人事委員会は別としてその行政の範囲ではなく、どちらかというに関心のない分野である。しかしアベノミクスのもとで進む首都圏との格差拡大の結果、人口社会減を通じて地域の衰退、地域経済の問題として賃金をとらえるに至った。かなりの数の自治体当局が理解を示してくれた。

私たちは、静岡県の調査した「人口減少資料」が載った全労連の最賃についての説明パンフを携えて懇談に臨んだのだが、ある市長が「このグラフや表は見たことがある」というので、「どこですか?」とたずねると「県市長会で配布された」というのである。詳しくお聞きすると、三上湖西市長(当時)がコピーを配布して地域経済のために最低賃金を上げるべきと国に意見を言うべきだと発言していたことがわかった。

三上市長は2015年、2016年と連続して、最賃審議会が中央審議会の目安どおりの引き上げを答申した際の異議申し立てにおいて「横並びではなく、大幅な引き上げを」と要請する異議申し立ての文書を静岡労働局長宛に送った。その内容は、①人口流出の阻止、②母子家庭の貧困率の解消を理由とし、東京、愛知に続く全国第3位の県民所得であるにもかかわらず、最賃が全国平均以下なのは理解できない」というものだったが、住民に選ばれた市長の異議申し立てであるにもかかわらず結果は残念ながら「却下」となった。また静岡県評と共同で、最賃引き上げの記者会見を実施し、最賃審議会の傍聴もいっしょに行った。

いまや賃金の低さが人口流出と結びついているということは、かなり地域の合意となっている。17春闘において地域の経済団体と懇談しても「賃金の低さが人口流出の原因になっていると思う」(中小企業団体連合会)、「私たちが提案している地域循環型経済、地産地消と同じ」(中小企業家同友会)との意見が出され、地方のマスコミも論調が浸透してきていると実感でき

図1 静岡県の人口流出数と静岡・神奈川の最賃格差の相関



る。全国の隣接する都道府県の中で、静岡県・神奈川県最低賃金の差123円は、和歌山県・大阪府の130円に次ぐものである。今の都道府県最賃制度がある限り、この格差は開くばかり、人口流出も止まらない。この静岡の地から全国一律最賃制の声を上げ、実現を図っていききたいと思う。

(はやし かつし・静岡県評議長)

特集 ● 全国一律最低賃金をめぐる諸問題

■ 京都総評

中小企業支援で最賃引き上げを

池田和弘

1 京都府の現状

京都府は、北西から南東方向に長さ約 140km の細長い形状で、面積は、4612.19km²。15 市 10 町 1 村あり、260 万 4935 人（2017 年 1 月 1 日現在）が暮らしている。

市町村経済計算によると、2013 年の京都府内の総生産は 8 兆 5522 億 77 百万円、そのうち、京都市域が 7 割以上を占めており、経済的には、京都市域とその他の地域の格差が大きいことも特徴の一つである。

京都経済を担っているのは、事業所数の 98.6 % を占める、従業員 50 人未満の中小企業であり、そこに約 7 割の労働者が働いている。

国勢調査の産業別従事者数から見ると、1990 年は、①製造業 25.8 %、②卸売・小売業 24.6 %、③サービス業 23.9 % の順となっていたが、2010 年の調査は、①サービス業 35.7 %、②卸売・小売業 17.1 %、③製造業 15.9 % と変化しており、従事者数でみると、モノづくり産業（製造業）が比率を大きく下げ一方、医療・福祉を含むサービス業が、従事者数の 3 分の 1 を超え、また、小・零細商店の廃業が続く卸売・小売業も大きく従事者数を減少させているなど、産業構造の変化が見て取れる。

このように、産業構造が変化してくる中で、非正規雇用労働者が増大し、京都の非正規率は

43.9 %（2014 年経済センサス）となっている。

非正規率が高い順にみていくと、①宿泊・飲食サービス業 77.8 %、②生活関連サービス・娯楽業 56.3 %、③卸売・小売業 53.8 % となっており、広義のサービス業全体では 52.6 % におよんでいる。しかも、非正規率が高い産業ほど、平均賃金との乖離が大きいのも特徴である。乖離が大きい順に、①宿泊・飲食サービス業 41.5 % ②生活関連サービス・娯楽業 59.2 %、③職業紹介・派遣業 67.2 % となっており、非正規雇用の増大が、労働者全体の賃金の下降圧力として働いていることが明らかになってきた。

また、いくつかの経済指標で、2007 年と 2012 年を比較してみると、京都府・市とも総生産（名目・実質）、総所得で全国平均を上回り、特に実質府内（市内）総生産では、府・市ともに 2007 年を上回っている。しかし一方、雇用者報酬では府・市ともに全国平均を大きく下回り、家計側の可処分所得も全国平均に比べて悪化し、地域の需要に支えられた業績とはなっていない。その結果、京都府の経済状況は、外的要因に左右されやすくなっている。

このような中で、労働者の大幅な賃上げと労働条件の改善を勝ち取るためには、外的要因を最小限度に抑え、地域内での自律的な生産活動に支えられた、循環型の経済構造に変える必要があり、そのためには、非正規雇用労働者の組

織化、最低賃金の大幅な引き上げ、中小企業振興をセットで運動を進めていくことが求められている。

2 「地域再生のための提案」を活用しての対話活動

上記のような問題意識から、京都総評では、従来から、「フトコロあたたため、地域を元気に～京都総評 地域再生のための提案～」を活用して、中小企業団体との懇談を定期的に取り組んできた。2016年の6月には、「京都総評 地域再生のための提案」を、最近の情勢を反映させたものに改訂した。その主な提案内容は、以下の通りである。

①時間額 1500 円をめざし、今すぐ 1000 円の実現が必要。最低賃金を引き上げて地域経済の好循環を創り出すとともに、引き上げのための環境整備を行うため、「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）」について、京都を含むすべての都道府県で活用できるようにするとともに、制度の抜本改善を国に求める。

②京都府・公契約大綱、京都市・公契約基本条例には、いずれも賃金の下限を定める条項がなく、実効性に乏しい。条例に賃金の下限額を明記することにより、発注者たる自治体等は適正な賃金を保証した上で、受注事業者に対して適正な利潤を保障し得る価格保障が必要。

③京都で正規求人を増やしていくことが重要。京都府内大企業に積極的に正規採用を求めていることと合わせ、下請け等関連企業への取引環境の改善を求めることによって、当該企業での正規求人の増加を促していくことが重要。また、府内、市内の中小企業の多くが、必要とする人材を確保しきれていない問題の解消も重要で、

行政と大学・高校等の教育機関、関係する経済団体、当該企業の連携協力を強め、正規雇用を増やしていくことを求める。

④地域を支える中小企業を京都経済の主役に据えるため、中小企業憲章の精神を京都市的に発展させ、仕事起こしを始め、生産者から消費者に至る、流通経路までを見据えたコーディネートを含め、自治体、事業者、住民の取り組み、大企業・大型店が地域に対して負うべき責任と地域に対する貢献、地元中小企業との共存についての方向性を明記した中小企業振興条例を制定し、それに基づいた一貫性のある対策を講じることを自治体に求める。

⑤上記以外に、地元中小企業の募集採用活動の支援のための連携強化、自治体独自の支援制度の創設、ブラック企業・ブラックバイト対策の強化、住宅改修助成制度の創設、保育料や介護保険料に跳ね返らない形での運営費補助の増額や、保育士、介護士の処遇改善の抜本強化、エネルギーや地元産品の地産地消の推進、長期にわたる人づくりと、地域での人材確保育成の強化などを提言している。

この提言をもって、6月には、経済同友会、中小企業家同友会、中小企業団体中央会、京都府商工会連合会、京都商工会議所を訪問し、懇談を行った。また、京建労は独自に建設業協会との懇談を行った。その中で、労働者の賃上げは、地域経済の活性化にとっても必要となっていること、最低賃金の引き上げには中小企業支援策の強化が不可欠であることなどが共通の認識として語られた。

さらに、11月28日から12月6日にかけて府内の商工会・商工会議所の訪問キャラバンに取り組んだ。訪問できた商工会・商工会議所は、北から、京丹後市商工会、伊根町商工会、

宮津商工会議所、福知山市商工会議所、綾部商工会議所、舞鶴商工会議所、南丹商工会、京丹波町商工会、亀岡商工会議所、向日市商工会、長岡京市商工会、大山崎町商工会、宇治商工会議所、城陽商工会議所、京田辺商工会、八幡市商工会、久御山町商工会、和束町商工会、井手町商工会、宇治田原町商工会の20カ所におよんだ。

懇談内容の特徴は、第1は、地域経済が疲弊している実態がリアルに明らかになったことである。全体として会員が減少しており、その中心が建設業であること。ものづくりの拠点もすでに疲弊しており、商店街の業者などでは、世代継承が困難で廃業が多いこと。

第2は、最賃引き上げは、労働者・家族の暮らしはもとより、地域の産業と人を持続可能にしていこううえでも、待ったなしの課題であり、中小支援策での国などの役割発揮が急務になっていることなどについても懇談ができた。

第3は、地域にお金を循環させることは、工業団地の企業任せ、大型店まかせではできないということも、共通の実感となった。

第4は、非正規・間接雇用でなく、地域に育つ人を地域で良質な雇用に就き、お金だけでなく、人も循環していく地域をつくる課題が重要であること。その関係で、奨学金問題も話題になった。

第5に、各自治体、京都府政が果たさなければならない役割も浮き彫りになった。関係者からも、「住宅改修助成制度が地域経済の活況を開いている」「まともな公契約の在り方が地域の産業も雇用も人材も育てる」などの声が出された。合わせて、安倍政権「観光立国」に呼応した京都府のキャンペーン「もう一つの京都」などは、一時的な経済対策で、持続可能な地域

をつくる施策となっていないことも明らかになった。

3 共同を広げ要求実現へ

これらの対話・懇談活動は、地方最賃審議会の中でも、大きな成果を生み出した。2016年の京都府の地域最賃について、経営者側は、「意義はわかるが高すぎる」と時間額24円の引き上げに抵抗したため、意見で全会一致とはならなかった。しかし、中小企業支援策については、業務改善助成金を「全国で活用でき」「賃上げを実施した企業であまねく活用できるよう」改善が求められ、「直接的で、効果的な、そして中小企業・小規模事業者が利用しやすい助成金制度の新設」の要望が、事実上の全会一致で答申に盛り込まれた。

4 17春闘の課題

最低賃金を引き上げる取り組みは、中小企業団体とも合意が広がり、前進しつつある。引き続き、運動の前進をめざすとともに、地域経済にとって、もう一つの重要課題、公契約条例の制定・改善の課題が急浮上している。京都府は、公契約大綱に賃金条項を入れ条例化することに一貫して背を向けている。しかも、公共工事設計労務単価と、現場労働者が受け取る賃金の乖離についても調査すらしようとしていない。2月27日には、それに抗議して、京建労のみなさんが、府庁前での座り込みと要請行動も行われている。また、業務の委託先が変更されると、そこで働いていた労働者の雇用が失われる事態も発生している。

来年の京都府知事選挙も念頭に、17春闘期に京都府への要求運動を強めていきたい。

(いけだ かずひろ・京都総評事務局長)

労働戦線 NOW



2017 春闘と「働き方改革」の攻防 経団連は過少ベアと春闘変容を狙う

青山 悠

2017 春闘は3月のヤマ場を越え、ねばり強い闘争が展開されている。経団連は経営側の交渉指針となる経労委報告の「序文」で、春闘のあり方にも関わり、賃上げだけでなく、働き方改革や社会保障改悪など幅広い課題を提起しているのが特徴であると明記している。一方、労働側は、アメリカのトランプ新大統領の政策などに伴う内外経済の不透明さとアベノミクスの破綻など経済低迷の打開へ向け、これまで以上に個人消費の拡大による内需拡大へ「底上げ」を含む全体の賃上げを重視しているのが特徴だ。争点の「働き方改革」では同一労働同一賃金や長時間労働の規制、解雇無効の金銭解決制度の論議なども焦点となっている。

■財界も賃上げ容認、世論を反映

経団連は2017 春闘で、賃上げによる経済の好循環実現という「社会的要請」を受け、4年連続で賃金水準を引き上げるペースアップ（ベア）を容認した。

背景には、経団連も認めている個人消費の連続マイナスや「賃上げしないと、アベノミクスが機能しない」などの危機感も指摘され、「賃金引上げのモメンタム（勢い）を継続する必要がある」としている。

日本生産性本部の春闘セミナーで経営側も「政府の働き方改革の一つに賃上げがあり、企業も正面から賃上げに向き合う春闘となる」と

語っている。財界のベア容認は、賃上げで個人消費拡大を主張してきた労働運動と世論の反映でもある。

■賃金・ベアの多様化と分断に要注意

経労委報告は、賃上げについて企業収益は全体として高水準であり、収益拡大企業だけでなく、中期的に収益体質が改善している企業も2016 年と同様、「年収ベースの賃金引上げ」を求めている。具体的には、定昇（賃金カーブ維持）やベア、賞与・一時金の増額、諸手当の見直しなど多様化させている。

ベアについても「さまざまな方法」として、全社員対象の「定率」「定額」に限らず、「子育て世代」「組織への貢献が大きい優秀層への重点配分」「若年」「女性」など6 項目の選択肢を提示した。

3月15日のトヨタ回答は、第2子以降の子ども手当を2万円に引き上げた。一人平均原資は1100 円で「ワンショット・ベア」とされ、回答表示も9700 円（定昇7300 円＋ベア1300 円＋1100 円）とされている。その他の産別でもベアの若年配分が見られる。

財界の提起は、職場全員の賃金水準の引上げでなく、査定強化や自社型賃金決定などで春闘の横断的な賃金闘争の空洞化となり、ベアの多様化と分断には注意が必要である。また一時金増額は、消費押し上げ効果で月例賃金より弱く、

大手と中小の格差拡大となり、ベア獲得を重視すべきだろう。

■春闘、組合の変容狙う

経団連は「春闘」について、「闘い」とは捉えていなく、「労使協調路線」のもとに「労使パートナーシップ対話」としている。組合を経営組織の一つとし、労使対話も賃上げ重視からの分散化など春闘の変容も示唆している。問題は、その結果、成果配分でゆがみは拡大し、大企業の内部留保は 313 兆円へと増え続けている。

経団連の関係者は、賃上げのスタンスについて、「大原則」は「総額人件費の管理」と「企業の支払い能力」を強調しているのも今年の経労委報告の特長と語る。その「大原則」から、中小の賃上げなど格差は正に背を向けているのも特徴だ。

最賃についても「影響率」（改訂後、最賃以下で働いている労働者の割合）の上昇傾向に危機感を強め、初めて公労使の「審議会方式」の見直しを提起した。特定（産別）最賃も地域最賃以下が増加し、「廃止に向けた早急な検討」を求め、賃金の底上げを徹底している。

春闘の原点は、賃上げを軸に、労働・福祉など国民要求をストで実現させる「闘い」である。財界の春闘変容に対し、総がかりの国民的春闘が求められている。

■働き方改革、社会保障改悪に要注意

「働き方改革」とかかわり、多様で多岐にわたる選択肢を提起しているのも経労委報告の特徴である。財界の「働き方改革」は、「多様で柔軟な働き方」など雇用の流動化とからませていることに注意が必要だ。

重要課題の同一労働同一賃金については、欧

州の職務給制度とは異なるとして、「日本型同一労働同一賃金」を提起。「仕事・役割・貢献度」など会社側の考慮で同一と評価される場合に同じ賃金を支払うとしている。その結果、全体として同一労働同一賃金の実効性は疑問視され、格差の固定化も危ぶられている。

もう一つの課題である労働時間制度改革では、時間外労働の上限規制やインターバル規制に触れている。一方、労働時間規制の適用除外となる「高度プロフェッショナル制度」（残業代ゼロ法案）の早期成立を強く要求。時短政策は矛盾し、規制の「抜け穴」も懸念される。

また、今回の報告書が社会保障改悪を従来以上に強調していることにも要注意である。

社会保障改悪の理由は、3 年連続して「大幅な」賃上げをしても、個人消費が拡大しないのは、社会保障の負担増による「将来不安」から賃上げの効果が減殺されているとしている。

しかし、その理屈はごまかしといえる。実態は 3 年連続で賃上げ率は 2 %を超えているが、ベアは 0.3 ~ 0.5 %に過ぎなく、実質賃金はマイナス 0.1 %程度へと転落している。

経団連の関係者に、社会保障の負担増による「将来不安」から賃上げの効果が減殺されているとしているが、「実態はベアが月 800 円、1 日 20 円では少なすぎて、消費にまわせないのではないか」と聞いたところ、「将来不安の解消にはベアが必要だ」と答えている。財界は、個人消費の拡大につながる「大幅なベア」と社会保障企業負担率を日本の 23 %からヨーロッパ並みの 36 %程度に引き上げることも検討すべきだろう。

■連合は社会性重視、産別で明暗

2017 春闘で連合は、「社会的」な取り組みを

重視しているのが特徴だ。連合の神津里季生会長は「物価を後追いする従来の春闘ではデフレ脱却は夢のまた夢だ。ベアを求め、社会にうねりを巻き起こそう」「賃上げの社会的波及」と強調している。自動車など金属労協の相原議長は「春闘で安定した経済と社会へ社会的責任を果たそう」と訴え、電機労連は「社会的役割春闘」を提起し、中小の宮本JAM会長は「賃金の社会性」を強調している。

3月15日をヤマ場とする連合の先行回答の特徴は4年連続でベアを確保したものの、水準は低く、自動車、電機など輸出関連は昨年マイナス、UAゼンセンなど内需関連はプラスと、産別で明暗に分かれていることだ。

全体のベア水準は低く、連合の賃上げ(3月23日現在)は昨年マイナス111円の6224円(2.05%)で、ベアは1294円(0.42%)にとどまる。春闘に影響を与えるトヨタは基準内賃金が昨年より4150円低下しているが、ベアは昨年より200円マイナスの1300円、0.37%にすぎない。

一方、内需関連や中小産別は、人手不足の解消と格差是正を掲げ善戦している。UAゼンセンは昨年と比較できる99組合平均で昨年来を182円上回る1533円(0.54%)となり、非正規のパートは、正規の賃上げ2.24%を上回る2.53%と健闘している。フード連合は、業績好調や人手不足などを反映して、味の素がベア1万円(定昇7823円別)を獲得。産別の中小労組春闘支援対策会議やグループ親企業組合などが中小支援を強めている。

内需関連や中小は連合の2%要求基準を守り、自動車、電機などの1%に対し、「大手追従・大手準拠」の脱却をめざし共闘体制を強めているのが特徴だ。

■付加価値循環2年目で運動拡充へ

公正取引や適正価格の実現、付加価値の適正循環の取り組みは2年目を迎え広がりを見せている。

春闘に大きな影響を与えるトヨタでは、17年3月期第3四半期決算報告によると、営業利益は1兆5554億円(前年比32.5%減)で、大幅の減益となっている。ところが原価改善は前期より20%増の3050億円と700億円も増やしている、その多くが下請価格値下げによるコスト削減の「カイゼン」の効果とされている。

自動車総連の相原会長は、「個社の評価は避けたい」と述べた上で、「付加価値の増加は否定しない。人が介在し、新たな工夫などの取り組みがされているからだ。しかし公平さ欠く取引は改めなければならない」と強調。自動車工業会などで手形決済や人材育成などが改善されたことを指摘しつつ、「付加価値循環の運動で世の中で先鞭をつけたことを多とし、運動を強めたい」と語っている。政府も公正取引ガイドラインの拡充に取り組み始めた。

JAMは中小、下請の立場から、公正な取引の実現へ向け、産別として取引実態と賃上げとの関連を調べるアンケート調査を実施。616社の回答では、価格引下げで実施した施策では「労務費や固定費の削減」が35%にも達している。2017春闘では経営側に対して「製品やサービスの付加価値が適正に評価される取引の実現」を求め、産別会長名と単組委員長名で要請。これまでのような「賃上げ原資の配分春闘」ではなく、「賃上げ原資を生み出す春闘」への転換を追求。「労使の一体」の運動を展開し、経済産業省など関係省庁や業界団体にも要請している。

組合員の意識調査で注目されるのは、鉄鋼、造船などの基幹労連では、政党支持で民進支持の18%に対し、自民支持は23%と、民進を上回り、過半数が支持政党なしと報告されている。参院選では民進党の組織内候補が落選し、政治と政党、政策、労働運動との関係が改めて問い直される事態となっている。

■トランプ大統領の言動に反論も

トランプ米大統領の言動に警戒と反論が労働界から表明されている。連合の神津里季生会長は、1月に就任したトランプ米大統領の言動に世界が振り回されている現状にも触れ、「こういう時だからこそ揺るぎない日本を取り戻さないといけない。春闘への悪影響も懸念されるが、なぜわれわれがボタ（くず）をかぶらなければならないのか。経営側はトランプを言い訳にするな」と不快感を示した。

自動車総連の相原康伸会長もトランプ米大統領がトヨタを名指しし、米国市場向けの自動車を隣国のメキシコで生産するなら高関税を課すと、ツイッター上で警告した問題について、「特定の地域、国、産業を名指しして閉鎖的な貿易環境を目指すことは、地域、自動車ユーザー、働く人のいずれにも利益をもたらさない。率直に言って憂慮せざるを得ない」と懸念を示した。また日米首脳会議と2国間交渉について、自動車としては国内雇用に傷がつくことは問題であり、日米労働者間でウインウインの関係になることを目指したいと語っている。

日本生産性本部の労使幹部春闘セミナーでも、トランプ大統領の政策について、経済産業研究所の担当者が「減税、インフラ投資は経済を押し上げるが、保護主義と移民規制は成長阻害となり、分配政策の強化なき政策はトランプ離れ

を招く可能性がある」との見解を述べた。

全労連の小田川義和議長もトランプ米大統領のツイッター上での発言をめぐる日本企業の動向に苦言を呈した。「トヨタは向こう5年間で1兆円を超える投資を米国で行い、雇用への協力を即座に表明した。下請け企業には単価引き下げを要請し、景気が悪くなれば期間工を即座に解雇する。海外生産で地域経済と雇用を壊しながら、個人のつぶやきで大盤振る舞いを表明する異常を許してはならない。ここに日本の大企業の本質があるのではないか」と指摘した。

アメリカのメディアにも「へつらい」「おべっか使い」と揶揄された安倍首相の日米首脳会談。アメリカ第一、日米同盟第一では対米追随による経済と軍拡路線への暴走と破綻は必至である。

■全労連はストと総がかり春闘

全労連などの2017春闘で小田川義和議長は「実質賃金の11年以降5年連続マイナスや安倍政権の改憲策動の阻止など、要求の一致に基づく共同拡大と統一戦線的な運動の強化を」と呼びかけている。

要求は賃上げ月額2万円以上、時間額150円以上の引き上げなどを掲げ、全国一律最賃制のアクションプランや地域の経営団体、自治体との共同拡大を重視している。

闘争体制では、集中回答翌日の3月16日に民間はスト、公務は早朝職場集会を行い、「大幅賃上げ」「安倍働き方改革反対・均等待遇と労働時間上限規制の実現」「戦争法制廃止」の3大要求で全国50万人の行動を展開する方針だ。井上久事務局長が昨年末に病気で急逝し、代わって方針を提起した野村幸裕副議長は「情勢の大きな変化が、大幅賃上げの契機となる」

と述べ、統一闘争の格段の強化を呼びかけた。

賃上げ回答（3月24日現在）は昨年プラス715円の5413円で、連合の昨年マイナスとの違いを見せている。闘いでは春闘ヤマ場の3月16日にストを含む官民全国闘争を展開し、昨年を上回る19産別47地方で20万人が参加した。産別では医労連が4万円以上を掲げ78組合のストを含む310組合が決起した。3万円以上を掲げるJMITUや建交労をはじめ、福祉保育労は格差是正を掲げ初めて84職場がストで決起した。自治労連も3万人規模で初の早朝職場集会などを展開した。

共同では、全労連と全労協、平和フォーラムなどの総がかり行動が初めて「格差・貧困ノーの社会」を掲げて2月19日に東京で集会を開き4000人が参加した。戦争法廃止と格差・貧困打開を両輪として毎月19行動を展開し、安倍暴走政治阻止の運動拡大として注目される。

■「今後3年で準備を」ガイドライン

政府の「同一労働同一賃金ガイドライン」（案）の策定に深く関わった水町勇一郎東京大学教授が法律関係の研究会で講演し、「今後3年かけて準備を」などの説明を行った。同案は、今後、労働政策審議会を経て、今年中に労働契約法、パート法、派遣法の関連法案が出され、2019年4月の施行となる予定だ。講演では「2年3カ月の間に十分準備をしないと、施行後、裁判に訴えられて違法とされることも出てくる。そのためには施行までに3回ぐらい春闘として、2017、18、19春闘で是正を」と語った。

ガイドラインのうち、基本給については、職能給、業績・成果給、勤続給など複数の要素で構成されている場合、賃金を各要素ごとに因数分解し、「部分的同一」として均等・均衡を説

明できるリーズナブル（合理的）な賃金制度にすることが必要と指摘した。定昇、ベア、賞与なども均等・均衡が必要と指摘。精皆勤手当、深夜・休日手当、通勤手当、食事手当て、福利厚生なども同一賃金処遇となる。

退職金、住宅手当、家族手当についての記載はないが、「違法であるとかないとかは挙げていないが、すべての労働条件について労使で点検してほしいというのが主旨」と説明した。

問題は、2019年4月施行となると、企業側は負担増を避けるため、賃金制度や諸手当制度を変更するかも知れないと指摘。その場合、正社員の処遇を引き下げることによって均等・均衡を図ることは「厳に慎むべきで、下げてはならない」と断言した。政策の背景には、生産性向上などで格差を是正し、労働分配率を上げて賃金を引き上げ、経済の好循環実現策があるからだと言った。焦点の「事業主の説明義務」については、待遇差について説明できるように法律で規定することになると示唆した。

同一労働同一賃金やガイドラインでは、賃金の各要素ごとの因数分解の方法は不明確だ。また職務給などとの部分的同一では、限定正社員との関係に加え、職務遂行能力、業績、キャリアコースなども考慮されると、同一労働同一賃金の実効性が疑問視され、格差の温存も懸念されている。

■残業基準緩和で過労死ラインまで

政府の「働き方改革実現会議」は、残業時間の36（サブロク）協定の見直しで月45時間、年360時間とする大臣告示を法律で原則と明記する方針だ。しかし、「特例」として、労使協定を結べば年間720時間、月平均60時間まで認めるとし、現行の大臣告示の基準を大幅に緩

和した。しかも、一時的に事務量が増加する場合、年間 720 時間内で労災認定基準（月 80～100 時間）を超えない範囲で上限を設けることが出来るとしている。さらに「インターバル休息」の法制化も見送る方針だ。

政府案は残業規制とはほど遠く、過労死認定基準並みの上限は大問題。連合の神津会長は「罰則付きの上限規制は重いが、720 時間は長すぎる」と指摘。全労連は「過労死根絶を願う労働者の期待を裏切るものだ」と指摘している。

加えて、労働時間規制そのものを適用除外とする「残業代ゼロ」法案とセットとしており、政策は矛盾し、労働時間破壊法案は撤回すべきだ。

労基法は週 40 時間、1 日 8 時間労働を罰則付きで定めている。残業上限も大臣告示を最低限とし、EU のように週 48 時間の規制や「インターバル休息」の法制化を検討すべきだろう。

■違法解雇の金銭解決で労使激突

「解雇無効の金銭解決制」導入に向けた厚労省の有識者検討会が再開され、導入の是非をめぐり、労使が激突した議論をたたかわせている。同制度はこれまで 2 回にわたって導入が断念されてきた経過があり、労働界や労働弁護団は「三度も阻止を」と反対運動を強めている。

厚労省の有識者検討会には、「対象となる解雇」について、労基法などの法律で禁止されている解雇として 9 項目の検討を提起している。具体的には、「業務上の傷病による休業期間及びその後の 30 日間の解雇」「労働組合の組合員であることなどを理由とする解雇（不当労働行為）」「育児・介護休業の申し出や取得を理由とする解雇」などである。

解雇の対象中で、とりわけ労働運動との関係

では、組合の結成や団交拒否、不利益待遇など、使用者の不当労働行為による解雇も検討課題にあげていることだ。もし合法化されると、組合つぶしや活動家の排除など、使用者の不当労働行為のやり放題ともなりかねない。

厚労省検討会では、使用者や導入賛同の学識者が「労働者の選択肢を増やす制度であり、イタリアでは使用者も申立できる」「今まで泣き寝入りしていた人がより使いやすい制度になる。労働者としてもいいものだと思う」と発言している。

これに対して、労働側からは連合の委員や日本労働弁護団の弁護士が「使用者にリストラ、解雇自由の武器を与えることになる。解雇無効の救済は金銭でなく、労働者に職場復帰の就労請求権を認めるべきだ」「解雇規制が緩和されれば労働条件が劣化する」「労働審判が軌道に乗っており、解雇の金銭解決制度を新たに設ける必要はない」「違法解雇が横行し社会規範の破壊と、経営者のモラルハザードが懸念される」「労働者の申し立てに限定して制度を導入しても、次の法改正で使用者の利用を可能にするのではないか」など導入反対を主張した。

解雇無効の金銭解決制度は 2 回も葬りさられた制度だ。2003 年の労働基準法改正時と、2006 年の労働契約法制定時にも導入が検討されたが、「違法解雇の誘発となる」「中小経営への金銭負担が重くなる」などから、「引き続き論議」とされ、法案化を断念した経緯がある。労働弁護団は「制度が導入されると、解雇規制は崩壊し、労働者の権利行使も抑圧されることになる。法理論的にも無理があり、運動で 3 度つぶせる」と檄を飛ばしている。労働界打って一丸となった反対運動が求められている。

（おおやま ゆう・ジャーナリスト）



編集後記

賃金制について、理論・実態・運動・国際動向等、さまざまな側面から論じられている。

■近年、運動の要求として「最賃1500円」が掲げられるようになったのは、画期をなす出来事である。この背景にあるのは、雇用や社会保障の劣化に対する国民・労働者の不安・不満・憤りである。本人の努力や能力に関係無く、「フルタイムで働いたとしても食べていけない（きちんとした生活を送れない）」事実を、誰も正当化することはできない。全国一律最賃の正当性は、本号の随所で主張されている。では、正当性があれば物事は動くのか。言うまでもないが、全国一律最賃が実現するか否かは、運動主体の今後の展開いかんにかかっているのである。

■特集以外では、2017年春闘や、「働き方改革」をめぐる政府・財界と労働運動との攻防等を掲載している。ご一読の上、是非感想をお寄せいただきたい。(S.N.)

■本号の特集では、労働運動にとって長年の悲願ともいえる全国一律最低

【特集】日本の地方組織の活動の特徴と飛躍の可能性

地方組織調査は何を示したか
——その特徴と明らかになった前進方向
小林宏康

地方組織の先進的な活動の経験とその広がり
熊谷金道

地方組織が取り組む組織拡大の新たな発展方向
國分武

地域に広がる地方組織の役割と運動前進の可能性
東洋志

地方労連からの報告
(内容は一部変更することがあります。)

「読者の声」欄への投稿を募集

本誌についての率直な感想、ご意見などを、編集部までお寄せください。掲載分には図書カードを進呈します。

E-mail: rodo-soken@nifty.com

季刊 労働総研クォーターリー No.105 (2017年春季号)

2017年5月1日発行 定価: 本体1200円+税 年間: 4800円+税

編集・発行 ● 労働運動総合研究所

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501

TEL.03-3230-0441 FAX.03-3230-0442

http://www.yuiyuidori.net/soken/ E-mail: rodo-soken@nifty.com

発 売 ● 株式会社 本の泉社

〒113-0033 東京都文京区本郷2-25-6

TEL.03-5800-8494 FAX.03-5800-5353

http://www.honnoizumi.co.jp/ E-mail: mail@honnoizumi.co.jp

印刷 ● 亜細亜印刷株式会社 製本 ● 株式会社村上製本所

落丁本、乱丁本は小社にてお取り替えいたします。定価は表紙に記載されております。

本書の内容を無断で複写複製、転載することは、法律で定められた場合を除き、著作権の侵害となります。

© The Japan Reseach Institute of Labour Movement (Rodo Soken)/ HONNOIZUMISHA INC.

Printed in Japan ISBN978-4-7807-0773-1 C9336

全労連・労働総研編

データブック

2017年

国民春闘白書

賃金底上げと雇用の安定、地場産業振興で地域の活性化
STOP暴走政治！ 守ろういのちと平和、そして憲法

未来を切り拓く！要求と組織の前進へ、歴史的な岐路の情勢での2017年国民春闘。改憲・戦争する



国づくりをめぐる攻防、経済をめぐる課題での攻防、さらにアベ「働き方改革」とのたたかい、全労働者の賃上げめざすたたかいのために、労働者・国民の力となるデータと解説。
—1000円＋税

井上 久、伊藤圭一、今村幸次郎
寺間誠治、河村直樹、中村和雄

「働き方改革」という名の

劇薬
労働者本位の働くルール確立を

アベ「改革」の本質を明らかにする。

—1000円＋税

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4
郵便振替 00100-6-179157

学習の友社

TEL 03-5842-5641
FAX 03-5842-5645

国民生活と経済をダメにしたアベノミクスを総括！

アベノミクス崩壊

——その原因を問う

牧野富夫 編著

「一億総活躍」どころか格差が拡大——日本経済と国民生活をダメにした経済政策を第一線研究者8人が全面的に検証する！

◎定価：本体1600円＋税／四六判／ISBN978-4-406-06032-5

《主な目次》

- 序章 安倍政権の野望とアベノミクス——富国強兵のゆくえ（牧野富夫）
- 第1章 アベノミクスの国民的総括（友寄英隆）
- 第2章 「アベノミクス」とTPP——TPPからの撤退で、国民生活の安定を（萩原伸次郎）
- 第3章 TPP、インフラ輸出、安保法制と経団連（山中敏裕）
- 第4章 命運尽きる異次元金融緩和と政策（建部正義）
- 第5章 重大化する「働く貧困」とアベノミクス——「働くルール」の確立で打開へ（藤田宏）
- 第6章 「アベノミクス」の現在と労働者のたたかい（生熊茂実）
- 終章 アベ政治とアベノミクスの現段階——「一億総活躍社会」と同一労働同一賃金（下山房雄）



新日本出版社

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-25-6 ☎03-3423-8402 FAX 03-3423-8419 [営業]
www.shinnihon-net.co.jp info@shinnihon-net.co.jp ☆送料 200 円

Featured Theme
Issues Regarding National Minimum Wage

- *Significance and Tasks of Establishing a National Minimum Wage System Yonosuke OGOSHI
- *Tasks for the Minimum Wage Struggle and the Social Wage Struggle Hiroo SAITO
- *Problems of the Current Minimum Wage System Found by the Minimum Living Cost Survey Shuichi NAKAZAWA
- *Impact of Minimum Wage Increase on National and Local Economies Takayuki KIJU
- *US Labor Movement Demanding \$ 15 Minimum Wage Taichi ITO
- TOKYO-TOBU KYODO
To Achieve a National Minimum Wage Legislation – 30-Year Joint Struggle of Traders, Producers and Workers in Eastern Tokyo Kazuyoshi NAKAMURA
- KANAGAWA ROREN
Kanagawa Prefecture Federation of Trade Unions
Realities of “Working Poor” Revealed through the Minimum Wage Lawsuit Hiroyuki FUKUDA
- SHIZUOKA KENPYO
Shizuoka Prefecture Council of Trade Unions
Minimum Wage Increase Is a Key to Revitalizing Local Economy Katsushi HAYASHI
- KYOTO SOHYO
Kyoto District Council of Trade Unions
Support Small- and Medium-sized Enterprises to Realize Minimum Wage Increase Kazuhiro IKEDA

Labor Front Now

- 2017 Spring Struggle and the Battle over “Work Style Reform” – Keidanren Aims to Reduce Reducing Pay-Scale Increases to a Minimum and to Change the Nature of the Spring Struggle Yu AOYAMA



9784780707731



1929336012008

ISBN978-4-7807-0773-1

C9336 ¥1200E

定価： 本体1200円 + 税

発売：本の泉社